



# 秋田県 地域福祉活動計画

ともにつながり 支え合う

ぬくもりと笑顔あふれる

幸せのまちづくりをめざして

平成30年3月

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会

# 秋田県地域福祉活動計画の概要

## 地域福祉を取り巻く環境の変化

- ◇地域社会の変化
- ◇人口構造の変化（少子化・高齢化、人口減少）
- ◇住民の働き方の変化（就労人口の減少、共働き世帯の増加）
- ◇家族形態の変化（核家族化、高齢者の独居化）
- ◇複雑化・多様化する地域生活課題（ひきこもり、就労や家族の問題でのつまずき等）

- ◇地域福祉をめぐぐる動き
- ①ニッポン一億総活躍プランの策定
- ②地域包括ケアシステムの推進
- ③子ども・子育て支援
- ④生活困窮者の自立支援

- ⑤成年後見制度の利用促進
- ⑥障害児福祉計画の策定
- ⑦虐待防止への取組
- ⑧社会福祉法人制度改革

- ◇全社協
- ①福祉ビジョン2011第2次行動方針
- ②社協・生活支援活動強化方針第2次アクションプラン

## 計画策定の趣旨

本会が平成17年度から取り組んできた「地域福祉トータルケア推進事業」は、地域共生社会の実現を目指す方向を先取りしたものであり、今後展開される国や県の施策との整合を図りながら、取組を強化する必要があります。このような状況を踏まえ、本会は、その役割や活動の方向性を明らかにするとともに、地域福祉の推進を図るため、関係機関・団体等と連携・協働して取り組む地域福祉活動計画を策定するものです。

## 計画の位置付け

- ① 県内の市町村社会福祉協議会や福祉施設、民間福祉関係団体等との協働による地域福祉活動を推進するため、中長期的な取組みの方向性を示します。
- ② 平成29年度、策定された秋田県地域福祉支援計画との整合性を図るとともに、連携した取組みの推進を図ります。

## 計画期間

2018（平成30）年度から  
2023年度（6年間）  
※県地域福祉支援計画（6年間）と策定  
サイクルを合わせます。

## 基本理念

ともにつながり 支え合う ぬくもりと笑顔あふれる 幸せのまちづくり  
幅広い関係者との連携・協働のもと、県民の暮らしのあらゆる困りごとと受け止める仕組みづくりや他人事を我が事に变える取組を進め、ぬくもりと笑顔あふれる地域づくりを目指します。

## 計画策定のための5つの視点

**視点1** 地域における総合相談・生活支援の仕組みづくりは進んでいるか  
 (1) アウトリーチの徹底  
 (2) 相談支援体制の構築  
 (3) 地域づくり活動基盤の整備  
 (4) 行政と社協のパートナーシップの強化  
 平成17年度からのトータルケア推進事業等により取組を進めてきましたが、その成果の波及は、地域によって差があり、地域福祉推進の仕組みづくりをさらに進める必要があります。

## 視点2

**地域における公益活動は進んでいるか**  
 地域で生じる複雑で多様な地域生活課題に対応するため、社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の拡大を進める必要があります。

**視点3** 福祉サービスの質の向上と、社会福祉法人や福祉施設の経営管理の強化は進んでいるか  
 福祉サービスの供給体制の整備・充実を図る社会福祉法人制度改革の趣旨を踏まえ、社会福祉法人や福祉施設の経営管理の取組みや福祉サービスの質の向上への取組を進める必要があります。

**視点4** 働きやすく、やりがいの感じられる福祉の職場づくりを進めているか  
 福祉の職場は、福祉二一卒の拡大と機能的な人材不足に対応するため、取組をさらに進める必要があります。

**視点5** 災害や防災への対応強化を進めているか  
 平成29年7月の大雨災害等のように突然発生する災害に対応するため、地域の支援体制づくりを進める必要があります。

## 地域共生の仕組みづくり

### —地域福祉トータルケアの推進—

### 基本方針 I

- 推進項目1 総合相談支援体制の構築**  
 (1) 地域福祉推進体制の構築と取組強化  
 (2) 地域福祉推進を担う人材の育成  
 (3) 権利擁護体制の充実  
 (4) 生活困窮者支援の強化  
 (5) 生活福祉資金貸付事業の推進  
 (6) 高齢者相談事業の推進

### 推進項目2 地域づくり活動基盤の整備

- (1) 地域における支え合いの仕組みづくりの推進  
 (2) 民生委員・児童委員活動への支援  
 (3) 地域におけるボランティア・市民活動の育成支援  
 (4) 課題解決に向けた県民啓発の強化  
 (5) 高齢者の生きがい・健康づくりの推進  
 (6) 県民の善意による支援の充実

### 推進項目3 地域における公益活動の推進

- (1) 地域と社会福祉施設との協働事業の推進

### 推進項目4 行政と社協のパートナーシップの強化

- (1) 地域生活課題に関する調査研究・提言機能の強化

### 推進項目5 災害支援体制づくりの推進

- (1) 災害支援体制の構築  
 (2) 災害に備えた広域支援ネットワークの充実

※各方針の推進項目の下にあるカッコは事業項目です。

### 基本方針 II

## 福祉サービス基盤の強化

—働きやすくやりがいを感じられる福祉の職場づくりの推進—

### 推進項目1 福祉人材の確保・育成・定着の推進

- (1) 福祉人材の確保とマッチングの促進  
 (2) 福祉人材の定着促進と労働環境の改善支援  
 (3) 福祉の仕事への理解促進  
 (4) 福祉保健従事者研修の充実

### 推進項目2 福祉サービスの質の向上と社会福祉経営基盤の強化

- (1) 質の高い福祉サービス提供の促進  
 (2) 福祉事業者の経営基盤・組織の強化への支援

### 基本方針 III

## 組織・経営基盤の強化

### 推進項目1 法人経営の経営基盤の強化と財源の確保

- (1) 会務の運営と事業評価による適正な法人運営の推進  
 (2) 会員の拡大と自主財源の充実  
 (3) 秋田県社会福祉会館の適正な運営

### 推進項目2 職員の資質向上と意識改革

- (1) 職員評価の推進  
 (2) 職員の資質向上

## 計画の進行管理

計画を策定して、目標の実現を図るため、次の取組を行います。

- ① 計画を踏まえて事業を実施します。
- ② 県等からの補助事業や受託事業との調整を図ります。
- ③ 毎年度、事業の達成度を評価するとともに、地域福祉推進委員会で進捗状況を確認します。
- ④ 社会情勢の変化や今後新たに生じる地域生活課題に対応するため、概ね3年目に計画の見直しを行います。

「ともにつながり 支え合う めくもりと笑顔あふれる 幸せのまちづくり」をめざして

わが国では、これまで、各種の福祉制度が様々な問題に対応する形で分野ごとに整備されるとともに、近年では、民間主体の多様な活動も展開されるようになってきています。

一方で、少子高齢化及び人口減少により地域社会のあり方に大きな変化が生じることや、公的な支援だけでは問題解決が困難なケースへの対応が、我が国の大きな課題となっています。

このような中、国においては、我が事・丸ごと「地域共生社会の実現」を目指しており、今後、地域住民が地域福祉活動に参加しやすい環境づくりや住民に身近な圏域における総合的な相談支援体制づくりが進められることとなります。

また、県においても、「秋田県地域福祉支援計画」が策定され、「全ての県民が暮らしやすい地域の実現」に向け、相互に支え合うコミュニティの形成や包括的な支援に向けた体制の構築を目指すこととされました。

本会は、こうした動きを、本会が平成17年度から実施している「地域福祉トータルケア推進事業」と基本的には同一の考え方に基づくものにとらえており、これまでの地域福祉活動計画に基づく活動や事業の成果を検証するとともに、国等の動きを踏まえ、平成30年度からの6年間を計画期間とする新たな「地域福祉活動計画」を策定しました。

この新たな活動計画に基づき、本会におきましては、行政はもとより市町村社会福祉協議会、社会福祉関係団体の皆様との連携、協働により、地域共生の仕組みづくり、福祉サービスの基盤づくりに努めてまいりますので、皆様の御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに、本活動計画の策定に当たり御尽力いただいた地域福祉活動計画策定委員会委員の皆様、アンケートに御協力いただいた市町村社会福祉協議会や本会会員施設の皆様、貴重な御意見をお寄せいただいた福祉関係団体の皆様に心から御礼申し上げます。

平成30年3月

社会福祉法人秋田県社会福祉協議会

会長 佐藤博身

# 目 次

第 1 章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の性格	
3 計画の期間	
4 計画の進行管理	
第 2 章 計画策定の背景	2
1 地域社会の変化	2
2 地域福祉をめぐる動き	4
3 全国社会福祉協議会の取組み	6
4 秋田県社会福祉協議会の取組み	7
第 3 章 計画の構成	11
1 基本理念	11
2 計画の基本方針・推進項目・事業項目	11
第 4 章 計画の基本方針と推進項目等	12
1 基本方針・推進項目・事業項目	12
I 地域共生の仕組みづくり—地域福祉トータルケアの推進—	12
II 福祉サービスの基盤づくり	
—働きやすくやりがいの感じられる福祉の職場づくりの推進—	15
III 組織・経営基盤の強化	16
2 取組みの方向性と年次目標	17
I 地域共生の仕組みづくり—地域福祉トータルケアの推進—	17
II 福祉サービスの基盤づくり	
—働きやすくやりがいの感じられる福祉の職場づくりの推進—	20
III 組織・経営基盤の強化	22
【参考資料】	
1 第 4 期計画の実施状況	23
2 第 4 期計画の成果と課題（事業項目別）	30
3 計画策定のための 5 つの視点	43
4 秋田県地域福祉活動計画策定委員会委員名簿	67

# 第1章 計画の策定に当たって

## 1 計画策定の趣旨

少子高齢化や人口減少、核家族化の進行などによる家族形態の変化、地域でのつながりの希薄化などに伴い、支え合う機能が大きく低下し、地域では複雑で多様な地域生活課題が生じています。

国では、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指すこととしています。

平成29年12月12日に発出された厚生労働省局長通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」では、地域経済・社会全体の中で「人」「モノ」「お金」「思い」が循環し、相互に支える・支えられる関係ができることが地域共生社会の実現には不可欠とし、地域力強化検討会の最終とりまとめで示された①共生の文化を創出する挑戦、②全ての地域の構成員の参加・協働、③重層的なセーフティネットの構築、④包括的な支援体制の整備、⑤「支え手」「受け手」が固定されない参加の場、働く場の創造の5つの視点を重視しながら取組みを推進する必要があることが示されました。

また、秋田県社会福祉協議会（以下「本会」）が平成17年度から取り組んできた「地域福祉トータルケア推進事業」は、地域共生社会を目指す取組みを先取りしたものとすることができ、本会や市町村社会福祉協議会のこれまでの取組みや、今後展開される国・県の施策動向を踏まえ、これらとの整合に留意する必要があります。

さらに、本県における高齢者を地域全体で支える体制づくりをより充実させるため、本会が（公財）秋田県長寿社会振興財団（以下「LL財団」）から高齢化対策に関する主な事業を継承し、平成30年度から実施することとしました。

このような状況を踏まえ、本会は、その役割や活動の方向性を明らかにするとともに、地域福祉の推進を図るため、関係機関・団体等と連携・協働して取り組む地域福祉活動計画を策定することとします。

## 2 計画の性格

- ① 県内の市町村社会福祉協議会や福祉施設・事業所、民間福祉関係団体等との協働による地域福祉活動を推進するため、中長期的な取組みの方向性を示すものです。
- ② 今年度、秋田県が策定した「秋田県地域福祉支援計画」と整合を図るとともに、連携した取組みを推進するものです。

## 3 計画の期間

2018（平成30）年度から2023年度まで（6年間）

## 4 計画の進行管理

計画を着実に推進し、目標の実現を図るため、次の取組みを行います。

- ① 計画を踏まえて事業を実施します。
- ② 県等からの補助事業や受託事業との調整を図ります。
- ③ 毎年度、事業の達成度を評価するとともに、地域福祉推進委員会で進捗状況を検証します。
- ④ 社会情勢の変化や今後新たに生じる地域生活課題に対応するため、概ね3年目に計画の見直しを行います。

## 第2章 計画策定の背景

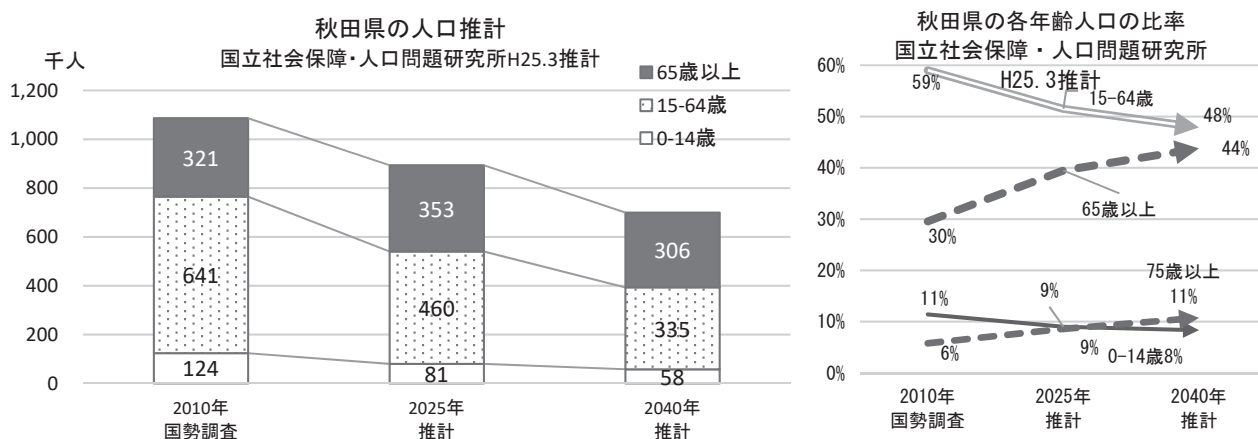
### 1 地域社会の変化

#### (1) 人口構造の変化（少子化・高齢化、生産年齢人口の減少）

秋田県の人口は、平成29年度に100万人を割り込み（秋田県年齢別人口流動調査）、今後も減少を続ける（国立社会保障・人口問題研究所）と見込まれます。

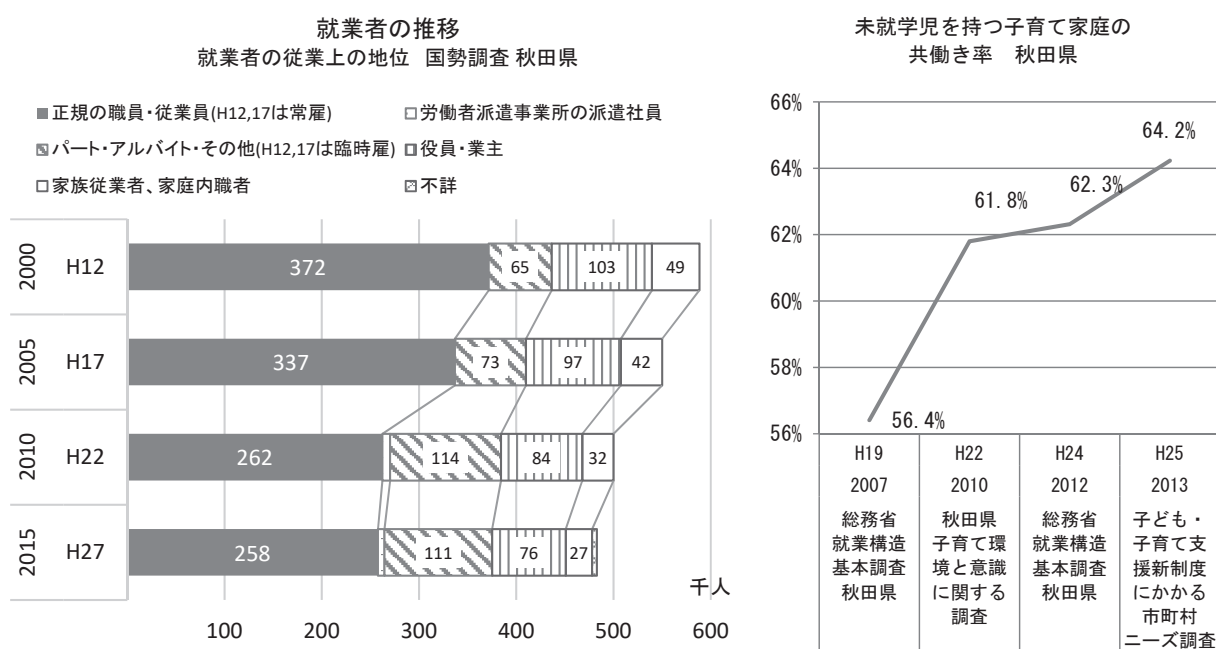
人口構造については、年少人口（14歳以下）や生産年齢人口（15～64歳）が減少する一方、高齢者人口は2025年までは増加した後、緩やかに減少しますが、構成比は2040年には44%まで上昇すると推計されています。

また、75歳以上の人口は2030年にピークを迎え、構成比は2040年には0～14歳人口を上回る11%まで上昇すると推計されています。



#### (2) 雇用情勢の変化（就業人口の減少、共働き世帯の増加）

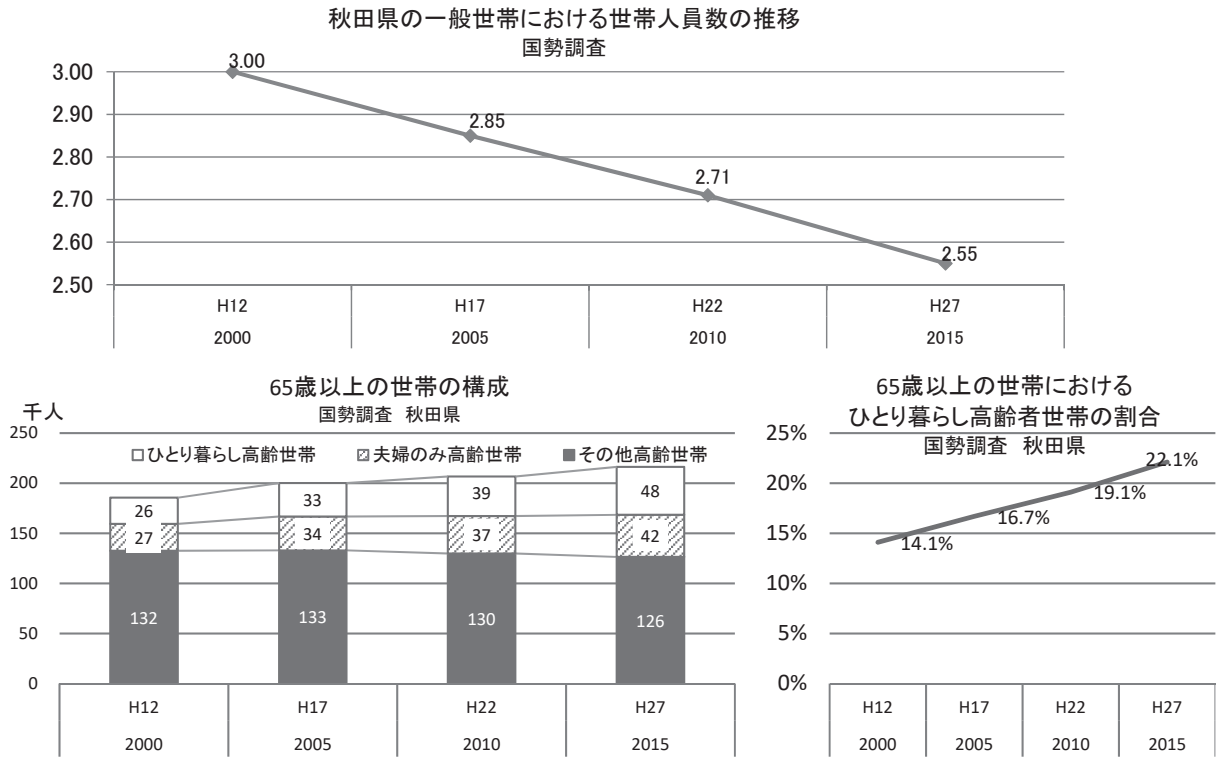
少子高齢化や人口減少、若者の県外流出により、就業人口が減少しているほか、未就学児を持つ子育て家庭の共働き率は年々増加しています。



(3) 家族形態の変化（核家族化、高齢者の独居化等）

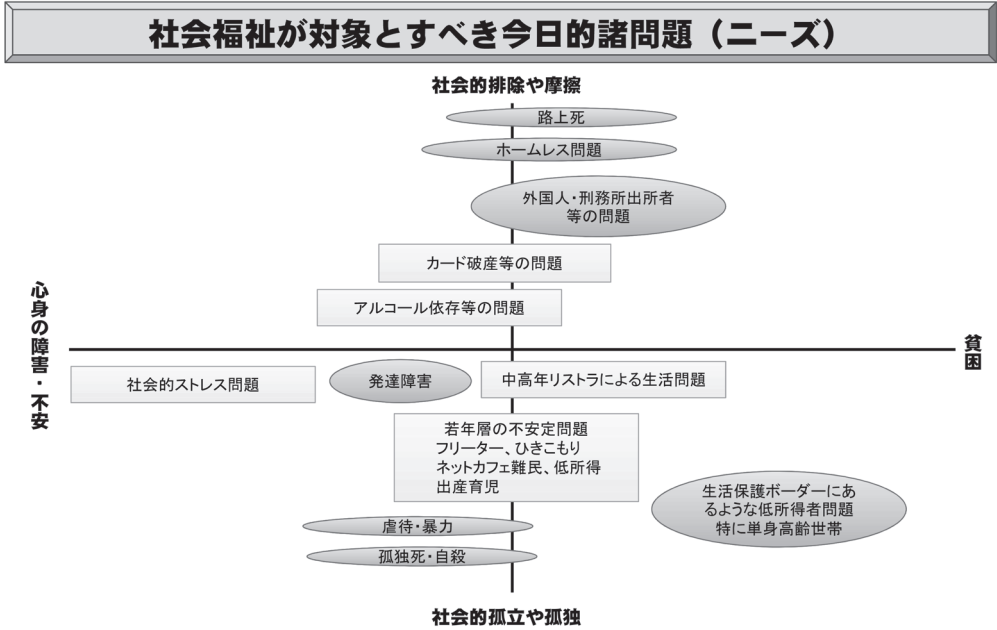
秋田県の平均世帯人員は、ひとり暮らし世帯や核家族世帯の増加を背景に減少を続けており、今後も同様の傾向が続くと見込まれます。

また、65歳以上の高齢者がいる世帯数は、ひとり暮らし高齢者世帯や夫婦のみ高齢者世帯の増加を背景に年々増加しています。



(4) 新たな地域生活課題

少子高齢化や人口減少等により、家族や地域での支え合い機能が弱まる中、複雑・多様な地域生活課題が生じています。



※「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」報告書(平成12年12月8日)をもとに事務局で作成。  
※横軸は社会生活での顕在化の形態により、縦軸は個人を取り巻く社会との関係性により示したもの。  
※社会的排除や孤立の強い者ほど制度からも漏れやすく、福祉的支援が緊急に必要。

出典：厚生労働省「第2回社会福祉法人の在り方等に関する検討会」資料

## 2 地域福祉をめぐる動き

近年においては、施設における入所サービスの提供のみならず、地域における暮らしを継続するための支援の強化にも大きな期待が寄せられています。

### (1) 少子高齢化への取組み

平成28年6月に、希望出生率1.8の実現や介護離職ゼロの実現等を目標に、誰もが活躍できる一億総活躍社会を目指す「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定されました。

プランでは、今後の社会保障の理念として、子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいと共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指すこととし、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティの育成等を推進することとしています。

### (2) 地域包括ケアシステムの推進

国では、「病院完結型医療」から「地域全体で治し、支える地域完結型医療」への転換を図るため、医療と介護サービス等とが連携しながら、地域での暮らしを継続できるよう支援する地域包括ケアシステムの構築を推進しています。

① 平成26年度「地域医療介護総合確保基金」の創設

② 平成27年度「新しい総合事業」実施

③ 平成28年7月「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置

④ 平成29年6月 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の公布

「我が事・丸ごと」の考え方を地域福祉推進の理念として規定するとともに、市町村による地域住民と行政等との協働による包括的な支援体制の整備や、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定を努力義務化

**地域力強化検討会最終とりまとめ(平成29年9月12日)の概要**  
～地域共生社会の実現に向けた新たなステージへ～

**総論(今後の方向性)**

- ◆ 地域共生が文化として定着する挑戦
- ◆ 専門職による多職種連携、地域住民等との協働による地域連携
- ◆ 「点」としての取組から、有機的に連携・協働する「面」としての取組へ
- ◆ 「待ち」の姿勢から、「予防」の視点に基づく、早期発見、早期支援へ
- ◆ 「支え手」「受け手」が固定されない、多様な参加の場、働く場の創造

**各論1 市町村における包括的な支援体制の構築**

**【1】地人事を「我が事」に変えていくような働きかけをする機能** 第106条の3 第1項第1号

○3つの地域づくりの方向性の促進に向けた取組の例

- ・ 福祉、医療、教育、環境、農林水産、観光などの各分野における場や人材(地域の宝)とつながる。分野を超えた協働を進めるとともに、分野を超えた協働を進めていく役割を果たす人を地域の中から多く見つけていく。
- ・ 障害や認知症、社会的孤立等に関して学ぶことを通じ、地域や福祉を身近なものとして考える福祉教育の機会を提供する。
- ・ 地域から排除されがちな課題であっても、ソーシャルワーカーが専門的な対応を行う中で、徐々に地域住民と協働していくといった取組を積み重ねる。そうした取組を当事者のプライヤー等に配慮した上で広く知ってもらう。

○地域づくりを推進する財源等の例

- ・ 事業の一体的な実施による各分野の補助金等の柔軟な活用、共同基金におけるテーマ型基金や市町村共同基金委員会の活用、クラウドファンディング、SIB、ふるさと納税、社会福祉法人の地域公益的取組、企業の社会貢献活動等

**【2】「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場** 第106条の3 第1項第2号

○住民に身近な圏域での「丸ごと」受け止める場の整備にあたっての留意点

- ・ 担い手を定め、分かりやすい名称を付けるなどして、広く住民等に周知。

例1: 地域住民による相談窓口を設置し、社会福祉協議会のCSWが専門的観点からサポートする方法  
例2: 地域包括支援センターのフロンチを拠点とした相談窓口を設置するとともに、民生委員等と協働していく方法  
例3: 自治体等において各種の相談窓口を集約し、各専門職が地域担当として、チームで活動していく方法  
例4: 診療所や病院のソーシャルワーカーなどが退院調整だけでなく、地域の様々な相談を受け止めていく方法

- ・ 民生委員、保護司等の地域の関係者から、情報が入る体制を構築する。

**【3】市町村における包括的な相談支援体制** 第106条の3 第1項第3号

○市町村における包括的な相談支援体制の構築にあたっての留意点

- ・ 支援チームの構成は、本人の意思やニーズに応じて新たな支援者を巻き込む。
- ・ 支援チームによる個別事案の検討や、資源開発のための検討の場については、①地域ケア会議などの既存の場の機能拡充、②協働の中核を担う者が既存の場に出向く、③新設する等の対応が考えられる。
- ・ 生活困窮者支援の実践で培われた、働く場や参加の場を地域に見出していき、福祉の領域を超えた地域づくりを推進

**各論2「地域福祉(支援)計画」**

○各福祉分野に共通して取り組むべき事項の例

- ・ 福祉以外の様々な分野(まちおこし、産業、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等)との連携に関する事項
- ・ 高齢、障害、子ども等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野
- ・ 制度の狭間の問題への対応のあり方
- ・ 共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービスの展開
- ・ 居住に課題を抱える者・世帯への横断的な支援のあり方
- ・ 市民後見人の養成や活動支援、判断能力に不安がある人への金銭管理、身元保証人など、権利擁護のあり方
- ・ 高齢者、障害者、児童に対する統一的な虐待への対応や、家庭内で虐待を行った介護者・養育者が抱えている課題にも着目した支援のあり方
- ・ 各福祉分野・福祉以外の分野の圏域の考え方・関係の整理
- ・ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- ・ 役所内の全庁的な体制整備

等

○計画策定に当たっての留意点

- ・ 狭義の地域福祉計画の担当部局のみならず、計画策定を通して、部局を超えた協働の仕組みができるような体制をとる。
- ・ 他の福祉に関する計画との調和を図る方法として、計画期間をそろえる、一体的に策定する方法が考えられる。
- ・ 成年後見、住まい、自殺対策、再犯防止等の計画と一体的に策定することも考えられる。

**各論3「自治体、国の役割」**

○市町村→包括的な支援体制の整備について、責任をもって進めていく。地域福祉計画として関係者と合意し、計画的に推進していくことが有効。

○都道府県→単独の市町村では解決が難しい課題への支援体制の構築、都道府県域の独自施策の企画・立案、市町村への技術的助言

○国→指針等の作成で終わることなく、「我が事・丸ごと」の人材育成、プロセスを重視した評価指標の検討、財源の確保・あり方についての検討

出典：厚生労働省「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(地域力強化検討会)」最終とりまとめ



⑤ 平成29年12月「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の告示及び厚生労働省局長通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の発出

### (3) 子ども・子育て支援の推進

① 平成27年4月 子育て支援の量的拡充と質的改善を進める「子ども・子育て支援新制度」本格実施

② 平成28年3月 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき、秋田県が「子どもの貧困対策推進計画」を策定

### (4) 生活困窮者への支援

平成27年度から実施された生活困窮者自立支援制度について、これまでの実施状況を踏まえ、国では地域共生社会の実現の視点に立った制度設計、本制度と生活保護による切れ目のない一体的支援等を基本的な考え方とし、平成30年から制度が見直されます。

### (5) 成年後見制度の利用促進

平成28年5月に施行された成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、平成29年3月に国が策定した成年後見制度利用促進基本計画では、認知症や障害等で財産管理や日常生活等に支障がある人を社会全体で支え合うことができるよう、市町村が成年後見制度利用促進計画を策定するよう努めることとされました。

### (6) 障害福祉分野の動き

平成28年4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されたほか、平成30年4月施行の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正では、県や市町村には障害者計画に加え障害児福祉計画の策定が義務化されました。

県が平成30年3月の策定を目指している第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画（案）では、「施設入所者の地域生活への移行」、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点の整備」、「福祉施設から一般就労への移行」、「障害児支援の提供体制の整備」の5つの視点から取組みを進めることとしています。

### (7) 虐待防止対策

児童虐待防止法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法により各分野の虐待防止対策が推進されてきましたが、虐待通報・届出件数は各分野とも増加傾向にあります。身近な家族や施設・事業所職員が被虐待者となる例が多く、関係法律においても家族等への支援の重要性が謳われています。

### (8) 社会福祉法人制度改革

社会福祉法人の内部留保や他の経営主体とのイコールフットイングに対する指摘を背景に、経営組織のガバナンスの強化、事業経営の透明性の向上等に向けた取組みに関する規定が整備されるとともに、「地域における公益的な取組を実施する責務」が新たに定められ、平成29年4月から実施されています。

### (9) 福祉人材の確保・定着・育成

高齢人口の増加によるニーズの増大、少子化に伴う就労人口の減少や福祉の仕事に対する負のイメージ等の構造的問題を背景に、社会福祉施設・事業所の人材確保難が深刻化しています。2025年に全国で約30万人の介護人材が不足する見通しを踏まえ、人材のすそ野の拡大（新規参入の促進）、労働環境や処遇の改善による定着促進、資質の向上の3つの視点から施策が進められています。

(10) 災害や防災への対応強化の必要性

自然災害が各地で多発する中、国をはじめ様々な段階で防災・減災をめぐる施策が進められているほか、災害発生時には各地で災害ボランティアセンターが設置され、市民ボランティアによる救援活動が定着しつつあります。

(11) 高齢者を地域全体で支える体制づくりの強化

高齢化や人口減少が進む中、高齢化対策に関する事業を他の社会福祉事業と一体的・総合的に実施することにより地域全体で支える体制づくりを総合的に推進するため、本会は、平成29年12月15日にLL財団と事業譲渡契約を締結し、平成30年4月からLL財団の主な事業を実施することとしました。

3 全国社会福祉協議会の取組み

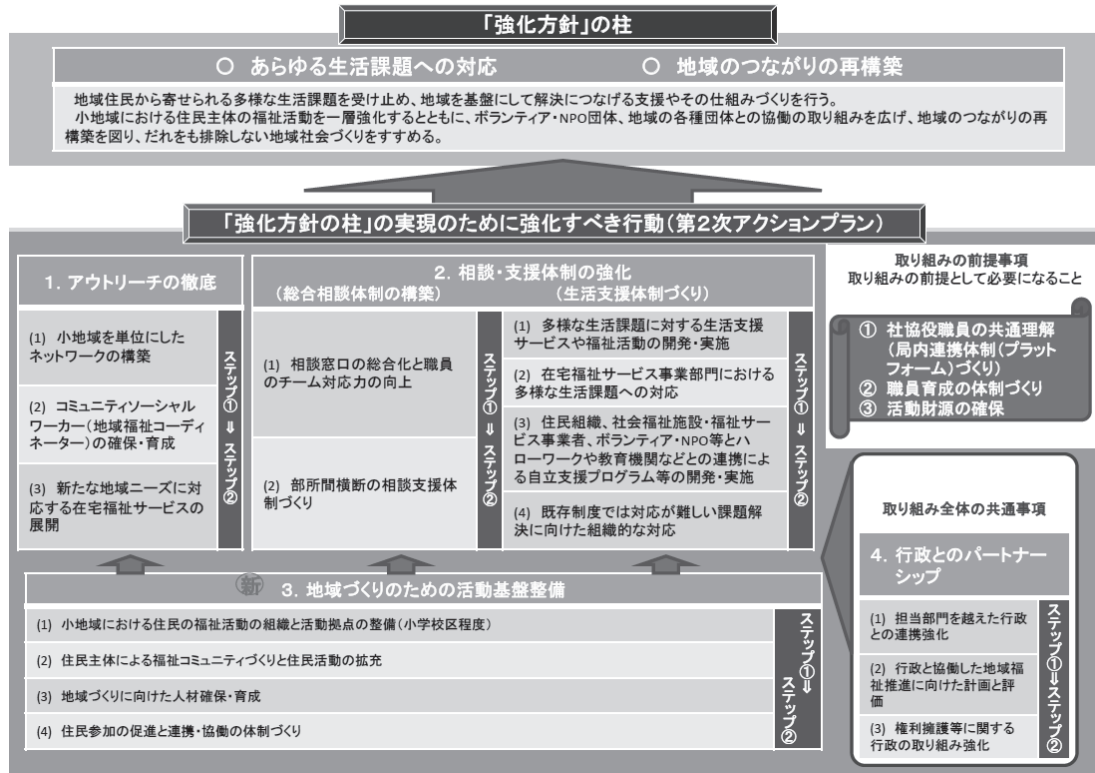
(1) 平成27年3月「全社協福祉ビジョン2011第2次行動方針～地域におけるセーフティネットの仕組みの強化～」の策定

社会保障・社会福祉制度をめぐる改革の動向と課題等を踏まえて策定した「第2次行動方針」のもとに、新たな福祉課題・生活課題に向き合い、ともに生きる豊かな福祉社会の構築のため、今後の活動を展開することとしました。

(2) 平成29年5月「社協・生活支援強化方針～地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた第2次アクションプラン～」の策定

「第2次アクションプラン」では「あらゆる生活課題への対応」と「地域のつながりの再構築」を強化方針の柱としてとりまとめ、地域福祉の推進を図ることとしています。

強化方針(行動宣言と第2次アクションプラン) ～概要～



出典：全社協・地域福祉推進委員会「強化方針と第2次アクションプラン概要」

## 4 秋田県社会福祉協議会の取組み

### (1) 地域福祉活動計画等の策定状況

本会では、地域福祉推進の目標と民間福祉活動の方向性を具体化するため、平成8年度に第1期の地域福祉活動計画を策定し、平成29年度まで第4期にわたり計画に基づいた活動を推進してきました。

平成 8年度 第1期地域福祉活動計画「”共に生きる”安心秋田のまちづくり」

平成11年度 // 補充版

平成14年度 第2期活動計画「幸せサポート推進プラン21」

平成17年度 「地域福祉トータルケア推進事業」開始

平成21年度 第3期活動計画「あきたの幸せ発展プラン」

平成24年度 // 補充版

平成26年度 第4期活動計画「あきたの幸せ・発展プラン」

### (2) 第4期活動計画「あきたの幸せ・発展プラン」の振り返り

平成26年度からの第4期計画の進捗状況について、多様な主体との協働による生活支援の強化など4つの方針ごとに次のとおり評価しました。

#### 【基本方針1】多様な主体との協働による生活支援の強化

##### ◆推進項目1（地域福祉推進の仕組みづくり）

少子高齢化や人口減少が進む中、地域で生じる様々な生活課題に対応するため、本会は、平成17年度からの地域福祉トータルケア推進事業、地域福祉再構築推進事業や市町村社協の先駆的な取組みを支援するモデル事業等により全県の地域福祉推進の仕組みづくりを進めてきましたが、市町村社協へのモデル事業への取組み状況等により、その成果の波及は地域や分野によって差があります。[視点1]

本会は市町村社協や民児協と連携し、昭和55年から小地域ネットワーク活動に取り組んできましたが、増加する一人暮らし高齢者世帯や高齢夫婦世帯のほか、障害者やひとり親世帯等、支援が必要な世帯への対応がネット形成関係者の高齢化等によりネットの形成が難しくなっている地域もあり、取組みの点検や強化が求められています。[視点1（1）]

##### ◆推進項目2（福祉を支える人づくり）

コミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」）の養成を継続的に実施しているものの、市町村によっては専門性を活かした配置が十分ではありません。[視点1（2）]

また、地域福祉を担う主体形成を目指した福祉教育の取組みは緒についたばかりであり、取組みの強化が必要です。[視点1（3）]

##### ◆推進項目3（生活支援・相談体制の強化）

認知症高齢者等の増加、経済的な困窮や子どもの貧困、社会的孤立など、地域の多様な福祉課題に対応するための総合相談・生活支援の仕組みの充実が求められています。[視点1（2）]

特に、本県における成年後見制度の利用実績は全国で最低レベルにあり、関係法律や国の基本計画の策定を踏まえ、取組みを強化する必要があります。[視点1（2）]

「誰でも」「いつでも」「何でも」受け止める相談支援体制の構築に当たっては、社会福祉施設や福祉サービス事業者との連携や協働を図る必要があります。[視点2]

---

※各文章末尾の括弧は、P.9からの「計画策定のための5つの視点」における該当する項目を示しています。

◆推進項目 4（災害支援体制づくり）

東日本大震災や平成29年7月の本県の大雨災害等、突然発生する災害に際し、住民の多様な福祉課題を発見し、その解決に向けた支援を行う仕組みづくりを進める必要があります。

また、本会は、地域福祉の推進役として、施設、関係機関と調整し、災害発生直後から福祉人材の派遣等の対応を行うため、日頃から広域的な支援ネットワークの仕組みづくりを進める必要があります。[視点5]

【基本方針2】社会福祉事業者の経営基盤強化と質の高いサービス提供

◆推進項目 1（福祉保健従事者の資質及び専門性の向上）

福祉人材の需給が逼迫する中、福祉人材の定着促進と資質向上に向けた取組みの充実が課題となっており、国の施策動向や福祉現場のニーズを的確に捉え、研修内容の充実を図る必要があります。[視点4]

◆推進項目 2（福祉人材の確保・定着の促進）

少子高齢化の進行等による福祉ニーズの拡大とともに、福祉・介護事業所等は慢性的に人材不足となっていることから、福祉人材確保の対策強化が喫緊の課題となっています。[視点4]

◆推進項目 3（社会福祉経営の基盤強化）

社会福祉法人は平成28年に実施された社会福祉法人制度改革によりガバナンス等の強化や経営の透明性の向上等を図る必要があります。[視点3]

少子高齢化、人口減少等により多様で複雑な地域生活課題が生じている中、「地域における公益的な取組」に関しては、これまで以上の積極的な取組みが求められています。[視点2]

【基本方針3】生活福祉課題の解決に向けた機能強化

◆推進項目 1（生活福祉課題に対する調査研究・提言機能の強化）

認知症高齢者の増加や社会的孤立等社会情勢の変化により生じている新たな生活福祉課題に対応するため、状況の把握や対策の具体化に向けた調査研究・提言機能の強化が必要であり、その機能の強化に当たっては、社協と行政のパートナーシップの構築が不可欠です。

多くの市町村社協は行政の地域福祉計画の策定に連携して取り組むなど社協と行政のパートナーシップの構築を進めていますが、成年後見制度の利用促進等双方の認識に大きな差が見られる案件も現れています。[視点1（4）]

◆推進項目 2（県民啓発・情報提供の推進）

社会情勢の変化に対応し、誰もが安心して暮らせる住民主体の「福祉でまちづくり」を進めるためには、県民に地域福祉に関する情報提供や啓発を継続的に行う必要があります。[視点1（3）]

◆推進項目 3（県民による寄附・募金活動の推進）

本会への寄附はこの数年横ばいであり、地域住民が福祉活動やまちづくりに主体的に参加する福祉の環境づくりのためにも、県民による寄附・募金活動をさらに推進することが必要です。取組みに当たっては、寄附金・募金使途のわかりやすい説明や今以上の広報の充実に取り組む必要があります。[視点1（3）]

【基本方針4】組織・経営の強化

◆推進項目 1（法人経営の基盤強化と財源の確保）

社会情勢が変化する中、本会が秋田県の地域福祉の中心的な機能を担い続けるためには、効率的な法人運営と安定的な財源の確保に取り組む必要があります。[視点1～5]

#### ◆推進項目 2（職員の資質向上と意識改革）

変化する社会情勢や新たな生活福祉課題に適切に対応するためには、本会職員の資質の向上や意識改革を継続して行う必要があります。[視点 1～5]

### （3）計画策定のための 5 つの視点

新たな地域福祉活動計画を策定するに当たり、国の「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けた施策動向を踏まえ、平成 29 年 5 月に策定された社協・生活支援強化方針のほか、全社協福祉ビジョン 2011 第 2 次行動方針を参考に、『(2) 第 4 期活動計画「あきたの幸せ・発展プラン」の振り返り』（7～8 頁）に示した内容を 5 つの視点から再整理しました。（詳細は 43 頁以降参照）

#### ◆視点 1 地域における総合相談・生活支援の仕組みづくり

少子高齢化や人口減少が進む中、地域で生じる様々な生活課題に対応するため、本会は、平成 17 年度からの地域福祉トータルケア推進事業、地域福祉再構築推進事業や市町村社協を支援するモデル事業等により全県の地域福祉推進の仕組みづくりを進めてきましたが、市町村社協のモデル事業への取組み状況等により、その成果の波及は地域や分野によって差があります。[基 1 推 1]

##### 1-1 アウトリーチの徹底

本会は市町村社協と連携し、昭和 55 年から小地域ネットワーク活動に取り組んできましたが、増加する一人暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦世帯のほか、障害者やひとり親世帯等、支援が必要な世帯への対応が十分とは言えず、取組みの強化が求められています。[基 1 推 1]

##### 1-2 相談支援体制の構築

認知症高齢者等の増加、経済的な困窮や子どもの貧困、社会的孤立など、地域の多様な福祉課題に対応するための総合相談・生活支援の仕組みの充実が求められています。[基 1 推 3]

特に、本県における成年後見制度の利用実績は全国で最少レベルにあり、関係法律や国の基本計画の策定を踏まえ、取組みを強化する必要があります。[基 1 推 3]

CSW の養成については、継続的に実施しているものの、専門性を活かした配置が十分ではありません。[基 1 推 2]

##### 1-3 地域づくり活動基盤の整備

地域福祉を担う主体形成を目指した福祉教育の取組みは緒についたばかりであり、取組みの強化が必要です [基 1 推 2]

また、社会情勢の変化に対応し、誰もが安心して暮らせる住民主体の「福祉でまちづくり」を進めるためには、県民に地域福祉に関する情報提供や啓発を継続的に行う必要があります。[基 3 推 2]

なお、本会への寄附はこの数年横ばいであり、地域住民が福祉活動やまちづくりに主体的に参加する福祉の環境づくりのためにも、県民による寄附・募金活動をさらに推進することが必要です。取組みに当たっては、寄附金・募金使途の明確化と広報の充実が求められます。[基 3 推 3]

---

※各文章末尾の括弧は、P. 7 からの「第 4 期活動計画『あきたの幸せ・発展プラン』の振り返り」における基本方針及び推進項目を示しています。

#### 1-4 行政と社協のパートナーシップの強化

認知症高齢者の増加や社会的孤立等社会情勢の変化により生じている新たな生活福祉課題に対応するため、状況の把握や対策の具体化に向けた調査研究・提言機能の強化が必要であり、その機能の強化に当たっては、社協と行政のパートナーシップの構築が不可欠です。

多くの市町村社協は行政の地域福祉計画の策定に連携して取り組むなど、社協と行政のパートナーシップの強化を進めていますが、成年後見制度の利用促進等については双方の認識に大きな差が見られる案件も現れており、パートナーシップをさらに強化し共通理解と取組みの充実を図る必要があります。[基3推1]

#### ◆視点2 地域における公益的取組の促進

少子高齢化、人口減少等により多様で複雑な地域生活課題が生じている中、「地域における公益的な取組」に関しては、これまで以上の積極的な取組みが求められています。[基2推3]

社協は「誰でも」「いつでも」「何でも」受け止める相談支援体制の構築に当たっては、社会福祉施設や福祉サービス事業者との連携や協働を図る必要があります。[基1推3]

#### ◆視点3 福祉サービスの質の向上と、社会福祉法人や福祉施設の経営管理の強化の促進

社会福祉法人は平成28年に実施された社会福祉法人制度改革によりガバナンス等の強化や経営の透明性の向上を図る必要があります。[基2推3]

#### ◆視点4 働きやすく、やりがいの感じられる福祉の職場づくりの促進

少子高齢化の進行等による福祉ニーズの拡大とともに、福祉施設・介護事業所等は慢性的に人材不足となっており、福祉人材確保の対策強化が喫緊の課題となっています。[基2推2]

また、福祉人材の需給が逼迫する中、福祉人材の定着促進と資質向上に向けた取組みの充実が課題となっており、国の施策動向や福祉現場のニーズを的確に捉え、研修内容の充実を図る必要があります。[基2推1]

#### ◆視点5 災害や防災への対応強化

東日本大震災や平成29年7月の本県の大雨災害等、突然発生する災害に際し、住民の多様なニーズを発見し、それに対応した支援を行う仕組みづくりを進める必要があります。

また、本会は、地域福祉の推進役として福祉施設、関係団体・機関と調整し、災害発生直後から福祉人材の派遣等の対応を行うため、日頃から広域的な支援ネットワークの仕組みづくりを進める必要があります。[基1推4]

## 第3章 計画の構成

これまでの活動の振り返りを踏まえ、本会は、新たな計画について、基本理念を「ともしつながら 支え合う めくもりと笑顔あふれる 幸せのまちづくり」とするとともに、3つの基本方針のもとに推進項目を置いて活動を推進することとします。

この基本理念には、地域住民をはじめ地域福祉に関係する人々がこの基本理念を共有し、連携して地域福祉の充実と全ての人々の福祉の向上（幸せの実現）に向けた強い思いが込められています。

### 1 基本理念

#### ともしつながら 支え合う めくもりと笑顔あふれる 幸せのまちづくり

幅広い関係者との連携・協働のもと、  
 県民の暮らしのあらゆる困りごとを丸ごと受け止める仕組みづくりや  
 他人事を我が事に変える取組みにより地域福祉の充実を図り、  
 めくもりと笑顔あふれる幸せのまちづくりを目指します。

### 2 計画の基本方針・推進項目・事業項目

#### 基本方針Ⅰ 地域共生の仕組みづくり

ー地域福祉トータルケアの推進ー

##### 推進項目1 総合相談支援体制の構築

- (1) 地域福祉推進体制の構築と取組み強化
- (2) 地域福祉推進を担う人材の育成
- (3) 権利擁護体制の充実
- (4) 生活困窮者支援の強化
- (5) 生活福祉資金貸付事業の推進
- (6) 高齢者相談事業の推進

##### 推進項目2 地域づくり活動基盤の整備

- (1) 地域における支え合いの仕組みづくりの推進
- (2) 民生委員・児童委員活動への支援
- (3) 地域におけるボランティア・市民活動の育成支援
- (4) 課題解決に向けた県民啓発の強化
- (5) 高齢者の生きがい・健康づくりの推進
- (6) 県民の善意による支援の充実

##### 推進項目3 地域における公益活動の推進

- (1) 地域と社会福祉施設との協働事業の推進

##### 推進項目4 行政と社協のパートナーシップの強化

- (1) 地域生活課題に対する調査研究・提言機能の強化

##### 推進項目5 災害支援体制づくりの推進

- (1) 災害支援体制の構築
- (2) 災害に備えた広域支援ネットワークの充実

#### 基本方針Ⅱ 福祉サービスの基盤づくり

ー働きやすくやりがいを感じられる  
 福祉の職場づくりの推進ー

##### 推進項目1 福祉人材の確保・育成・定着の推進

- (1) 福祉人材の確保とマッチングの促進
- (2) 福祉人材の定着促進と労働環境の改善支援
- (3) 福祉の仕事への理解促進
- (4) 福祉保健従事者研修の充実

##### 推進項目2 福祉サービスの質の向上と社会福祉経営基盤の強化

- (1) 質の高い福祉サービス提供の促進
- (2) 福祉事業者の経営基盤・組織の強化への支援

#### 基本方針Ⅲ 組織・経営基盤の強化

##### 推進項目1 法人経営の基盤強化と財源の確保

- (1) 会務の運営と事業評価による適正な法人運営の推進
- (2) 会員の拡大と自主財源の充実
- (3) 秋田県社会福祉会館の適正な運営

##### 推進項目2 職員の資質向上と意識改革

- (1) 職員評価の推進
- (2) 職員の資質向上

※括弧は事業項目である。

## 第4章 計画の基本方針・推進項目等

### 1 基本方針・推進項目・事業項目

本会の活動を推進するに当たり、3つの基本方針を掲げ、それぞれについて取組みの方向性を示します。さらに、取組みの方向性を受け、主な活動を推進項目ごとに事業項目として示します。

#### I 地域共生の仕組みづくり—地域福祉トータルケアの推進—

##### 【現状・取組みの方向性】

- 1 少子高齢化や人口減少などを背景に、高齢者や障害者、様々な課題を抱える世帯に対応する総合相談支援体制が求められており、県民の暮らしの中にある多様な課題を丸ごと受け止め、住民に身近な地域を基盤として解決に繋げる支援やその仕組みづくりを行う地域福祉トータルケアを全県で推進する必要があります。
- 2 少子高齢化や人口減少の進行に伴い弱体化が懸念される地域活動の維持強化が求められていることから、地域における住民主体の福祉活動の基盤となる小地域ネットワーク活動の強化とともに、行政やボランティア、NPO、地域の関係団体と連携や協働を進め、地域のつながりの再構築を図る必要があります。
- 3 制度の狭間の問題や迅速な対応が求められる問題など、既存制度で受けきれない福祉ニーズが増大していることから、社会福祉法人が事業を通じて培ってきた専門性やノウハウを活用し課題への対応に当たる「地域における公益的な取組」の強化を図る必要があります。
- 4 多様化・複雑化する地域生活課題の解決に向けて、行政や多様な相談支援機関等との連携・協力関係の強化が求められていることから、地域生活課題の調査や政策提言等により行政とのパートナーシップの構築を図る必要があります。
- 5 東日本大震災や平成29年7月の本県の大雨災害等、突然発生する災害に備え、様々な課題に直面する地域住民を支援する体制づくりが不可欠であることから、災害ボランティアセンター機能や広域支援ネットワークの充実を図る必要があります。

##### 【主な活動】

#### ◆推進項目1 総合相談支援体制の構築

##### 事業項目1.1.1 地域福祉推進体制の構築と取組み強化

様々な機関・団体の連携・協働により、地域において住民からの生活のあらゆる相談を受け止めて対応する機能と併せ、住民の支え合い活動や社会参加、世代間交流の機能を有する拠点の整備を進め、地域福祉トータルケアの仕組みによる「福祉でまちづくり」を目指します。

##### 事業項目1.1.2 地域福祉推進を担う人材の育成

住民の地域生活課題に応えるとともに地域の資源と連携・協働したネットワークによる地域づくりを推進するため、「コミュニティソーシャルワーク実践者」の養成と配置を促進します。

##### 事業項目1.1.3 権利擁護体制の充実

成年後見制度利用促進法の施行や国の成年後見制度利用促進基本計画の策定を踏まえ、「日常生活自立支援事業」から「成年後見制度」への円滑な移行を可能とする一体的な支援体制づくりを進め、地域において福祉、保健、医療、司法等との連携による権利擁護体制の構築を促進します。



#### 事業項目 1 1 4 生活困窮者支援の強化

制度の狭間の問題への対応を強化するため、子どもの貧困対策推進モデル事業やひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業等による生活困窮者支援や福祉教育等の関連事業の実施と事業効果の検証を通じ、住民一人ひとりが社会の一員として居場所や役割を持って社会に参加できる「社会的包摂」の全県的な普及啓発を図ります。

#### 事業項目 1 1 5 生活福祉資金貸付事業の推進

様々な地域生活課題を抱える世帯の自立促進を図るため、生活福祉資金貸付事業と連動した相談支援活動の強化を図ります。

#### 事業項目 1 1 6 高齢者相談事業の推進

LL財団から継承する高齢者相談事業について、本会の既存事業との連携を図りながら円滑に推進します。

### ◆推進項目 2 地域づくり活動基盤の整備

#### 事業項目 1 2 1 地域における支え合いの仕組みづくりの推進

地域の課題解決に住民が主体的に取り組み、住民同士の支え合いによる生活支援活動の充実を図るための気運を高め、住民に身近な小地域の福祉力を強化します。

#### 事業項目 1 2 2 民生委員・児童委員活動への支援

民生委員・児童委員が社協と連携した地域福祉活動を展開することができるよう、委員の資質向上につながる研修を効果的に実施します。

#### 事業項目 1 2 3 地域におけるボランティア・市民活動の育成支援

福祉教育を推進し、福祉の担い手となる幅広い年齢層の住民を育成することにより、地域の福祉力向上につなげます。

#### 事業項目 1 2 4 課題解決に向けた県民啓発の強化

社会福祉大会や県民フォーラムの開催、広報誌やウェブサイト等による情報発信により、地域における地域生活課題の解決に向けた県民啓発の強化を図ります。

#### 事業項目 1 2 5 高齢者の生きがい・健康づくりの推進

高齢者の生きがい・健康づくりを推進するため、高齢者のスポーツ活動や社会参加活動を促進します。

#### 事業項目 1 2 6 県民の善意による支援の充実

寄附金を活用した活動に関する周知を強化するとともに、寄附者に本会の活動内容の情報提供を行うなど、寄附しやすい環境づくりを進めます。

### ◆推進項目 3 地域における公益活動の推進

#### 事業項目 1 3 1 地域と社会福祉施設との協働事業の推進

制度の狭間の問題への対応を強化するため、社協、施設経営法人の別なく、全ての社会福祉法人が地域における公益的な取組を実施するよう、モデル事業の実施や情報共有の場の設定などにより働きかけを強化します。

#### ◆推進項目4 行政と社協のパートナーシップの強化

##### 事業項目141 地域生活課題に対する調査研究・提言機能の強化

地域生活課題の把握や調査、関係機関や団体への政策提言に向けた取組みの強化を進めるとともに、行政とのパートナーシップ構築に向けて、秋田県との協働の取組みを推進します。

#### ◆推進項目5 災害支援体制づくりの推進

##### 事業項目151 災害支援体制の構築

市町村社協に設置される災害ボランティアセンターの機能を強化するため、運営マニュアルの整備の支援や災害ボランティアコーディネーターの養成を推進します。

行政や関係機関・団体との連携を図りながら、あらゆる災害に備えて住民による支え合いの意識啓発を進めます。

##### 事業項目152 災害に備えた広域支援ネットワークの充実

被災者支援の充実を図るため、災害時の二次被害を防ぐ災害派遣福祉チームの体制づくりを進めます。

## Ⅱ 福祉サービスの基盤づくりー働きやすくやりがいの感じられる福祉の職場づくりの推進ー

### [現状・取組みの方向性]

- 1 就労人口の減少により多くの産業が人材不足に直面する中、少子高齢化や社会の変化に伴い増加し続ける福祉ニーズに応えるためには、働きやすくやりがいの感じられる福祉の職場づくりが不可欠であることから、事業所に様々な制度の活用を働きかけるとともに、求人求職者への対応の強化や人材の定着促進、若い世代への理解促進のほか、従事者のニーズを踏まえた研修の充実を図る必要があります。
- 2 多様化する福祉ニーズに柔軟に応えるためには、福祉サービスの質の維持・向上を図るための不断の取組みが不可欠であることから、苦情解決体制の整備や介護サービスの情報の公表に取り組む必要があります。
- 3 社会福祉法人には、社会福祉法人制度改革によりガバナンスの強化や事業運営の透明性の向上等が求められていることから、社会福祉法人の経営・組織体制の強化や「地域における公益的な取組」の実施を支援する必要があります。

### 【主な活動】

#### ◆推進項目1 福祉人材の確保・育成・定着の推進

##### 事業項目2 1 1 福祉人材の確保とマッチングの促進

求人・求職者の開拓と就職支援、高齢者など多様な人材の参入促進により、事業所の人材確保の取組みを支援します。

##### 事業項目2 1 2 福祉人材の定着促進と労働環境の改善支援

専門アドバイザーの派遣等により就労環境の改善を図り、定着促進の取組みを強化します。

##### 事業項目2 1 3 福祉の仕事への理解促進

中高生等の若い世代に対する福祉の仕事の魅力発信を強化するとともに、保護者や教職員に対して福祉の仕事の理解促進を図ります。

##### 事業項目2 1 4 福祉保健従事者研修の充実

福祉人材の育成や定着に効果的な「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」を計画的に導入するとともに、研修ニーズの的確な把握に努め、委託研修や自主企画研修の充実を図ります。

LL財団から継承する研修事業について、本会の研修体系に位置付けるとともに、円滑かつ効率的な実施を図ります。

#### ◆推進項目2 福祉サービスの質の向上と社会福祉経営基盤の強化

##### 事業項目2 2 1 質の高い福祉サービス提供の促進

苦情解決体制の強化や第三者評価、介護サービス情報の公表により、社会福祉施設のサービスの質の向上の取組みを促進します。

##### 事業項目2 2 2 福祉事業者の経営基盤・組織の強化への支援

福祉施設・事業者の経営指導や種別団体のネットワークの充実を図るとともに、モデル事業の実施や情報共有の場の設定などにより「地域における公益的な取組」の実施を支援します。

### Ⅲ 組織・経営基盤の強化

#### [現状・取組みの方向性]

本会には、地域共生社会の実現を目指す全国の動向やLL財団からの事業継承等、本会内外の情勢の変化に対応し、本県において地域福祉を推進する中核を担う社会福祉法人としての責務を果たすことが求められています。

そこで、効率的で透明性の高い法人運営や安定的な財源の確保、職員の資質向上等に努め、組織や経営基盤の強化を図る必要があります。

#### 【主な活動】

##### ◆推進項目1 法人経営の基盤強化と財源の確保

事業項目3-1-1 会務の運営と事業評価による適正な法人運営の推進

社会福祉法人制度改革の趣旨を踏まえ、評議員会や理事会等の定期的な開催、事業評価の実施により効率的かつ透明性の高い法人運営を行います。

事業項目3-1-2 会員の拡大と自主財源の充実

自主企画研修の充実等会員のニーズに対応した取組みを推進し、会員の拡大を図るとともに、厚生事業による自主財源の確保を図ります。

事業項目3-1-3 秋田県社会福祉会館の適正な運営

指定管理制度の下で、社会福祉会館の適正な管理運営を図ります。

##### ◆推進項目2 職員の資質向上と意識改革

事業項目3-2-1 職員評価の推進

円滑な事業実施や職員の意欲向上を図るとともに業務改善を進めるため、業務目標評価及び能力評価を実施します。

事業項目3-2-2 職員の資質向上

LL財団からの事業継承に伴う相談事業の拡大や本会を取り巻く情勢の変化を踏まえ、職員の計画的な資格取得の支援や他団体との人事交流により職員の資質向上を図ります。

## 2 取組みの方向性と年次目標

1で示した各事業項目について、主な取組みの方向性を次のとおりとします。

また、計画の着実な推進を図るため、次のとおり年次目標を設定し、進捗状況を確認するとともに、評価します。

基本方針	推進項目	事業項目	指標	取組の方向性	単位	実績		年次目標							
						H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35		
<b>I 地域共生の仕組みづくり-地域福祉トータルケアの推進-</b>															
<b>1 1 総合相談支援体制の構築</b>															
<b>1 1 1 地域福祉推進体制の構築と取組み強化</b>															
			① 地域福祉活動計画の見直しや新規策定市町村社協25(H32まで)	地域福祉推進体制の構築と取組の強化を図るため、平成30年4月施行の改正社会福祉法を踏まえ、市町村社協支援等により地域福祉活動計画の見直しや新規策定を促進します。	市町村社協数	-	-	12	18	25	25	25	25	25	
			② 全県・広域にわたる地域生活課題の把握件数6件以上(1件×6年)	地域福祉トータルケア推進事業を展開し、地域福祉を推進するための調査研究や政策提言につながる、全県や広域に共通する課題を把握します。	課題の年間把握件数	1	2	1	1	1	1	1	1	1	
<b>1 1 2 地域福祉推進を担う人材の育成</b>															
			① コミュニティソーシャルワーク実践者(CSW)の養成数300人(50人×6年)	新規養成研修やスキルアップ研修を実施し、地域生活課題の解決に向けて、関係機関や専門職と連携しながら地域づくりへと展開するCSWを養成するとともに、活動の見える化を具体化します。	年間養成数	60	41	50	50	50	50	50	50	50	
			② CSWの必要性や配置を位置づけた地域福祉計画の策定市町村数25(H32まで)	コミュニティソーシャルワーク実践研究会等のCSW活動の強化や周知を図り、市町村社協と連携し市町村行政にCSWの必要性や配置を位置づけた地域福祉計画の策定を働きかけます。	市町村数	2	2	12	18	25	25	25	25	25	
<b>1 1 3 権利擁護体制の充実</b>															
			① 日常生活自立支援事業の待機者をH35までに解消します。	日常生活自立支援事業における全市町村社協実施方式の強化と事業の普及を進め、待機者の解消を図ります。	年度末待機者数	87	94	90	70	50	30	10	0		
			② 権利擁護センター機能を持つ市町村社協数15(H35まで)	成年後見制度の全県的な普及を支援し、旧基幹的社協を中心に日常生活自立支援事業と法人後見を担う権利擁護センターの設置を促進します。	市町村社協数	3	4	5	6	8	10	12	15		
<b>1 1 4 生活困窮者支援の強化</b>															
			① 社会的孤立を生みまない地域づくりの取組強化	子どもの貧困対策推進モデル事業やひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業等による生活困窮者支援や福祉教育等の関連事業の効果の検証を通じ、住民一人ひとりが社会の一員として居場所や出番を持って社会に参加できる「社会的包摂」の全県的な普及啓発を図ります。中間年度に見直しを行います。	-										見直し
<b>1 1 5 生活福祉資金貸付事業の推進</b>															
			① 滞納世帯への現地償還指導の実施2,400人(400人×6年)	低所得者、障害者、高齢者への相談支援により自立促進を図るため、市町村社協や民生委員と連携し全滞納世帯への償還指導を実施します。	年間現地償還指導数	H27: 298 H28: 465		400	400	400	400	400	400	400	
<b>1 1 6 高齢者相談事業の推進</b>															
			① 高齢者相談事業の円滑な実施	ふれあい安心電話に加え、平成30年度から開始予定の高齢者ほっと安心相談事業、認知症コールセンター運営事業等の円滑な実施を図ります。	-										

基本方針	推進項目	事業項目	指標	取組の方向性	単位	実績		年次目標						
						H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	
<b>1 2 地域づくり活動基盤の整備</b>														
<b>1 2 1 地域における支え合いの仕組みづくりの推進</b>														
			① 地区社会福祉協議会や福祉員等小地域における地域福祉推進体制を構築した市町村数25 (H35まで)	小地域福祉活動を担う人材の養成を進め、地区社会福祉協議会や福祉員等小地域における地域福祉推進体制を構築します。	市町村数	18	18	19	20	21	22	24	25	
			② ネットワークの形成がうまく、いっている市町村社協25 (H35まで)	住民主体の地域福祉力を強化するため小地域ネットワークのあり方の見直しを進め、障害者やひとり親世帯、生活困窮世帯等、ネットワーク形成が脆弱な分野における対応を強化し、円滑なネットワークの形成を促進します。	市町村社協数	-	6						25	
			③ 多世代交流拠点・サロンを設置している市町村数25 (H35まで)	地域支え合いの仕組みづくりを推進し、様々な世代が参加しやすい多世代交流拠点・サロンの設置を拡大します。	市町村数	-	15	16	17	19	21	23	25	
<b>1 2 2 民生委員・児童委員活動への支援</b>														
			① 受講者アンケートの評価で、とても参考になった+やや参考になったと回答した受講者の割合92% (H35まで)	地域生活課題の複雑化・多様化による民生委員・児童委員への期待の高まりに対応するため、民生委員・児童委員の研修ニーズに応じたテーマ設定や様々な事例の活用により研修内容の充実を図ります。	割合	86%	84%	87%	88%	89%	90%	91%	92%	
<b>1 2 3 地域におけるボランティア・市民活動の育成支援</b>														
			① 50代以下のボランティア数10,800人 (H35まで)	福祉教育推進事業やボランティアリーダー養成研修等により、地域におけるボランティア・市民活動の強化を図ります。	10-50代のボランティア参加者数	9,000	-	9,270	9,630	9,900	10,170	10,440	10,800	
			② 福祉教育推進セミナー参加者360人 (60人×6年)		セミナー参加者数	32	40	60	60	60	60	60	60	60
<b>1 2 4 課題解決に向けた県民啓発の強化</b>														
			① 秋田県社会福祉大会参加者6,300人 (1,050人×6年)	地域福祉の充実に向け県民や福祉関係者の共通理解と意識啓発を図るため、秋田県社会福祉大会や県民フォーラムを継続して開催します。	年間参加者数	1,246	720	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	
			② 県民フォーラム参加者1,200人 (200人×6年)		年間参加者数	100	171	200	200	200	200	200	200	200
			③ 本会ウェブサイトの年間閲覧数176千セッション (H35まで)	広報社会福祉あきたや本会ウェブサイトの内容充実により、ウェブサイトの閲覧数の拡大を図ります。	千セッション	88	-	103	117	132	146	161	176	
<b>1 2 5 高齢者の生きがい・健康づくりの推進</b>														
			① 全国ねんりんピックへの選手派遣及び県版ねんりんピックの開催 (6年で16,400人)	全国健康福祉祭 (ねんりんピック) への選手派遣や県版ねんりんピックを開催し、高齢者の生きがい・健康づくりを推進します。	参加者数	2,383	2,716	2,500	2,600	2,700	2,800	2,800	3,000	
			② 高齢者の社会参加活動の促進 (6年で870人)	生きがいづくりや健康づくりを推進するための入門講座として秋田LL大学園を県内3カ所で開催します。	参加者数	97	102	120	130	140	150	160	170	

基本方針	推進項目	事業項目	指標	取組の方向性	単位	実績		年次目標						
						H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	
	1	2	6	県民の善意による支援の充実										
			①	本会が取り扱う寄附金への預託額5,749千円(H35まで)	寄附活動の周知や寄贈者への情報提供など寄附しやすい環境づくりを進め、善意銀行や災害遺児愛護基金、共同募金への寄附拡大を図ります。	年間預託額(千円)	4,791	-	4,951	5,110	5,270	5,430	5,590	5,749
	1	3		地域における公益活動の推進										
		1	3	1	地域と社会福祉施設との協働事業の推進									
			①	地域における公益的な取組を実施する社会福祉法人の割合100%(H35まで)	全県的なセミナーの開催や社会福祉法人・施設と社協の連携による地域公益活動推進モデル事業の実施のほか、関係団体と広域的・全県的な仕組みづくりの検討を進め、社会福祉法の趣旨に沿った地域における公益的な取組を実施する社会福祉法人の拡大を図ります。	取組を実施する県内社会福祉法人の割合	49%	-						100%
			②	社会福祉法人・施設との協働等により「地域における公益的な取組」を実施する市町村社協25社協(H35まで)		社協数	4	6	10	14	18	21	24	25
	1	4		行政と社協のパートナーシップの強化										
		1	4	1	地域生活課題に対する調査研究・提言機能の強化									
			①	地域生活課題の調査分析や政策提言 24件以上(4件×6年)	課題解決に向けた取組を進めるため、地域福祉推進委員会や地域福祉推進会議を開催し、県内の福祉課題の把握と調査・分析を実施するとともに、必要に応じて県や市町村等への政策提言を行います。	件数	2	5	4	4	4	4	4	4
			②	本会の地域福祉活動計画の進捗状況の評価・検討	適切に地域福祉活動計画に基づいた活動の進捗状況を管理するため、PDCAサイクルの仕組みづくりを行い、県地域福祉支援計画の進捗状況を参考にしながら、全県の地域福祉活動の充実を図る。H32には中間評価を行い計画の見直しを行います。		-	-	評価	評価	中間評価見直し	評価	評価	総括評価
			③	地域福祉活動計画の見直し、新規策定市町村社協数 25社協(H32まで)(再掲)	地域福祉推進体制の構築と取組みの強化を図るため、市町村社協支援等により地域福祉活動計画の見直しや新規策定を促進します。	市町村社協数	-	-	12	18	25	25	25	25
	1	5		災害支援体制づくりの推進										
		1	5	1	災害支援体制の構築									
			①	災害ボランティアセンター運営マニュアルを整備した市町村社協数25(H35まで)	地域における災害支援体制の構築を図るため、災害ボランティアセンター運営マニュアルの整備に向けた市町村社協への支援や、運営の中核を担う災害ボランティアコーディネーターの養成研修を継続して実施します。	市町村社協数	18	21						25
			②	災害ボランティアコーディネーター養成者数180人(30人×6年)		年間養成者数	35	24	30	30	30	30	30	30
		1	5	2	災害に備えた広域支援ネットワークの充実									
			①	災害派遣福祉支援チーム登録者数180人(30人×6年)	被災者支援の充実を図るため、災害発生時の県内の社会福祉施設の相互応援体制の整備や、災害派遣福祉チーム員の養成を推進します。	年間登録者数	-	-	30	30	30	30	30	30

基本方針	推進項目	事業項目	指標	取組の方向性	単位	実績		年次目標						
						H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	
II 福祉サービスの基盤づくりー働きやすきやりがいの感じられる福祉の職場づくりの推進ー														
2 1 福祉人材の確保・育成・定着の推進														
2 1 1 福祉人材の確保とマッチングの促進														
			① 福祉人材センター登録求職者の採用人数 6 年間で870人	福祉人材センターや介護人材マネージャーによる求人・求職者の登録促進や就職活動の支援等により求職者の採用を促進します。	年間採用人数	123	89	129	135	141	148	155	162	
									H30以降毎年5%増					
			② 介護従事者新規就労支援事業による実務訓練参加者150人(年25人×6年)	新たに介護分野での就労を希望する者を対象に、基本的な知識・介護技術等の習得を図るとともに、事業所での実務訓練を支援し、就労促進を図ります。	年間参加者数	17	19	25	25	25	25	25	25	
			③ アクティブシニア介護職参入促進事業参加者数 240人(20人×県内2地区×6年)	元気な中高年を対象に介護現場に必要な知識・技術の研修や施設体験等を通して介護現場への理解を深め、就労へつなげます。	年間参加者数	-	-	40	40	40	40	40	40	
2 1 2 福祉人材の定着促進と労働環境の改善支援														
			① 職員の腰痛予防対策講座への講師(理学療法士)派遣事業所数 420事業所(70か所×6年)	福祉・介護事業所等の職員定着に向けた環境整備の一環として、理学療法士を講師として派遣し、腰痛予防を意識した適切な介護方法や腰痛予防対策を学ぶ講座を実施します。	年間事業所数	58	47	70	70	70	70	70	70	
2 1 3 福祉の仕事への理解促進														
			① 高校生福祉の進路ガイダンス参加高校540人(3地区×30人×6年)	高校生に対して、福祉・介護事業所等と連携し、福祉の仕事に就くために必要な知識や資格、仕事の魅力、福祉系の大学・短大等の進路情報を紹介するための福祉の仕事セミナーを開催します。	年間参加者数	57	77	90	90	90	90	90	90	
			② 中学生・高校生等介護の職場体験事業での職場体験参加 600人(100人×6年)	介護分野における新規就労の拡大を図るため、中・高校生や大学生等の若年層や介護職に関心のある者に介護施設での職場体験を通じて介護の仕事への理解を深める機会を提供します。	年間参加者数	58	69	100	100	100	100	100	100	
			③ 中学生の福祉の仕事セミナー 160校(20校～30校×6年)	福祉業界のイメージアップを図るため、若手の福祉施設職員が中学校を訪問し、生徒や教職員を対象に、福祉の仕事のリーフレット等を活用して、福祉の仕事の魅力を伝えるための福祉の仕事セミナーを開催します。	年間開催学校数	-	-	20	20	30	30	30	30	



基本方針	推進項目	事業項目	指標	取組の方向性	単位	実績		年次目標							
						H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35		
<b>2 1 4 福祉保健従事者研修の充実</b>															
			① 福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程受講者数4,445(6年)LL関係除く	平成30年度から新たに導入する福祉人材の育成や定着に効果的な「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」の受講者の拡大を図ります。(年度定員H30:420→H35:960×参加率H30:85%→H35:93%)	研修参加者数	-	-	357	574	854	874	893	893		
			② 自主研修受講者6,336人(6年)LL関係除く	専門的知識・技術の習得を支援するため、認知症介護やクレーム対応など福祉保健従事者の研修ニーズに基づく研修を柔軟に企画・実施します。(各年度定員1,320×参加率H30:75%→H35:85%)	研修参加者数	1,286	820	990	1,016	1,043	1,069	1,096	1,122		
			③ 介護職員等の資格取得	介護業務従事者等の介護支援専門員やたん吸引等の特定行為の資格取得、資質向上の研修を実施する。	研修参加者数	1,177	1,449	1,200	1,200	1,200	1,200	900	900		
			④ 受講者アンケート満足度 満足+やや満足と回答した受講者の割合93%(H35まで)	受講者アンケートにより福祉保健従事者の研修ニーズを把握し、福祉分野において必要とされる研修内容の充実を図ります。	受講者の割合	87%	-	88%	89%	90%	91%	92%	93%		
<b>2 2 福祉サービスの質の向上と社会福祉経営基盤の強化</b>															
<b>2 2 1 質の高い福祉サービス提供の促進</b>															
			① 苦情解決研修参加者 2,400人(400人×6年)	質の高い福祉サービスの提供を促進するため、運営適正化委員会事業や介護サービス情報公表事業、福祉サービス第三者評価を実施します。	年間参加者数	419	370	400	400	400	400	400	400		
			② 介護サービス公表件数12,205件(6年)		年間公表数	1,981	-	1,999	2,011	2,026	2,041	2,056	2,071		
			③ 福祉サービス第三者評価事業の実施と見直し												見直し
<b>2 2 2 組織・経営基盤の強化</b>															
			① 経営セミナー参加者数 5,100人(850人×6年)	福祉サービス事業所の経営・組織体制の強化を図るため、県社会福祉法人経営者協議会等との共催による経営セミナーを開催します。	年間参加者数	1,142	-	850	850	850	850	850	850		
			② 地域における公益的な取組を実施する社会福祉法人の割合100%(H35まで)(再掲)	全県的なセミナーの開催や社会福祉法人・施設と社協の連携による地域公益活動推進モデル事業の実施のほか、関係団体と広域的・全県的な仕組みづくりの検討を進め、社会福祉法の趣旨に沿った地域における公益的な取組を実施する社会福祉法人を拡大します。	取組を実施する県内社会福祉法人の割合	49%	-							100%	
			③ 社会福祉法人・施設との協働等により「地域における公益的な取組」を実施する市町村社協25社協(H35まで)(再掲)		社協数	4	6	10	14	18	21	24	25		

基本方針	推進項目	事業項目	指標	取組の方向性	単位	実績		年次目標						
						H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	
<b>Ⅲ 組織・経営基盤の強化</b>														
<b>3 1 法人経営の基盤強化と財源の確保</b>														
<b>3 1 1 会務の運営と事業評価による適正な法人運営の推進</b>														
			① 法人運営事業における当期末支払資金残高をH35までに黒字化します。	理事会、評議員会を適切に運営するとともに、事業評価を実施し、効率的で透明性の高い法人運営を行います。	-	赤字	-						黒字	黒字
			② 法人運営事業の事務経費※H35までにH28の90%（1割縮減）とします。	財政基盤の健全化により本会の目的に沿った事業の充実を図るため、職員が一丸となって経費節減に努め、各事業で適正な会計を執行します。※事務経費（消耗品、印刷製本費、水道光熱費、通信運搬費、借料損料）	H28を100%とした場合の割合	100%	-	100%	98%	96%	94%	92%	90%	
<b>3 1 2 会員の拡大と自主財源の充実</b>														
			① 会員数をH35までに838会員とします。	本会会員の拡大や厚生事業、自主企画研修事業の拡大に伴う自主財源の充実により経営基盤の強化を図ります。	会員数	720	730	748	766	784	802	820	838	
						 H28-29の年間平均18会員×6年								
			② H35の厚生事業収入をH28の1割増の14,847千円とします。		事業収入額	13,500千円	-	 H28の10%増					14,847千円	
<b>3 1 3 秋田県社会福祉会館の適正な運営</b>														
			① 秋田県社会福祉会館利用者数85千人（H32まで）	秋田県社会福祉会館の指定管理（H28-32）の適切な運営を行い、利用者を拡大します。	年間利用者数	77千人	-	79千人	82千人	85千人	 H28対比10%増			
<b>3 2 職員の資質向上と意識改革</b>														
<b>3 2 1 職員評価の推進</b>														
			① 正職員全員の評価実施	効果的な業務の推進を図るため、業務目標評価や能力評価を実施します。	-	-	-							
<b>3 2 2 職員の資質向上</b>														
			① 資格取得者6人（1人×6年）	職員の資質向上を図るため、社会福祉主事や社会福祉士など福祉の専門職としての資格取得を支援します。	新たな資格取得者数	2	1	1	1	1	1	1	1	

## 参考資料 1 第 4 期計画の実施状況

### 【基本方針 1】多様な主体との共同による生活支援の強化

#### ◆推進項目 1 「地域福祉推進の仕組みづくり」

第 4 期計画書 16 頁

##### 【事業項目 1 地域福祉推進体制の構築と取り組み強化】

地域福祉再構築推進事業のモデル市町村社協指定 年間目標 3カ所

区 分	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
市町村社協	—	3	3	—	—

市町村社協への訪問・支援 目標 50

区 分	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
市町村社協	78	105	87	216	135

##### 【事業項目 2 小地域における支え合いの仕組みづくりの推進】

小地域の支え合いの仕組みづくりモデル地区指定（新規） 年間目標 3地区

区 分	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
地区	—	2	2	3	2

いきいきサロン設置増加数 目標 5年で200増

区 分	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
サロン数	943	945	865	924	1,065

##### 【事業項目 3 市町村社会福祉協議会及び市(地区)町村民生児童委員協議会との連携・協働の強化】

25市町村社協調査 年間目標 25市町村社協実施

区 分	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
市町村社協	25	25	25	25	25

指定民児協の育成支援 年間目標 2地区

区 分	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
地区	2	2	2	2	2

#### ◆推進項目 2 「福祉を支える人づくり」

第 4 期計画書 17 頁

##### 【事業項目 1 地域福祉推進を担う人材の育成】

コミュニティソーシャルワーカーの養成 目標 H26～30に200人養成

区 分	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
養成者数	47	34	26	61	42

市町村社協役職員研修

区 分	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
参加者数	30	21	21	17	—

##### 【事業項目 2 民生委員・児童委員の資質向上】

民生委員の研修実施（単位：人）

区分	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
会長研修	172	136	124	176	116
中堅研修	396	663	615	397	666
新任研修	534	626	562	514	567
児童委員研修	172	205	196	201	201
計	1,274	1,630	1,497	1,288	1,349

##### 【事業項目 3 市町村社会福祉協議会におけるボランティア・市民活動の育成支援】

ボランティアサポーター（リーダー）養成研修 年間目標 2カ所 参加者50人

区 分	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
カ所	2	2	2	2	2
参加者数	62	78	36	78	53

秋田車いすリサイクルリング 寄贈車いす数 年間目標 40台

区 分	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
単位：台	5 1	5 7	5 6	6 2	5 8

教育職員免許法の特例に基づく社会福祉施設での介護等体験者数 年間目標 190人

区 分	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
単位：人	2 0 1	1 8 5	1 9 1	1 5 3	1 5 8

◆推進項目3 「生活支援・相談体制の強化」

第4期計画書18頁

【事業項目1 日常生活自立支援事業の拡充】

サポートセンター 目標 H26～30で5ヵ所増

区 分	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
センター数	6	7	7	7	2 5
実利用者数	284	315	336	335	356
新規契約	7 4	9 2	7 1	5 8	9 0
解約	4 5	6 1	5 0	5 9	6 9
待機者	5 3	6 3	8 6	8 9	7 8

【事業項目2 成年後見制度の利用促進を含む新たな権利擁護体制の構築】

新たな権利擁護体制構築事業モデル指定 年間目標 2市町村社協

区 分	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
モデル指定社協			2	2	0
法人後見実施社協(累計)	1		2	3	4

【事業項目3 生活福祉資金貸付事業の推進】

研修 年間目標 1回開催 事務指導 年間目標 3回以上

区 分	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	
研 修	回数	1	3	3	1	3
	参加者数	1 9 3	1 8 4	1 9 2	1 6 6	1 5 5
事務指導	3	3	3	3	3	

現地償還指導 年間目標 12市町村社協

区 分	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	
現地償還 指導	市町村社協数	19	20	19	20	20
	対象者数	1,361	1,464	1,611	1,669	1,678
初期滞納世帯への通知	284	282	237	243	169	
長期 滞納 世帯	償還残額通知	2,529	3,796	4,174	3,948	3,647
	督促状	3,270	3,908	3,347	3,348	2,583
	行方不明者の住民票調査	304	285	8	331	195
	内容証明郵便		37	25	56	88
訴訟申立			3	10		

【事業項目4 「ふれあい安心電話」システム推進事業の充実】

加入市町村社協連絡会の開催 年間目標 1回開催

区分	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
連絡会の開催	1	1	1	1	0
参加者数	3 7	3 2	2 5	2 5	0
台数(年度末)	2,593	2,502	2,464	2,340	2,287

【事業項目5 生活困窮者支援等新たな自立支援制度実施への対応】

児童養護施設退所者等自立支援資金利用者 ひとり親家庭等職業訓練促進給付金

区分	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
児童養護施設退所者等自立支援資金				7件5人	2件2人
ひとり親家庭等職業訓練促進給付金				2件2人	6件6人

## ◆推進項目4 「災害支援体制づくり」

第4期計画書19頁

## 【事業項目1 災害支援体制の構築】

災害ボランティアセンター運営マニュアル策定市町村社協

目標 H28までに25市町村社協が整備

区分	H25	H26	H27	H28	H29
市町村社協	12	15	18	18	21

災害ボランティアセンターコーディネーター養成研修 年間目標 30人養成

区分	H25	H26	H27	H28	H29
研修参加者	40	29	27	35	24

災害ボランティアセンターコーディネーターフォローアップ研修 年間目標 1回開催

区分	H25	H26	H27	H28	H29
開催数	3	1	1	1	1
参加者	106	42	41	44	45

災害支援ボランティア研修 年間目標 3回開催 100人育成

区分	H25	H26	H27	H28	H29
開催数	3	3	3	3	3
参加者	179	89	145	138	102

## 【事業項目2 災害時の広域支援ネットワークの推進】

秋田県社会福祉施設災害支援ネットワーク 年間目標 1回開催

区分	H25	H26	H27	H28	H29
会議		1	1	2	3

## 【基本方針2 社会福祉事業者の経営基盤の強化と質の高いサービス提供】

## ◆推進項目1 「福祉保健従事者の資質及び専門性の向上」

第4期計画書20頁

## 【事業項目1 福祉保健従事者研修の充実】

福祉保健従事者研修 目標 年21コース定員総数1,940人

区分		H25	H26	H27	H28	H29
コース		21	21	18	18	18
研修参加者	実人数	1,870	1,731	1,730	1,578	1,555
	延人数	3,126	2,941	2,937	2,682	2,670

認知症研修 年間目標 5コース 定員総数380人

区分	H25	H26	H27	H28	H29
コース	5	5	5	5	5
研修参加者	353	370	360	381	369

自主企画研修 年間目標 講座310人 研修600人 計910人

年度	H25	H26	H27	H28	H29
資格取得講座	307	320	235	89	21
自主企画研修	585	629	666	816	521
計	892	949	901	905	542

## ◆推進項目2 「福祉人材の確保・定着化の推進」

第4期計画書21頁

## 【事業項目1 福祉人材の確保とマッチングの促進】

福祉人材の求人登録 年間目標 新規求人3,548人 有効求人9,584人

区分	H25	H26	H27	H28	H29
新規求人	3,431	3,795	3,607	3,511	2,786
有効求人	9,515	10,347	9,745	9,529	7,995

福祉人材の求職登録者 年間目標 新規求職 831 人 有効求職 2,422 人 採用人数 192 人

区 分	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
新規求職者 A	746	569	416	378	365
有効求職者	2,078	1,704	1,189	1,076	1,057
採用者数 B	145	161	97	123	89
B/A	19%	28%	23%	33%	24%

ハローワークでの出張相談 年間目標 162回(9カ所×1.5回×12月)

区 分	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
回数	135	153	90	108	108
相談者数	288	193	104	93	78
1回あたり相談者数	2.1	1.3	1.2	0.9	0.7

就職フェア 年間目標 4カ所開催

区 分	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
開催回数	3	4	4	4	4
参加求職者数	269	225	229	164	113
1回あたり求職者数	90	56	58	41	28

介護福祉士等修学貸付金の貸付 目標 H26～30で138人に貸付

区 分	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
介護福祉士修学資金貸付決定者	30	10	22	7	32
介護福祉士実務者研修貸付決定者				58	170
離職介護人材再就職準備金貸付決定者				15	8

【事業項目2 人材の定着促進と労働環境の改善支援】

社会保険労務士等出張無料相談 年間目標 30回 理学療法士派遣 年間目標 70回

社会福祉施設等人材確保セミナー 年間目標1回開催 求職者アンケート 年間目標1回実施

区 分	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
社会保険労務士等出張無料相談回数		16	12	9	6
理学療法士派遣			58	58	47
社会福祉施設等人材確保セミナー参加者	116	42	82	45	—
求職者アンケート(回収人数)	167	129	0	0	46

【事業項目3 福祉の仕事への理解促進】

高校生福祉の進路ガイダンス 年間目標 年1回3地区

区 分	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
開催カ所数	3	3	3	3	3
参加者数	81	71	70	57	77

◆推進項目3「社会福祉経営の基盤強化」

第4期計画書22頁

【事業項目1 福祉事業者の経営・組織体制の支援と充実】

自主監査制度 年間目標 2カ所

区 分	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
実施カ所数	0	0	0	0	0

会計士や社会保険労務士、センター相談員への経営相談

区 分	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
経営相談件数	104	95	71	72	73

社会福祉法人・役員等研修会

区 分	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
開催件数	5	4	6	8	7
参加者数	502	391	783	1,142	783

【事業項目2 地域と社会福祉施設との協働事業の推進】

モデル指定市町村社協数 年間目標 2社協

区 分	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
指定社協数			4	2	2
連携した社会福祉法人数			6	4	

【事業項目3 質の高い福祉サービス提供の促進】

運営適正化委員会による社会福祉事業所への巡回訪問 年間目標 30事業所

苦情解決研修会の開催 年間目標 1回200人

区 分	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
巡回訪問事業所	6	8	11	15	18
苦情解決 研修会	開催回数	1	1	1	2
	参加者数	228	195	237	419

第三者評価受審事業所 目標 H26～30で39事業所

区 分	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
受審事業所数	4	5	0	2	7

【基本方針3 生活福祉課題の解決に向けた機能強化】

◆推進項目1 「生活福祉課題に対する調査研究・提言機能の強化」

第4期計画書23頁

【事業項目1 施設種別協議会・団体との連携協働による地域福祉推進委員会の機能強化】

地域福祉推進委員会の開催 年間目標 委員会4回開催 推進会議1回開催

区 分	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
委員会開催回数	4	4	3	4	4
推進会議開催回数	1	1	1	1	1
行政への政策要望件数	2	4	5	2	5
地域福祉分野		2	2		3
高齢者福祉分野		1		1	
障害者福祉分野	1		2	1	1
児童福祉分野	1	1	1		1

専門委員会の設置

主なテーマ	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
1 成年後見制度	○				
2 社会福祉施設による災害支援	○	○	○	○	○
3 福祉人材確保		○	○		
4 県社協会費の見直し			○		
5 総合相談・生活支援				○	
6 日常生活自立支援事業				○	
7 地域公益活動				○	
8 地域福祉トータルケア推進事業					○
9 地域福祉活動計画					○
計	2	2	3	4	3

◆推進項目2 「県民啓発・情報提供の推進」

第4期計画書24頁

【事業項目1 情報提供機能の充実・強化】

社会福祉あきた 年間目標 4回発行 号外随時発行

区 分	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
発行回数	5	5	5	5	5
発行部数(年間計)	26,500	26,200	26,300	26,700	26,200

本会ウェブサイトの見直し

区 分	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
介護人材専用頁追加			○		
Facebook 記事掲載			8 3	9 0	5 3
アクセス数	65,293	72,970	89,554	92,067	98,117
メールマガジン配信先	468	475	474	481	486

【事業項目 2 課題解決に向けた県民啓発の強化】

社会福祉大会の開催 年間目標 1回開催

県民フォーラムの開催 年間目標 1回開催

区 分	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
社会福祉大会参加者	1,101	918	855	1,246	830
県民フォーラム参加者	368	201	178	100	143

◆推進項目 3 「県民による寄附・募金活動の推進」

【事業項目 1 寄附や募金活動の充実】【事業項目 2 県民の善意による支援の充実】

災害遺児愛護基金事業運営委員会の開催 年間目標 1回開催

区 分		H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
災害遺児 愛護基金	委員会の開催	1	1	1	1	1
	預託件数	16	20	21	22	21
	預託金額(千円)	929	1,576	2,023	2,762	1,572
	支給額(千円)		2,000	1,970	1,760	2,210
善意銀行	預託件数	12	12	9	8	16
	預託金額(千円)	1,494	595	430	312	921
	払出額(千円)	1,363	395	341	214	828
	善意銀行払出物品(件)	108	127	60	116	51
一般寄附	預託件数	12	14	9	11	12
	預託金額(千円)	3,519	3,613	1,850	1,717	1,463
寄付金合計(千円、預託物品除く)		5,942	5,784	4,303	4,791	3,956

【基本方針 4 法人経営の基盤強化と財源の確保】

第 4 期計画書 2 5 頁

◆推進項目 1 「法人経営の基盤強化と財源の確保」

【事業項目 1 リスクマネジメント機能の強化と危機管理体制の構築】

区 分	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
災害時対応指針			策定	追加	

【事業項目 2 会員の拡大と会員サービスの充実】

会員数の推移

区 分		H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
会費規定の見直し				見直し		
会 員 数	一般会員	497	502	506	682	693
	特別会員	104	139	154	一般会員に統合	
	賛助会員	33	35	37	38	37
	計	634	676	697	720	730

【事業項目 3 多様な自主財源確保の拡充と経費節減】

年間目標 自動車リース 30 台増 自動車共済 30 件増、火災共済 50 件増

区 分	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
自動車リース実契約数	96	125	146	161	199
自動車共済実契約数	653	669	741	543	783
火災共済実契約数	384	384	277	271	226
図書販売(冊数)	326	163	266	984	346

経費節減 目標 H 2 6 ~ 30 で 10% 削減



法人運営事業のうち事務経費(消耗品費・印刷製本費・水道光熱費・通信運搬費・借料損料の合計)

区 分	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
法人運営費の事務経費(H25を100)	100	106	121	146	

【事業項目4 秋田県社会福祉会館の適正な運営】

利用促進に向けた取組 年間目標 企業訪問150ヵ所 DM送付400件

区 分	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
企業訪問	179	92	202	259	302
DM送付	377	492	63	0	100

利用人数

区 分	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
会議室・展示ホール	48,040	46,383	54,102	52,214	48,001
心身障害者総合福祉C	21,580	21,345	21,763	19,993	20,544
自主事業等				4,819	5,138
計	69,620	67,728	75,865	77,026	73,683

◆推進項目2 「職員の資質向上と意識改革」

第4期計画書26頁

【事業項目1 業務目標評価及び能力評価の充実】

業務目標評価・能力評価の実施

区 分	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
業務評価	○	○	○	○	○
能力評価	○	○	○	○	○

【事業項目2 職員の資質向上】

職場内研修 年間目標 4回

区 分	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
職場内研修	2	2	2	2	2
各種研修参加者	8	9	8	10	5
市町村社協での研修	1				
県への研修派遣				1	1

資格取得支援

区 分	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
社会福祉主事			1	1	1
社会福祉士					
介護福祉士					
その他				1	

## 参考資料2 第4期地域福祉活動計画の成果と課題（事業項目別）

事業項目毎に、第4期計画（平成26～29年度）の成果・評価と課題、今後の方向性を次のとおり整理しました。

### ◆本会事業

<b>I 多様な主体との協働による生活支援の強化</b>	
1 地域福祉推進の仕組みづくり	31
2 福祉を支える人づくり	32
3 生活支援・相談体制の強化	33
4 災害支援体制づくり	34
<b>II 社会福祉事業者の経経営基盤強化と質の高いサービス提供</b>	
1 福祉保健従事者の資質及び専門性の向上	34
2 福祉保健人材の確保・定着化の推進	35
3 社会福祉経営の基盤強化	36
<b>III 生活福祉課題の解決に向けた機能強化</b>	
1 生活福祉課題に対する調査研究・提言機能の強化	36
2 県民啓発・情報提供の推進	37
3 県民による寄附・募金活動の推進	37
<b>IV 組織・経営の強化</b>	
1 法人経営の基盤強化と財源の確保	38
2 職員の資質向上と意識改革	38

### ◆L L財団事業※

<b>III 明るい長寿社会づくり推進機構事業の実施</b>	39
<b>IV 県高齢者総合相談・生活支援センターの運営事業の実施</b>	
1 高齢者ほっと安心相談事業の実施	39
2 新しい総合事業の取組支援事業の実施	
1 生活支援コーディネーター養成支援の実施	40
2 包括的支援事業推進事業の実施（高齢者権利擁護推進事業）	40
3 地域ケア・マネジメント支援機能強化事業の実施	41
<b>IV-2 介護実習・普及事業の実施</b>	
3 介護職員等によるたんの吸引等研修事業の実施	41
<b>V 認知症コールセンター運営事業の実施</b>	41
<b>VI 介護支援専門員養成事業の実施</b>	42
<b>VII 介護サービス情報の公表事業の実施</b>	42

※ローマ数字以下はL L財団事業計画の表記である

## ◆ 本会事業

### ◆ 基本方針 1 多様な主体との協働による生活支援の強化 推進項目 1 (地域福祉推進の仕組みづくり)

事業項目	成果・評価	目標達成度		課題	事業の方向性			
		上回った	目標どおり		下回った	終了	縮小	継続
111 地域福祉推進体制の構築と取組み強化 平成25年度に本会でまとめた地域福祉推進のための6つの重点課題を踏まえ、26～27年度に地域福祉再構築推進事業でモデル指定した3市町で重点課題の解決に向けた実践を行った。28年度は秋田型総合相談・生活支援拠点の必要性とあり方をまとめた。 社協支援では、モデル事業等のほか法人制度改革等に関連し、訪問や電話対応など各年度約90回の支援を行い、地域福祉の推進を図った。		○		地域福祉再構築推進事業における6つの課題(総合相談支援窓口の整備、多職種横断的連携システムの構築、制度外ニーズ対応システムの構築、公私協働によるアウトリーチ体制の整備、地域福祉を推進する専門職の養成と配置、地域を基盤とした住民活動の支援体制整備)の解決に向けた取組や「秋田型総合相談・生活支援拠点」のあり方の検討結果が市町村社協の活動方針や実践に反映されている。	○		○	平成30年度以降の考え方・具体的な内容・見直し
112 小地域における支え合いの仕組みづくりの強化 3年間で9ヶ所の目標に対し7ヶ所をモデル指定し、各地域の実情を踏まえ、支え合いの体制整備に努めた。サロンの設置は5年間の目標200件増対し、865件(H27.4.1)から924件(H28.4.1)と、年間50件程度増加した。ネットワーク形成数は39,327件(H27.1)から48,537件(H29.1)と増加した。		○		モデル事業終了後の取組み状況等の把握ができていない。モデル事業の成果が他地区や全県的に波及していない。 市町村によってネットワークの捉え方や活動に差があり、社会資源であるサロン設置の実態把握が進まず、サロン活動の充実が進まない。	○		○	住民に身近な小学校区でのサロンや多世代住民交流拠点の設置を進め、コミュニティソーシャルワーカーや生活支援コーディネーターによるアウトリーチ機能を備えた生活支援拠点の整備とともに、住民主体の課題把握・支援機能を担う住民組織の設置についても働きかけていく。 小地域ネットワークの担い手不足や個人情報等の課題を踏まえ、誰もが支え、支えられる相互のネットワーク活動を構築するとともに、制度の抜開の問題を世帯を把握するため、専門職によるアウトリーチ機能の強化を図る。
113 市町村社協協議会及び市(地区)町村民生児童委員協議会との連携 毎年行う市町村社協状況調査結果を社協支援や関係会議の資料として活用しており、平成29年度には全社協の社協調査を参考に調査内容の充実を目指し見直しを行った。 市町村社協と市町村民生児童委員との連携・協働のあり方については平成28年度に検討を行い、社協と民生委員・児童委員による連携・協働の現状と課題を確認し、今後の方向性等を整理し、各市町村社協及び各市町村民生児童委員に周知した。		○		社協支援の強化に向けた調査結果の分析や更なる活用が不十分である。 ・個人情報保護の観点から、社協から民生委員・児童委員への情報提供が、円滑に進まない場合が多い。	○		○	各市町村社協の運営・事業の実施状況を把握・分析し、先進的な取組み等を共有しながら全県的な社協活動の底上げ、強化につなげる。 認知症高齢者やひきこもり・不就労者、障害児者がいる世帯のほか、母子・父子世帯等で何らかの支援やネットワーク形成が必要と思われる世帯の情報把握に向けて、行政、社協等との情報共有の仕組みづくりを検討する。 なお、本事業項目は、地域福祉ターゲット推進事業の再構築の検討結果を踏まえ、見直し、統合を進める。

◆基本方針 1 推進項目 2 (福祉を支える人づくり)

事業項目	成果・評価	目標達成度		課題	事業の方向性			平成30年度以降の考え方・具体的な内容・見直し
		上回った	目標どおり		下回った	終了	縮小	
121 地域福祉推進を担う人材の育成	5年間でCSW200人の養成目標に対し、121人(H26:34人、H27:26人、H28:61人)を養成した。 市町村社協の新任職員や介護保険事業担当職員に基礎研修を実施し、H26～27で42名が受講した。	○			研修を受講しても、人事異動等によりコミュニケーションワークショップ(CSW)として活動できない場合も多く、CSWが社協の機能として確実に位置づけられていない。			多職種連携・協働による総合的な支援を可能にするため、関係機関職員にCSW研修への受講促進を図り、行政を含め地域包括支援センター等相談支援機関、福祉施設等にCSWの配置を進める。 総合相談支援の強化に向けて、CSWと生活支援コーディネーターの連携により社協のコミュニケーションソーシャルワーク機能の発揮を目指す。
122 民生委員・児童委員の資質向上	委員のキャリアステージに応じた資質の向上を図るため、段階ごとにテーマを設けて研修を実施し、平成26～28年度で会長研修延べ436人、中堅研修延べ1,675人、新任研修延べ1,702人が参加した。(平均参加率73%)	○			委員の在任期間が短縮する傾向にあり、法や制度の動向に即した理解や、相談対応、自立への働きかけなど、地域住民との関わりの中で求められる相談援助技術の蓄積が行われにくい状況にある。			100周年活動強化方策を踏まえ、全民児連が提示する研修体系・モデルプログラムを参考にしながら活動事例等をもとに委員としての対応方法を学ぶなど、より実践的な研修内容の企画・実施に取り組みます。
123 市町村社会福祉協議会におけるボランティア・市民活動の育成支援	地域福祉・ボランティア担当職員の資質向上やボランティア活動を推進する地域住民の育成、福祉教育の推進・普及を進めた。 ボランティアサポーターは年50人の育成目標に対し、H26は78人、H27は41人、H28(Vリーダー)は76人、平均65人を育成した。 車いすリクリングでの車いすの寄贈台数は年40台の目標に対し、H26は57台、H27は56台、H28は62台、平均58台を寄贈した。 介護等体験者は年190人の目標に対し、H26:195人、H27:197人、H28:157人となり、平均183人となった。	○			H27年度から福祉教育をテーマに研修をスタートさせたが、類似体験等従来型の福祉教育が根強く、地域福祉を推進するための福祉教育の理解は充分ではない。 Vリーダー養成研修は、ボランティア活動者を対象としており、新たなボランティアの参入につながりにくい。 工業科以外の高校生も参加しやすいボランティア活動メニューがない。 教員免許の取得希望者を対象とした介護等体験は教員の資質向上をわらわらとしており、充実の必要性が求められている福祉教育的側面が弱い。			他人事を「我が事」としてとらえる地域づくりを進めるため、福祉教育を推進する。取り組みの充実を図るため、小中高校が推進するキャリア教育や道徳教育の活用等教育機関との連携を進めるとともに、地域住民に対してもサロン活動等を通じて地域の居場所づくりやネットワーク形成への意識強化を図っていく。 また、地域福祉の新たな担い手の育成として、多くの高校が参加しやすいボランティアメニューの開発や活動の場づくりに向けてボランティアセンターの機能強化を進める。 介護等体験事業に福祉教育的な取組みを検討する。

◆基本方針 1 推進項目 3 (生活支援・相談体制の強化)

事業項目	成果・評価	目標達成度		課題	事業の方向性		平成30年度以降の考え方・具体的内容・見直し
		上回った	目標どおり		終了	縮小	
131	日常生活自立支援事業の拡充 各年度の利用件数実績は平成26年度315件、平成27年度336件、平成28年度335件であったが待機者は平成28年度には89人となった。ニーズの増加に対応したため、平成26年度には北秋田市に基幹的社協を増設したほか、平成29年度から全市町村社協実施方式へ転換し、受入体制を強化した。 全基幹的社協に、金銭管理サービス実施状況調査及び事務取扱状況調査を年2回実施し、支援計画の作成や金銭管理に関する牽制の徹底を図った。	○		利用希望者が増加中、受入が追いつかず、待機者が増加(H26:63件、H27:86件、H28:89件)している。 全市町村社協実施方式への転換に伴い、新規に実施する社協の専門員が業務に不慣れであるほか、生活支援員の確保が進まない。 市町村との連携が不可欠な成年後見制度の利用が進んでいないほか、高齢化が進む中で、増加する死後の諸経費の支払い等に苦慮しているケースへの対応が必要である。	○		全市町村社協で取り組む事業の一貫した運用を徹底するとともに、利用料等も含めた運用の見直しを図るなど、継続運用が可能なシステムの構築を図るほか、受入態勢を早期に整え、金融機関を含め幅広く啓発する。 実施社協の増により待機者の解消を進める中で、本会は事業の透明性を確保するため、継続した指導監督を実施する。 判断能力低下により本事業になじまなくなった者の権利を継続して擁護していく必要があり、地域包括ケアシステムを有効に機能させるためにも、市町村及び市町村社協と連携しながら、担い手の確保・育成など権利擁護支援体制の構築を進める。
132	成年後見制度の利用促進を含む新たな権利擁護体制の構築 本会の調査報告をもとに平成27～28年度に4社協がモデル事業に取り組み、うち2社協が権利擁護センターを開設したほか、1社協が法人後見の実施体制を整えた。 ・鹿角市社協(平成27年4月権利擁護センター設置) ・三種町社協(平成28年10月権利擁護センター設置) ・能代市社協(平成29年4月法人後見体制の整備)	○		市町村社協毎に権利擁護体制の取組みに差がある。成年後見制度利用促進基本計画の平成34年度までの策定が努力義務とされた市町村行政との連携が進んでいない。	○		法人後見の取組みを推進するため、成年後見制度利用促進基本計画の策定が求められる市町村行政と連携し、日常生活自立支援事業と成年後見制度の一貫した運用を目指し権利擁護体制の構築に向けたモデル事業を継続実施する。また、「法人後見実施社協と未実施社協との勉強会」等様々な協議の場を設定するほか本会ウェブサイトや新聞媒体等で情報発信を行う。
133	生活福祉資金貸付事業の推進 経済・雇用情勢の改善等を背景に、3年間で貸付件数は約3割減少したが、教育資金需要の高まりで金額は約11割増加した。様々な生活課題を抱えている本資金利用世帯に対し、市町村社協や民生委員、生活困窮者自立支援センターなどと連携し活用を進めた。 貸付の相談対応に当たる社協職員や民生委員への研修会を3年間で7回開催したほか、市町村社協事務指導を9回実施した。また、現地償還指導は3年間で延べ1,526人に行い、世帯の状況把握と自立に向けた相談支援等を行った。	○		平成26～28年度は全体の償還率が2割未満となり、自立相談支援事業を利用した貸付においても滞りが発生している。 不動産担保型生活資金では、人口減少が進む中、契約終了後の不動産の売却が難航し、円滑に償還がなされないケースが発生している。	○		最終償還期限を超過した未償還額が増加していることから、国には今年度で終了の方針が示されている貸付事務費の原資取崩し相当の事務費措置を求め、未償還額の縮減に向けた早期相談の充実や自立相談支援事業との連携強化を進める。 現在、成果として反映されていない貸付相談により他機関等に繋ぐ等により貸付に至らない支援と、社協の成果として評価する仕組みを検討する。 不動産担保型生活福祉資金については、審査基準の厳格化等見直しを進める。
134	「ふれあい安心電話」システム推進事業の充実 加上市町村社協による連絡会を年1回計3回開催し、ふれあい安心電話システムの運用改善を進めたほか、中央受信センター職員のスキルアップ研修会を年1回実施したが、利用台数は年々減少し平成28年度末で約2,300台となっている。	○		利用台数が減少しており、事業のあり方の検討が求められている。	○		事業開始から4半世紀を経て、民間企業の相応機能つき緊急通報サービスや各種相談機能が充実しつつあることと支援を担う地域の人材の不足等、本制度に求められる役割が低下しているほか、平成29年度でふれあい電話から脱退する市町村がおり、収支バランスが不均衡となる。そこで今後の事業の運用については、各市町村社協や関係機関と協議しながら、見直しを進める。
135	新たな生活困窮者自立支援制度の実施に向けた対応 生活困窮者自立支援事業については、平成27年度から自立相談支援事業の受託社協による連絡会、28年度には全市町村社協を対象にした連絡会を年3回開催し、社協相互の情報交換を行い事業の円滑な実施に努めた。 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業は平成28年度に2件の貸付、児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業については、平成28年度に7件の貸付を行い、自立した生活の支援を行った。	○		潜在ニーズの掘り起こしなどアウトリーチ体制に市町村で差があり、取組みに地域差が生じている。 ひとり親と児童養護施設退所者に関する貸付事業は、周知しているが他制度の利用等により、平成28年度に9件の貸付実績に止まった。	○		事業受託の有無に関わりなく、困窮者支援は社協が本来業務との観点のもと、制度の効果的活用を支援するため、平成30年度の制度見直しの動向を見ながら、対応を検討していく。また、就労準備支援や子どもの学習支援など、任意事業の実施拡大につながるよう、各種モデル事業を効果的に実施していく。 ひとり親等の貸付事業については制度の周知活動を進める。 児童養護施設等退所者に関する貸付事業については、児童養護施設協議会や児童福祉協議会の総会等で周知活動を進める。

◆基本方針 1 推進項目 4 (災害支援体制づくり)

事業項目	成果・評価	目標達成度		課題	事業の方向性	平成30年度以降の考え方・具体的な内容・見直し
		上回った	目標どおり			
141 災害支援体制の構築	平成26～28年度に5市町村社協の災害VC設置マニュアルの策定を支援したほか、平成29年度に3市町が策定を予定しているが、4市町村社協では策定期間が未定である。 災害ボランティアセンターの中核を担う人材と災害養生時に地域で活動する人材を確保するため、災害ボランティアネットワークを平成26～28年度に計91名養成したほか、フォローアップ研修を3年間で3回行った。災害支援ボランティアは、平成26～28年度で計366名を養成した。	上回った	目標どおり	4市町村社協で災害VC設置マニュアルが未策定であるほか、災害ボランティアネットワーク等の実践が不十分である。「広く防災に資するボランティア活動の促進に関する検討会の提言(平成29年3月内閣府)」を踏まえた災害VCのあり方の検討については、未着手である。	○	災害ボランティアセンター設置運営マニュアル未策定社協への支援を強化する。災害ボランティアネットワークの養成やフォローアップ、実施訓練、住民を対象とした災害支援ボランティアの育成を継続する。 なお、取組にあたっては平成29年7月の本県大雨災害への対応等を踏まえ、行政との情報共有のあり方や、民生委員等の地域における社会資源との連携方法等の課題を整理し、市町村における災害支援体制の構築を支援する。 県内における災害派遣協定についての検討を進めるとともに、国の動向を踏まえ災害ボランティアセンター設置運営マニュアル見直しの検討を進める。
142 災害時の広域支援ネットワークの推進	平成26年7月に種別団体と県社協は秋田県社会福祉施設災害時相互応援協定を結び、平成27年度から隔年で災害時人材提供並びに備品備蓄状況調査を行い、ネットワーク会議を毎年開催し、ネットワーク構築に努めた。 平成28年度から秋田県担当部局も参加し、災害時広域派遣福祉チームの活動マニュアルづくりを進めるとともにチーム員派遣に伴う課題等様々な検討を行った。	上回った	目標どおり	災害時の機動的な対応のあり方についての検討が中途である。チーム員養成に向けて種別参加施設や職能団体、医療関係者への理解が進んでいない。	○	県広域災害福祉支援年とワーク会議では、平成29年度中に「チーム員活動マニュアル」のほか、各種要綱の整備を行い、「チーム員登録基礎研修」等3つの研修を実施する。DCATチーム員の確保のため、平成30年度は30名の登録員の確保を目指すとともに、登録されたチーム員のスキル維持に向けて研修カリキュラムの検討を進める。 災害派遣においては、現地ではチーム員のほかコーディネーターの検定が不可欠であることから、その養成確保に向けて検討を進める。 社会福祉施設災害支援ネットワーク会議では、災害時応援できる人材や資材の備蓄状況の把握を継続して実施する。

◆基本方針 2 社会福祉事業者の経営強化と質の高いサービス提供

推進項目 1(福祉保健従事者の資質及び専門性の向上)

事業項目	成果・評価	目標達成度		課題	事業の方向性	平成30年度以降の考え方・具体的な内容・見直し
		上回った	目標どおり			
211 福祉保健従事者の研修の充実	研修受講者アンケートにより研修ニーズを把握し、階層別・職域別研修(18～21コース)や自主企画研修(13コース)を実施し、平成26～28年度で8,905人の福祉保健従事者の資質や専門性の向上を図るとともに、資格取得の支援を行った。	上回った	目標どおり	福祉施設で大きな課題となっている人材確保や定着に対応した研修カリキュラムの見直しが求められている。	○	福祉人材の不足が深刻化する近年の社会情勢を踏まえ、研修カリキュラムを見直し、福祉人材の確保・定着化やサービスの向上につながる「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」の導入を進める。 平成30年度に譲渡されるL1財団事業の研修について、本会の研修体系に位置づけ、円滑な実施を図る。 委託や補助でカバーしきれない福祉サービス施設従事者のニーズに対応する自主企画研修の充実を図る。実施にあたっては本会各部門との調整を図り効果・効果的な実施に努める。
212 人材育成・定着を促進する職場内研修(OJT)への支援の充実	各施設・事業所の職場内研修の企画及び講師の照会に随時対応するなど、各職場における研修の企画・実施を支援した。	上回った	目標どおり	所蔵図書、ビデオ等資料が古く図書室利用は数年に1回程度、相談は講師紹介で件数も少ない。	○	「福祉保健従事者の研修の充実」に統合する。既存資料は廃棄を含め整理を進める。

◆基本方針 2 推進項目 2 (福祉保健人材の確保・定着化の推進)

事業項目	成果・評価	目標達成度		課題	事業の方向性			平成30年度以降の考え方・具体的な内容・見直し
		上回った	目標どおり		終了	縮小	継続	
221 福祉人材の確保とマッチングの促進 就労コーディネーター、介護人材マネージャーが県内延べ2,503の事業所を訪問して事業所登録及び求人登録を勧奨し、新規求人延べ10,913人、有効求人延べ29,621人を確保した。 COOLシステムの周知・普及を図り、各種機能を活用した求人・雇用、就職活動の支援を行い、新規求職者延べ1,363人、有効求職者延べ3,969人を確保した。 ハローワークに「福祉のお仕事相談コーナー」を定期的に開設し、福祉の仕事に興味がある求職者の相談に応じた。福祉の仕事を望む求職者向けに合同就職面談会を開催し、平成26～28年度計で618人が参加した。 介護福祉士資格取得等を支援するための介護福祉士修学資金や介護福祉士実務者研修受講資金のほか、離職者の再就職を支援するための準備資金として113人に貸付を行った。	○		福祉への従事者全体は増加しているものの、事業所の求人ニーズに十分応え切れず、求職者の減少に伴い、就職フェア参加者も減少している。	○			求人に対して大幅に減少している求職登録者のマッチングを円滑化するため、事業所訪問による情報収集を継続的に実施する。 職業紹介においては求職者の意向を充分把握するとともに、県や労働局等関係機関と連携して、求職者及び福祉・介護に関心のある方々に向けた情報発信や介護福祉士等有資格者の福祉人材センターへの登録制度の周知等を進める。 各ハローワークにおいても福祉・介護分野への相談希望者が減少していることから、関係機関の協力を得ながら相談者への丁寧な対応を進めるとともに、新規就労希望者への講習会の実施や新規就労や就労継続に向けた支援の強化を図る。また、県が平成29年9月に新たに設置した「秋田県福祉人材確保推進協議会」での議論を踏まえ、福祉人材の確保と定着の推進を図るための新規施策の展開や県民への幅広い情報発信や福祉・介護分野への就労促進のための普及啓発を推進する。 離職介護人材登録者については、介護職復帰に向けた研修メニューの整備を進める。	
222 人材の定着促進と労働環境の改善支援 社会保険労務士等の専門アドバイザーが平成26～28年度に37ヵ所の介護保険施設等を訪問し、労働環境の改善に向けて助言や指導を行った。 県理学療法士会と協力し、平成27～28年度は介護職の離職防止のため理学療法士を介護保険施設等に103回派遣し、身体的負担の少ない介護方法を指導した。 福祉人材の確保・定着化に関する委員会を設置し、事業所の雇用・就労環境の実態を把握するとともに、働きがいのある職場づくりを進めるための方策を取りまとめた。	○		専門アドバイザーの利用は伸び悩んでいる。理学療法士派遣や専門アドバイザー派遣は、1事業所、年1回に限られているが、腰痛予防対策講座は、介護サービス事業所の性質上、全員が一度に業務を休止しての受講は困難であり、全員が受講するためには、複数回の実施が必須である。また、経営上の課題を相談する専門アドバイザーについても、相談内容によっては、複数回訪問して助言することが必要なケースがあり、事業者の切実なニーズに十分対応し切れしていない。	○			介護サービス事業所認証評価制度との連動により社会保険労務士等の専門アドバイザーの活用を進めるとともに、介護サービス事業所以外の福祉施設等については、経営指導センターと連携し専門相談を進める。 腰痛予防対策に関しては、事業所との丁寧なマッチングを行うとともに、業務上の身体的負担を軽減するための介護用ロボットスーツや福祉機器の活用等の具体的な取組の強化を検討する。 事業所の人材確保に向けて、新規就労者の早期離職を抑制するため、具体的な職場定着策の強化を推進する。	
223 福祉の仕事への理解促進 介護分野で就労する人材のすそ野の拡大を目指し、就労希望者向けに平成27年度から介護職応援ウェブサイトをウェブページを開設し、介護の仕事や魅力に関する情報(介護従事者メッセージ36件等)を発信し、介護職の参入促進を図った。 高校生向けの福祉の進路ガイダンスを毎年3地区で開催し、平成26～28年度計199名に福祉の仕事に従事するための知識や仕事の魅力について周知を図った。	○		介護職応援ウェブサイト等による迅速な情報提供と内容の充実に向け、発信すべき情報の集約及び取捨選択が不十分である。また紹介する事業所の協力を得るための仕組みづくりも不十分である。 福祉系養成学校への進学者が減少しており、福祉の進路ガイダンスへの参加者も年により増減があり減少傾向にある。	○			ウェブサイトの迅速な情報更新等、内容の一層の充実を図る。 高校生はもろろん、進路担当教諭や保護者についても福祉の仕事に関する理解を深めていく必要がある。小中学校を含め県、教育委員会等関係機関、福祉教育など関係分野と連携して普及啓発を進める。また、進路未定の生徒に福祉の仕事の魅力を伝える機会を進めるとともに、中学生等に対して、将来の仕事の選択肢の一つとして福祉分野への就職を考えると、情報提供やボランティア活動の推進を図る取組を進める。	

◆基本方針 2 推進項目 3 (社会福祉経営の基盤強化)

事業項目	成果・評価	目標達成度		課題	事業の方向性	平成30年度以降の考え方・具体的な内容・見直し
		上回った	目標どおり			
231 福祉事業者の経営・組織体制の充実に資する	平成28～29年度の経営相談に対応したほか、秋田県社会福祉法人経営者協議会と共催で平成26～28年度の3年間で16回2,316名の関係者が参加した「労働者や会計、法人制度改革をテーマとする研修等」を開催し、社会福祉事業者の経営・組織体制の充実を図った。	○		社会福祉法人制度改革等社会情勢に対応したテーマを取り上げたセミナーの参加者は増加しているが、相談事業利用が減少傾向にある。	○	社会情勢に対応したテーマ設定による経営セミナーの開催を進める。個別相談に関しては、弁護士、公認会計士、社会保険労務士以外の分野のニーズ把握、継続相談の実施を検討する。②東北地区、関東地区、福岡地区の地区別相談事業の実施の検討する。また、介護サービス認証評価制度や第三者評価事業、地域の公益的取組等新たな課題に対応する経営改善のニーズの掘り起こしを進める。
232 地域と社会福祉施設との協働事業の推進	「社会福祉法人・施設と協働による地域公益活動推進モデル事業」を27年度から開始し、28年度までの2年間で6市町村協働が取り組んだ。社協と施設との連携によって、地域での生活課題への対応と社会資源の受け皿づくりを推進した。平成28年度には社会福祉法人が取り組む地域の公益的な取組みのあり方を検討し報告書とりまとめた。	○		地域の公益的な取組の拡大に関しては、多くの施設法人は人材不足と地域の福祉ニーズ把握が課題とする一方、多くの社協は施設法人との連携に消極的であり、モデル事業に取り組む意欲を示す社協が少ない状況にある。	○	改正社会福祉法における「地域における公益的な取組」の具体化のため、セミナー等の開催により全体的な普及に努めるほか、施設法人と社協との連携のメット等を社協側から積極的にアピールしながらモデル事業の実施を推進する。複数法人による共同実施も考えられ、それぞれの市町村で社協と施設法人の話し合いの場を積極的に持つことを促進していく必要がある。
233 質の高い福祉サービス提供の促進	福祉サービスの質の向上を図るための苦情解決については、運営適正化委員会が3年間で開催したほか、3回開催した苦情解決研修には計851名が参加し、福祉事業者における苦情解決の仕組みづくりを支援した。また、第三者評価事業については、3年間で7事業所の審査を行い、福祉サービスの質の向上を支援した。	○		苦情解決については、精神障害者からの苦情対応に苦慮している。また、株式会社等民間法人の一部や児童福祉分野においては体制の不十分な施設・事業所が散見される。日常生活自立支援事業の運営監視については、新たに事業に取り組む社協の業務執行の習熟度に差が発生することが懸念される。第三者評価については、調査者と事務局担当者の不足から積極的な受託を行っていく状況にあり、事業所の受審数が伸び悩んでいる。	○	福祉事業者における苦情解決の仕組みづくりについては、分野別の研修開催や巡回訪問を行い、引き続き体制整備を図っていく。運営監視業務は全市町村実施方式の委更に伴い市町村協の現地調査を増やすなど支援の強化を図る。第三者評価事業については、新規調査者の確保に努めるとともに、事務局体制に合わせ、手順の簡素化や事務の効率化を検討し、受入能力の拡大を図る。あわせて広報等のPRを進め、初回受審の際には自己評価のアドバイスをを行うなど、保育所や障害・高齢施設の受審の促進を図る。

◆基本方針3 生活福祉課題の解決に向けた機能強化

推進項目1 (生活福祉課題に対する調査研究・提言機能の強化)

事業項目	成果・評価	目標達成度		課題	事業の方向性	平成30年度以降の考え方・具体的な内容・見直し
		上回った	目標どおり			
311 施設種別協議会・団体との連携協働による地域福祉推進委員会の機能強化	福祉関係団体からの要望を取りまとめ、国や県、市町村に対し要望や政策提言を行った。平成26年度から2年間で、「福祉人材の確保・定着化に関する委員会」を設置し、幅広い年齢層への働きかけと参入の促進、異なる事業所でも経験を生かし専門性を発揮できるような研修制度(キャリアパス)の導入などについて報告書をとまとめた。そのほか、秋田県総合相談・生活支援拠点のあり方、日常生活自立支援事業のあり方、社会福祉法人の地域公益活動の推進のテーマ別に専門委員会を設置し、福祉課題解決に向けた検討を行い、方向性をまとめた。	○		少子高齢化が進む本県における地域福祉の推進に向けて、社会福祉を取り巻く国の制度や施策の動向を踏まえながら、全体的な課題やその方策を提言しているものの、財源確保が伴うものは具体化に至りにくい。	○	各種専門委員会の検討により示された方向性に基づき、福祉課題解決や本県の地域福祉を進めるため、県や市町村等への要望活動や各種事業のモデル指定等を通じた具体的な取組を進めていく。



◆基本方針 3 推進項目 2 (県民啓発・情報提供の推進)

事業項目	成果・評価	目標達成度		課題	事業の方向性	平成30年度以降の考え方・具体的な内容・見直し
		上回った	目標どおり			
321	情報提供機能の充実・強化 年5回の社会福祉あきだの発行や月2回のメールマガジンの配信、ホームページに加え平成27年からフェイスブックからの発信を行い、社会福祉に関する情報提供の充実・強化に努めた。		○	ホームページのアクセス数は研修や会館利用が多くを占め、アクセス数も伸び悩んでいる。	○	社会福祉あきだは年5回の発行回数を維持し、記事内容を会員事業所の寄稿や取材等により県内の取組みをきめ細かく紹介し、その充実を図る。ホームページは社会福祉あきだとの連動を図り、一般県民や全国に向けた情報と会員に向けた情報を区別して掲載するなどコンテンツの充実を進める。
322	課題解決に向けた県民啓発の強化 社会福祉大会は平成26～28年度に年1回開催し計3,019名が参加し県知事表彰、県社協会長表彰を行った。また、子どもも貧困や成年後見制度等今日の福祉の情勢を踏まえたテーマによる講演を行い、大会参加者が様々な福祉課題に理解を深める機会とした。子どもも貧困や地域の支え合い等福祉情勢の動向を踏まえたテーマを取り上げ県民フォーラムを年1回開催し、3年間で4,778名が参加した。これにより関係者や一般県民に福祉課題の共通理解を図った。		○	地域福祉への関心を高めるため、2つの行事とも福祉の動向を踏まえた講演テーマを取り上げているが、社会福祉大会の参加者は確保できているが、県民フォーラムの参加者は伸び悩んでいる。	○	【社会福祉大会】 今日的な福祉課題をテーマにした講演や県内社協の実践発表などを通じて、大会参加者への情報提供と意識啓発を図り地域福祉活動の推進につなげる。 【県民フォーラム】 今日的な福祉課題をテーマに取り上げ県民の地域福祉に対する意識を醸成するとともに、県社協事業との連動を図ることで多様な担い手の育成や地域共生社会の実現に向けた地域づくりにつなげる。

◆基本方針 3 推進項目 3 (県民による寄附・募金活動の推進)

事業項目	成果・評価	目標達成度		課題	事業の方向性	平成30年度以降の考え方・具体的な内容・見直し
		上回った	目標どおり			
331	寄附や募金活動の充実 広報やウェブサイトに、県広報への広告掲載を通じて啓発を図り、寄附時の写真をウェブサイトに公表するとともに多くの県民や企業団体等からの寄附の増加に結びつくよう努めた結果、3年間で善意銀行では金銭は1,337千円、物品は車いす等27件、災害遺児愛護基金では6,334千円の預託を受けた。 また、街頭募金運動への参加・協力を行うとともに、広報「社会福祉あきだ」に赤い羽根共同募金の記事を掲載したほか、ホームページに共同募金に関するページを設け啓発に努めた。		○	3年間で善意銀行への預託が5割近く減少する一方、支援対象が明確な災害遺児愛護基金への預託が7割以上増加しており、寄附者が預託先を選択する傾向が強くなっている。	○	寄附や募金により地域福祉事業を実施していることから、引き続き赤い羽根や歳末たすけあいの配分状況を本会広報誌で紹介する等、配分金の使途の透明性の確保を図る。寄付金の目標額の設定のほか、善意銀行についてはその使途を明らかにし、より多くの方からの寄附が得られるよう努めるとともに、共同募金活動への協力について広報やホームページ等での周知に努める。 また、寄附者に対して県民フォーラム等本会事業の開催を案内するなど、継続的な寄附に向けた環境づくりに努める。
332	県民の善意による支援の充実 善意銀行については、平成26～28年度の3年間で寄付金951千円、寄附物品303件を配分した。 災害遺児愛護基金では、平成26～28年度の3年間で573万円を延べ1,155人に支給し、災害遺児の支援に努めた。 これにより、県民の支え合いによる地域福祉の推進を図った。		○	寄附物品の払い出しを希望する団体は多く、要望に応え切れしていない。	○	車いす等物品の寄贈については、会員サービスの一環として適切な配分を行うとともに、金銭の寄附については、過去の寄附者への働きかけや、使途の周知など、広報の充実を図る。本県の地域福祉推進のためのより具体的な活用に関わり結ぶ付けるよう努める。

◆基本方針 4 組織・経営の強化 推進項目 1 (法人経営の基盤強化と財源の確保)

事業項目	成果・評価	目標達成度		課題	事業の方向性	平成30年度以降の考え方・具体的な内容・見直し
		上回った	目標どおり			
411	リスクマネジメント機能の強化と危機管理体制の構築 平成27年度にVC立ち上げを想定した「災害時行動指針」、平成28年度に本会が関わる事故等を想定した「災害時行動指針補足版」を策定し、組織や職員の危機管理対応の明確化を図った。	○		災害等の状況下であっても継続を求められる事業の洗い出しや実施内容の検討が不十分である。	○	災害時でも必要な事業を継続実施するための事業継続化計画 (BCP) の策定を進める。
412	会員の拡大と会員サービスの充実 平成27年度に、23年ぶりに県社協の会費規程を改正し、小規模事業所でも加入しやすくなる等事業規模を反映した会費を設定したほか、自主研修での会員価格の設定などにより、平成26～28年度で80事業所の会員増を実現した。	○		県内社会福祉法人の会員は、県内224法人のうち183法人で、2割弱の法人が未会員である。介護保険事業には多くの株式会社や有限会社が参入しているほか、NPO等様々な関係者が地域福祉に関する取り組みを行っており、168施設・団体が県社協会員となっている。会員全体に占める割合は1/4程度とまだ少ない。	○	県内社会福祉法人の会員拡大を進めるとともに、自主企画研修の拡充 (分散開催等) など会員サービスの拡充し、民間法人の会員拡大を図る。また、会費や予対分担金の用途を明確にし、県社協事業に対する会員の理解と協力を得る取り組みに努める。その他、県社協ホームページを一部会員専用とし、広報誌や地域福祉推進委員会・専門委員会報告書などの印刷物を限定して公開することで、差別化を図る。
413	多様な自主財源確保の拡充と経費節減 平成26～28年度の図書販売、自動車共済、火災共済は減少傾向にあるが、自動車リースは3年間で127台増の181台と、自主財源の確保に努めた。	○		自主企画研修や会員拡大などの取組、自主財源確保に向けた取組を進めているが、自己財源の充実に至っていない。	○	自主企画研修 (分散開催等) や事業所訪問等による厚生事業の拡充等を進め、自己財源の充実を図る。
414	秋田県社会福祉会館指定管理の適切な運営 会館の会議やイベント利用を拡大するため、企業訪問を強化 (H25:179→H28:259) したほか平成28年度にはグループストリートビューを導入し、利用促進を図った。これまでの会館管理運営の実績を踏まえ、平成28年度から5年間の指定管理を受託した。	○		ホームページ等を活用したPRや周辺企業・団体への訪問活動の取組みの強化し利用促進を図るとともに、経年劣化により修繕カ所も増えていることから、利用者の安全と利便性向上のため県と協議しながら適切な修繕を行っていく。	○	ホームページ等を活用したPRや周辺企業・団体への訪問活動の取組みの強化し利用促進を図るとともに、経年劣化により修繕カ所も増えていることから、利用者の安全と利便性向上のため県と協議しながら適切な修繕を行っていく。

◆基本方針 4 推進項目 2 (職員の資質向上と意識改革)

事業項目	成果・評価	目標達成度		課題	事業の方向性	平成30年度以降の考え方・具体的な内容・見直し
		上回った	目標どおり			
421	業務目標評価及び能力評価の充実 事業管理シートや能力評価シートを用いて、年度ごとに職員一人ひとりの目標を立て、評価者による客観的な評価とより効率的、効果的な業務の推進を図った。	○		評価結果を業務に反映しているものの、特定のセッションにおいて業務が過重となるケースがあるなど、より効果的な事業実施につなげていくことが求められている。	○	業務目標評価及び能力評価の継続を進める。
422	職員の資質向上 平成27年度に県からの派遣職員1名を受入れたほか、平成28年度からは県社協から研修スタッフとして県に職員1名を派遣したほか、社会福祉士事資格等の取得を目指す4名の職員を支援し、職員の資質の向上を図った。	○		資格取得に向けた経費の助成等を行い資質の向上を図ったものの、実務経験が必要な社会福祉士などの資格取得には至っていない。	○	県や県共同基金等との人事交流を継続するほか、L.L財団事業の譲受を踏まえ、資格取得に向けた意識向上と計画的な取得に向けた体制整備を進める。

◆ L L 財団事業

事業項目	H26-28事業の成果・評価	目標達成度		今後の課題	事業の方向性		平成30年度以降の考え方・具体的な内容・見直し
		上回った	目標どおり		縮小	拡大	
30000 Ⅲ	<p><b>明るい長寿社会づくり推進機構事業の実施</b></p> <p>平成29年の第30回全国健康福祉祭あきさき大会の開催に合わせて、県内の高齢者がスポーツ等に親しむ環境を整備するため、全県・地区の交流会を開催し、高齢者の元気アップを目指し、県民の健康増進を図った。また、秋田L L 大学園などを開催し、高齢者の社会参加の啓発を図り、元気な高齢者を県民にアピールした。</p>	○		<p>全県規模の盛り上げを図るため、関係機関・団体と連携を取りながら、新しい参加者の増員を検討する。</p>	○	<p>第30回全国健康福祉祭あきさき大会が開催されたことを契機に、新しい高齢者像を県民へのアピールができた。これを基盤として実施種目の追加等を検討し、幅広い参加者の掘り起こしを図り、生涯にわたって心豊かな「健康長寿あきさき」の実現をめざしていく。</p>	
41100 Ⅳ-1	<p><b>1. 高齢者ほっと安心相談事業の実施</b></p> <p>高齢者やその家族などに対する医療・福祉の相談窓口として一般相談及び専門相談を実施し、3年間で5,390件の相談が寄せられた。さらに、高齢者総合相談・生活支援Cの周知を図るため、年1回、一日総合相談「シルバーク110番なんでも相談」を開設し、3年間で38件の相談に応じた。</p> <p>また、高齢者の生活支援に関する介護知識・技術では、福祉用具を使用した安全な介護技術が提供され、健康が守られるよう県民介護講座を年10回開講し、3年間で785名受講した。住宅改修の促進と福祉用具等の利用の啓発では、福祉用具の常設展示や移動展示等をおし、民生児童委員を始め、一般県民を対象に3年間で1,923人に普及活動を行った。</p> <p>H27から受託している相談業務「シルバーハブ」事業では、市町村や相談機関からの要請に応じ、相談業務を担当職員を対象としたワークショップや助言指導、講座開設等に対して講師を6カ所に派遣した。また、H28から相談業務経験年数3年未満の職員を対象とした、資質向上を図るための研修会を県内3地区で開催し、初年度で113名が受講した。</p>	○		<p>相談内容の多様化・複雑化に対する相談員のスキルアップが必要。 福祉用具は正しく安全に使用することで、健康を害せず、生活範囲の拡大が見込まれることから、普及が必要。 シルバーハブ事業の相談機関等からの要請による講師派遣については、利用件数が伸び悩んでいる。</p>	○	<p>社会情勢の変化による複雑化・多様化した相談に対応できるよう、引き続き医療・介護・福祉等の各分野の専門職の職員を配置するとともに、相談員の資質向上に対する研修等を行うことで、総合相談支援の強化を図る。 生活支援技術は、正しい知識・技術を基本とし、福祉用具の正しい使用方法が必須で、一つ間違えることで生命を脅かし、人権をも侵害する可能性を秘めている事を理解したうえで、今後も普及する。それには相談員だけの普及は困難であり、外部の専門職の支援も必要である。 シルバーハブ事業においては、派遣要請の件数が伸び悩んでいるため、事業内容を変更し、各市町村で取り組んでいる地域ケア会議等へ、地域包括ケア専門職員を派遣し、困難事例等への対応を助言し、市町村の取り組みを支援する事業を実施する予定である。</p>	

事業項目	H26-28事業の成果・評価	目標達成度		今後の課題	事業の方向性		平成30年度以降の考え方・具体的な内容・見直し
		上回った	下回った		縮小	拡大	
41210 IV-1	<p>2. (1)生活支援コーデイネーター養成支援の実施</p> <p>法改正により、27年度から市町村が新たに生活支援の仕組みづくり（生活支援体制整備事業）を整備することになり、その事業推進を担う生活支援コーデイネーター（SC）が、平成30年度までに各市町村に配置され、地域の課題を協議する住民主体の協議体も設置されることになった。</p> <p>27年度から関係の事業を受託し、さわやか福祉財団の支援を得て進めてきた。SC養成研修の修了者は、H27年度は94名、H28年度は69名、H29年度は65名となっている。このほか27年度は、市町村の座談会やタウンミーティング等で22カ所を訪問、モデル市町村は鹿角市、仙北市、由利本荘市の3市を指定。28年度は、タウンミーティングは15カ所、モデル市町村は三種町、大仙市、横手市、湯沢市の4市町を指定し、地域住民への啓蒙に務めた。また、SCの情報交換会の開催、情報誌の発行等を通じて、各市町村の取り組みを支援した。29年度は、モデル市町村の指定は取りやめ、市町村のタウンミーティングへの派遣は15カ所予定している。</p>	○		<p>体制整備事業の実施主体は、市町村であるが、本事業への取組の姿勢にかなり地域差が生じている。地域に根ざした協議体メンバーの体制づくり、適切なSCの選任をしている市町村もあれば、研修を積み上げてきたもののスタートというところもあり、なかなか、我がまちの生活支援体制づくりが見えてこない市町村もある。</p> <p>今後は、より市町村と連携を密にし、全市町村の体制整備に向けて、より積極的に支援していく必要がある。日本一の高齢県である秋田県から地域支え合いの情報発信をし、市町村が先を見据えた取り組みができるよう支援し、互いに知恵を出し合いながら取り組みを推進することが求められている。</p>	○	<p>平成30年度以降の考え方・具体的な内容・見直し</p> <p>3年間事業を進めてきたが、SCの初任者向けの養成は一定の区切りがついたと思われる。</p> <p>今後の課題は、現場においてのSCや協議体の活動をどのように具体的に前に進めていくかが鍵である。</p> <p>このため、実践的な研修や、先進地の参考となる取組みの紹介、情報交換会等の取り組みが望まれるが、今まで実践的な指導に、全国の市町村を巡回指導している、さわやか福祉財団の継続的な支援・指導は今後も必要である。</p>	
41220 IV-1	<p>2. (2)包括的支援事業推進事業の実施(高齢者権利擁護推進事業)</p> <p>高齢者虐待を中心とした権利擁護に関する専門的な相談に対応するため、権利擁護定期相談を年12回実施し、過去3年間で79件の相談が寄せられた。</p> <p>全県下の高齢者の権利擁護に関するネットワークを構築し、地域の相談活動を支援することにも、各地域の対応の在り方を学ぶため、県内3地区で困難事例検討会を開催し、過去3年間で70名の市町村、地域包括支援センター担当職員等が参加した。また、県内の高齢者虐待防止や権利擁護等の取組を一層推進するために、行政や地域包括支援センター、介護保険事業所の従事者等を対象とした、虐待に関する研修会を年2回開催し、過去3年間で727名が参加した。</p>	○		<p>市町村によって権利擁護の取組状況に温度差があり、研修会や事例検討会等を通じ取り組みの一層の推進を図る必要がある。</p>	○	<p>全県下の取組の均一化を図るため、事例検討会等を継続実施し、市町村や地域包括支援センターの取組の支援を強化する。</p> <p>また、地域別の取組状況を検証しつつ、権利擁護の取組が希薄な地域に対しては、権利擁護についての見識と理解を深めるための会議・研修会を実施するなどの普及・働きかけを強化する。</p>	

事業項目	H26-28事業の成果・評価	目標達成度		今後の課題	事業の方向性			平成30年度以降の考え方・具体的な内容・見直し
		上回った	目標どおり		終了	縮小	継続	
41300 IV-1 3. 地域ケア・マネジメント支援機能強化事業の実施	地域で目指すべき目標を共有し自助・互助の体制と、医療・介護等の公助・共助の体制作りの充実・強化のため広く県民に普及するため、年1回セミナーを開催し、3年間で延べ332名の参加があった。同時に市町村職員向けには、先進地事例や総合事業緩和ケアの構築など、厚生労働省職員や先進地自治体職員を講師とし、県内でのような事業展開ができたのかセミナーを行った。さらに、地域ケア会議開催を推進するため、東北、中央、県南における3会場で、少人数での研修を開催し、会議の目的の普及や進捗方法について研修を行い153名の参加があった。26-27年は地域会議の目的や方法の普及を主として行い、H28には実際の行ったことでの経験者の振り返りを踏まえた研修にすることで、実践で活用し易い内容とした。	○	○	市町村が、我が町の住民が今後どのような生活を望んでいるのか住民の声を聴き、自市町村の人口動態、医療保険、介護保険の利用状況、介護度、専門職の人員状況等を把握・分析し、事業を住民の望む生活にどのようにとりいれるか、取り入れていけるのか具体的な支援方法の分析ができていない。 地域ケア会議は、各市町村で行っているが、政策提言に繋がる地域ケア会議までには至っていない。	○	○	○	各市町村が何に対しての支援を望んでいるのか分析ができていない。総合事業自体の普及は各市町村に周知できたが、市町村毎の進捗状況は多様で、支援方法は変えていく必要がある。県内全域と考えるより、人員が少ないうち町村に対し、町村分析ができれば誘導してくれる指導者派遣等が必要。 地域ケア会議については、コーディネーターの養成、運営支援の研修の開催、モデル市町村を指定するなど、自立を支援する地域ケア会議の充実を目指す。 また、市町村行政を対象とした啓発普及セミナー等を開催し、取り組みを支援する。
42300 IV-2 3. 介護職員等によるたんの吸引等研修事業の実施(県受託事業)	研修事業開始から5年が経過し、一連の研修形態はほぼ安定した。実地研修については、施設等の現場で実施するため、個別性が高く、条件によっては、スムーズに進まない事業所もあるが、一部を除き、現場に対応した実地研修が進められ、一応の成果が出ている。各機関、事業所等の連携が図れ、講師や指導看護師等の派遣等もスムーズに行われるようになった。	○	○	①認定資格を取得後、利用者の減少や異動等で適宜実施しないと、習得した知識・技術は劣化してしまう。②指導看護師の指導力の差が事業所の医療的ケアの質の格差に繋がる。③単独の短期入所施設や有料老人ホーム等多くは人的体制が十分整っていない。④多くの事業所では介護職員の不足、看護職員の不足が常態化しており、研修の運営がスムーズに進まない要因となっている。	○	○	○	①資格取得者に対して、手技(実技)のフォローアップ研修が必要で出来れば、受講しやすいように各地域ごとの開催とする。②指導看護師の打ち合わせと合わせて、事前に状況把握して具体的内容での研修を企画する。また、年間を通じて演習に参加を促し、指導・評価のスキルを高める。③指導看護師派遣事業でピッキングアップした事業所を重点的に訪問し、課題を明確にしたうえで適切に支援する。④ハローワーク、ナースセンター、人材センター等と情報交換し、具体的な支援を検討し実施する。 ※新たな組織での事業を安定して進めるために、多職種、多機関との連携を再構築し、強化を図る。※実務者研修と連携し、医師的ケア科目の質向上を図る。手技確認講習の充実と受講しやすい環境を整備する。
50000 V 認知症コールセンター運営事業の実施(県受託事業)	認知症に関する知識や介護のみならず、精神面も含めた支援が重要であることから、気軽に相談出来る相談窓口として認知症コールセンターを設置。過去3年間で450件の相談があった。高齢者総合相談・生活支援センターへも認知症に関する相談は寄せられており、過去3年間で325件の相談があった。また、毎年2回特別相談会を開催し医師・介護従事者・家族介護者の協力を得て、多岐に渡る問題に対応。過去3年間で30件の相談が寄せられた。	○	○	相談件数減少傾向の背景には、県内各地での認知症に関する相談窓口や、認知症カフェや家族の会など集いの場が充実したことによると推測される。しかし、高齢者総合相談・生活支援センターへも認知症の相談は寄せられており、今後も継続して本人・介護者への精神的な支援を行っていく必要があると考えられる。	○	○	○	今後県民の対場に立った相談機関として、認知症コールセンターの啓発普及を図るとともに、医療・保健・福祉分野等、関係機関との連携を強化していく。

事業項目	H26-28事業の成果・評価	目標達成度		今後の課題	事業の方向性			平成30年度以降の考え方・具体的な内容・見直し
		上回った	目標どおしかった		終了	縮小	継続	
60000 VI	<p><b>介護支援専門員養成事業の実施</b> 介護保険制度運営の中核となる介護支援専門員の養成のため、介護支援専門員実務研修受講試験を実施し、5,786名が受験した。試験の合格者を対象とした実務研修を実施し、642名が介護支援専門員として登録した。</p> <p>また、現任の介護支援専門員を対象に、資質向上を目的とした専門研修や資格の更新制に伴う更新研修、その他、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員の養成研修を実施し、延べ2,696名が受講した。また、28年度から始まった主任介護支援専門員の更新制度では、121名が受講した。</p>	○	○	<p>研修の種類が多岐にわたり、また、開催日数も多くなることから、研修会場の確保が重要である。</p>	○	○	○	<p>介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格要件の改正に伴い、関係機関等への周知を図る。</p> <p>また、地域の介護支援専門員のバックアップや地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりの実践へ向けたスキルのアップを目指す。</p>
70000 VII	<p><b>介護サービス情報の公表事業の実施</b> 各年度において対象となつたすべての事業所情報を公表し、県民の事業所選択に資するよう努めた。また、報告された介護サービス情報について、精確性・客観性を確保するために3年に1回実施している訪問調査も、順調に経過している。</p> <p>※H26は1893件(調査715件)、H27は1967件(調査654件)、H28は1981件(調査709件)を公表している。</p>	○	○	<p>事業所には制度が定着しているのか把握しにくい。</p>	○	○	○	<p>利用者が、それぞれのニーズにあつた適切な事業者の選択ができるよう県内の事業所情報を提供すること、利用者に評価・選択されることにより、事業者が提供するサービスの質の向上を図られることを目的とする。事業の基となる「公表計画」を綿密に練り、対象事業所が報告する介護サービス情報の受理・調査・公表等の事務実施を効率的かつ円滑に実施していくとともに、引き続き秋田県民の事業所選択に資する情報提供に努めていく。</p> <p>＜統合に伴いH30.2月～3月に考えられる手続き＞</p> <p>◆次年度の公表対象事業所リストの入手および抽出作業（4月では間に合わない）</p> <p>◆調査機関・公表センターの申請（公募時期を県に確認必要）</p> <p>※申請書類に調査員名簿の提出が必要なため、</p> <p>①元県社協登録の調査員の登録意思確認 ②LL所属調査員の移籍可否の確認 ③上記②が可の場合、LL所属の調査員へ移籍登録の意思確認が必要。①、③の人数によっては次年度以降に調査員養成研修も検討。</p> <p>◆◆◆調査員の保険加入および加入時期の検討</p>

## 参考資料3 計画策定のための5つの視点

国の「我が事・丸ごと地域共生社会の実現」に向けた施策動向を踏まえ、平成29年5月に決定された社協・生活支援強化方針のほか、全社協福祉ビジョン2011第2次行動方針を参考に、地域における総合相談・生活支援の仕組みの整備など5つの視点から本会や全県の取組みを振り返り、今後の課題を整理しました。併せて、必要な項目について市町村社協や社会福祉法人、本会会員にアンケート調査を行いました。

◆視点1	地域における総合相談・生活支援の仕組みづくり	44
1-1	アウトリーチの徹底	48
1-2	相談支援体制の構築	50
1-3	地域づくり活動基盤の整備	52
1-4	行政と社協のパートナーシップの強化	54
◆視点2	地域における公益的取組の促進	59
◆視点3	福祉サービスの質の向上と 社会福祉法人や福祉施設の経営管理の強化の促進	61
◆視点4	働きやすく、やりがいの感じられる福祉の職場づくりの促進	62
◆視点5	災害や防災への対応強化	65

### ○参考

#### 【福祉ビジョン2011第2次行動方針2015】重点項目

- 1 地域における総合相談・生活支援体制の強化、確立
- 2 地域での公益活動の展開強化
- 3 福祉サービスの質の向上と社会福祉法人・福祉施設・社会福祉協議会の経営管理の強化
- 4 福祉の職場の社会的評価の向上、福祉人材の確保・育成・定着の取組強化
- 5 大規模災害と防災への対応の強化
- 6 地域住民等の地域コミュニティへの参加環境づくり
- 7 地域での計画的な福祉基盤の確立と制度改革の働きかけ

#### 【社協・生活支援活動強化方針2017】

- |              |                |
|--------------|----------------|
| 1 アウトリーチの徹底  | 3 地域づくり活動基盤の整備 |
| 2 相談・支援体制の強化 | 4 行政とのパートナーシップ |

## 2 アンケート実施概要

1 実施時期 平成29年6月

2 回答状況

送付先	送付数	回答数	回答率
市町村社協	25	25	100%
社会福祉法人	199	85	43%
会員等	276	42	15%
計	496	152	31%

3 本文で紹介するアンケート結果では「本会調査 H29.6」と表記する。

◆視点1 地域における総合相談・生活支援の仕組みは整っているか

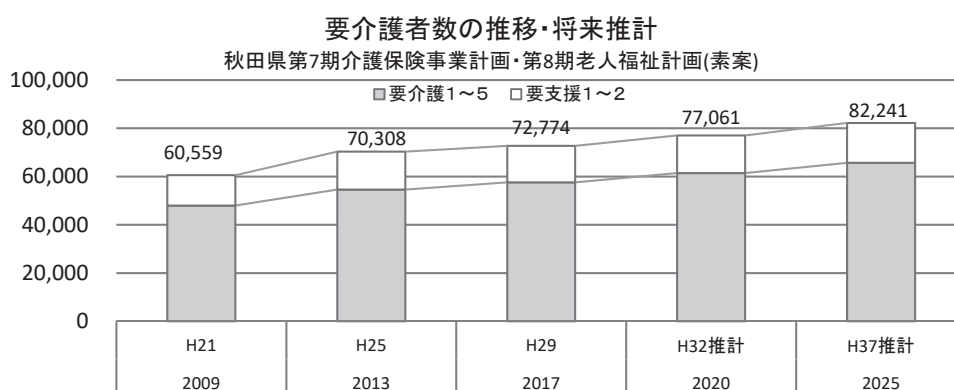
少子高齢化や人口減少の進行に伴い、要介護者など支援を必要とする人や社会的に孤立する恐れのある人が増加しています。

そこで、本会は、地域福祉トータルケア推進事業（平成17年度～）や地域福祉再構築推進事業（平成26～27年度）、市町村社協へのモデル事業等により全県の地域福祉推進の仕組みづくりを進めてきましたが、その成果の波及は一部の市町村にとどまっています。

1 支援を必要とする人の状況

(1) 要支援・要介護者の推移

要介護認定者は高齢化の進行や介護保険制度の普及・定着などにより年々増加傾向にあり、今後も増加が見込まれます。（秋田県地域福祉支援計画（素案）7頁 秋田県（以下「県計画」）



(2) 障害者の推移

身体障害児者は近年増加していますが、60歳以上の割合が若干増加傾向にあります。障害別では、身体障害者のうち肢体不自由が60%近くを占めています。また、知的障害児者及び精神障害者は年々増加しています。

区分	身体障害児者	知的障害児者	精神障害者	計
平成22年度	57,899	7,770	22,347	88,016
平成25年度	57,215	8,384	25,190	90,789
平成28年度	54,316	8,687	27,004	90,007

(3) ひとり親の推移

総世帯数の減少に伴い、ひとり親家庭も平成24年以降は減少傾向にあります。総世帯数に占める割合は母子世帯が3%、父子家庭が0.5%と近年は横ばいで推移しています。

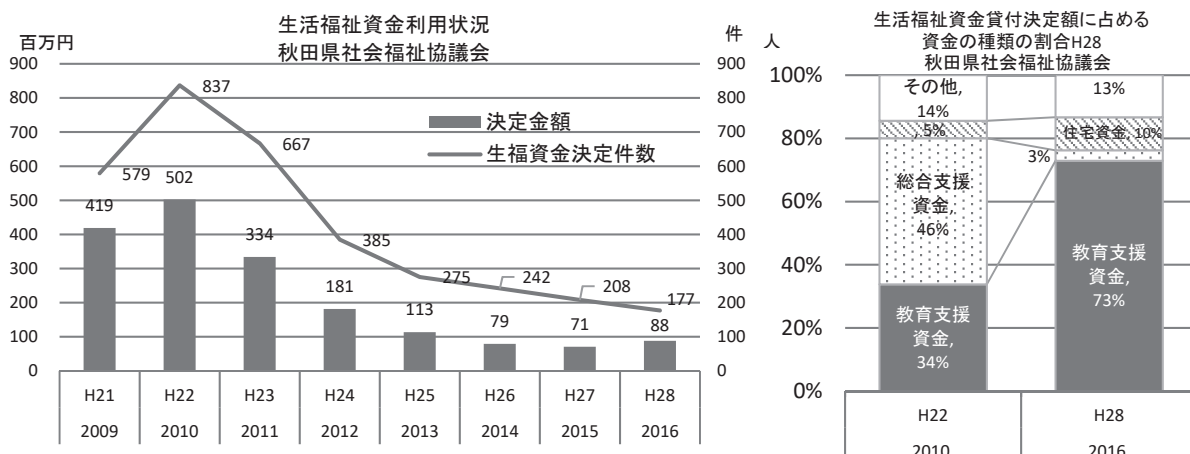
区分	実数		総世帯数	割合	
	母子世帯	父子世帯		母子世帯	父子世帯
平成22年度	11,756	1,801	398,598	2.9%	0.5%
平成24年度	11,768	1,976	392,187	3.0%	0.5%
平成26年度	11,524	1,901	393,459	2.9%	0.5%
平成28年度	11,184	1,790	389,101	2.9%	0.5%

(4) 生活福祉資金の利用状況

低所得者、障害者、高齢者に資金の貸し付けと必要な相談支援を行う生活福祉資金の利用は、リーマンショック後の平成22年度をピークに減少が続いています。平成28年度の貸付決定額は平成22年度の2割以下となっていますが、貸付決定額に占める教育支援資金の割合は拡大して



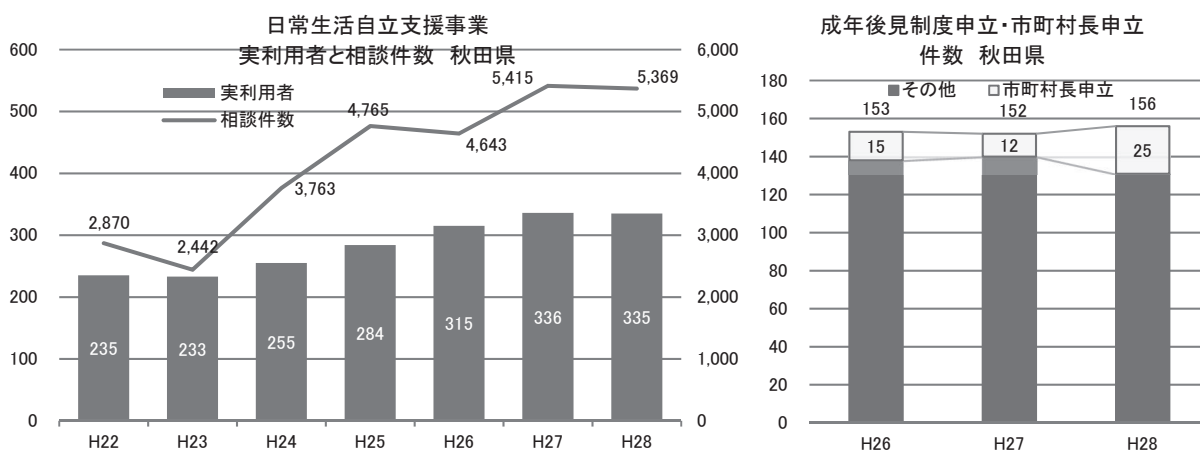
おり、平成28年度で7割を超える状況となっています。



### (5) 権利擁護サービスの利用状況

認知症高齢者や知的障害者など判断能力が不十分な人の権利擁護を図り、自立した地域生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助を行う日常生活自立支援事業について、本県では、ニーズの拡大を踏まえ、平成29年度から県内全市町村社協で福祉生活サポートセンターを設置し、体制を強化しました。

また、成年後見の申立件数は、平成28年には市町村長申立てが前年の約2倍となっていますが総数は横ばいの状況となっています。

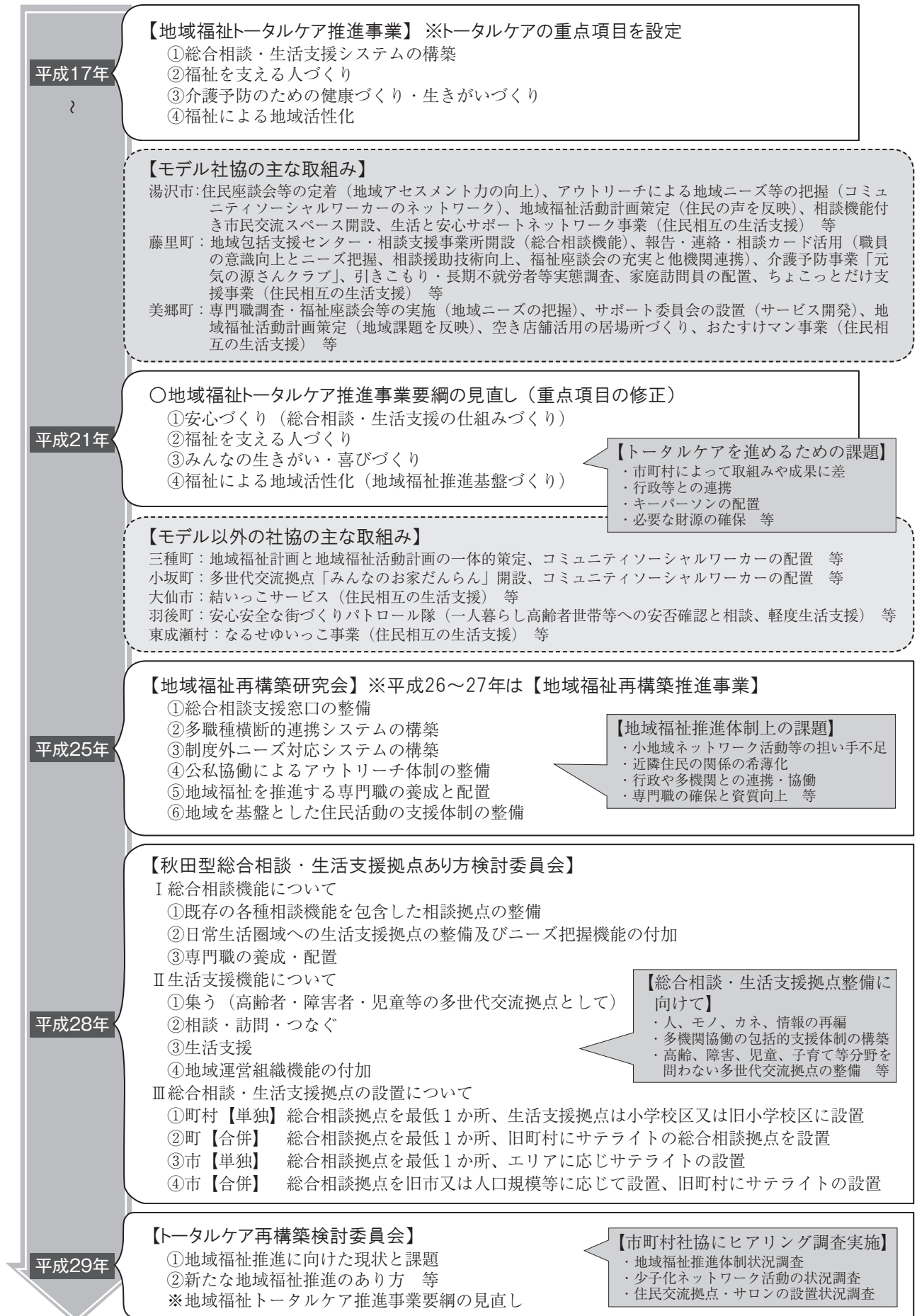


## 2 地域福祉トータルケア推進事業の取組み

全国と比較すると早いテンポで高齢化が進む本県での現状を踏まえ、本会は平成17年度から市町村社協と地域福祉トータルケア推進事業を進めてきました。事業では、住民の生活福祉課題にワンストップで対応できる総合相談・生活支援の仕組みづくりや、小地域を単位とする住民主体の地域福祉推進基盤づくり、地域福祉活動の専門職や地域での担い手の養成等に取り組んできました。

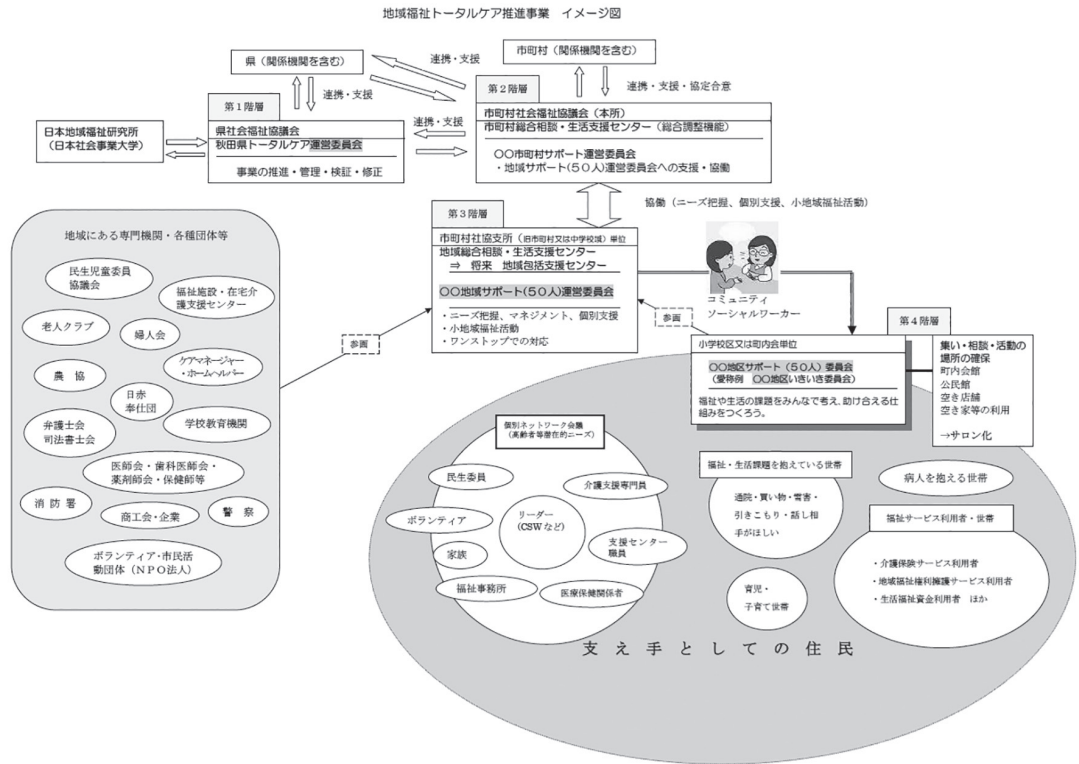
こうした取組みは、平成29年9月に地域力強化検討会がまとめた方向性と重なる部分が多く、本会は地域共生社会の実現に向けていち早く取り組んできたと言えますが、各種相談機関等の受託状況によって各地域の取組みや成果に差があることが課題となっています。

○取組の経過



(1) 事業の概要

本事業においては、地域を1～4層に整理し、地域にある専門機関や各種団体等と地域住民との連携により、ニーズの把握や個別支援、小地域ネットワークの形成など地域支援活動の基盤づくりと具体的な支援活動の実施に取り組んできました。

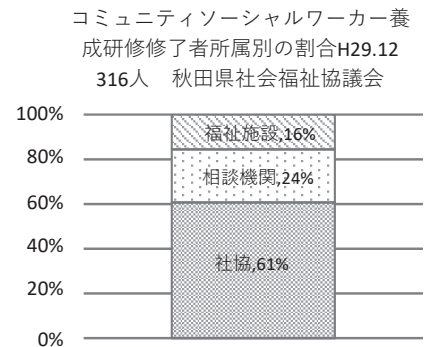
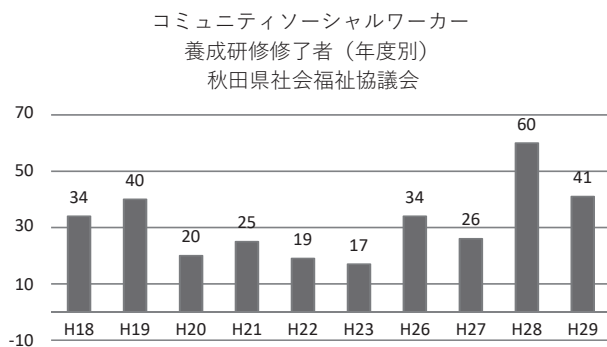


(2) CSWの養成状況

本事業においては、福祉を支える人づくりが大きな柱の一つとなっており、平成18年度から、地域において生活上の課題を抱える個人や家族への個別支援や地域支援を総合的に展開する役割を担うCSWの養成を進めてきました。

平成29年度までに316人が研修を修了しており、その所属別割合は社協が約6割、地域包括支援センター等相談機関が24%、福祉施設が15%となっています。

今後は、社会福祉法人の地域における公益的な取組を努力義務化した社会福祉法人制度改革の趣旨を踏まえ、社会福祉法人所属職員の受講拡大が課題となっています。

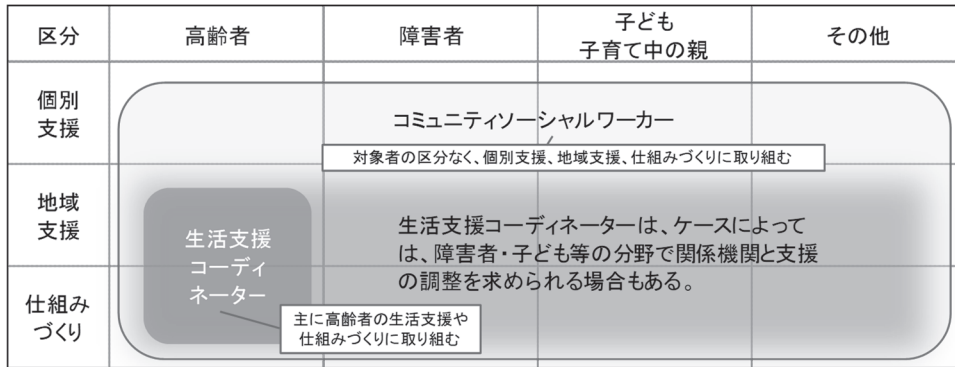


CSW養成研修を受講した300名あまりのうち、市町村社協職員は170名となっており、うち、CSWとしての配置は15名となっています。

平成29年6月

市町村	受講者数	CSW配置数	市町村	受講者数	CSW配置数	市町村	受講者数	CSW配置数
秋田市	6		大仙市	22		五城目町	2	
能代市	6		北秋田市	7		八郎潟町	1	
横手市	22		仙北市	10		井川町	1	
大館市	2		にかほ市	3		大潟村	3	
男鹿市	3		小坂町	3	1	美郷町	17	
湯沢市	9	5	上小阿仁村	1		羽後町	2	1
鹿角市	4		藤里町	5	1	東成瀬村	4	
由利本荘市	10		三種町	6	6	県社協	13	
潟上市	5		八峰町	3	1	計	170	15

なお、市町村が配置を進めている、高齢者の在宅生活を支え、地域支援や仕組みづくりに取り組む「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」とCSWの関係を次のとおり整理します。（本会作図）



### ◆視点1-1アウトリーチは徹底されてきたか

顕在化しにくく、把握が困難になっている住民の福祉課題・生活課題を把握するためには、住民の相談を受け付けるだけでなく、戸別訪問等アウトリーチの取組みが不可欠です。

## 1 アウトリーチをめぐる状況

### (1) 小地域ネットワーク活動

本会は市町村社協と連携し、昭和55年から小地域ネットワーク活動に取り組んできましたが、介護保険等により、高齢者等の在宅福祉サービスの拡充が図られてきているものの、増加するひとり暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦世帯のほか、障害者やひとり親世帯等、支援が必要な世帯への対応が十分とは言えず、取組みの強化が求められています。

小地域（在宅福祉）ネットワーク活動実施状況（平成29年1月1日時点）

区分	社協調査世帯数 ①	要ネット世帯数 ②	ネット形成済世帯数 ③	緊急通報システム加入世帯数 ④	③ / ①	公的調査結果による世帯数 0※	
高 齢 者	一人暮らし高齢者	44,725	30,394	27,844	4,144	62%	47,823
	寝たきり・認知症高齢者	7,821	4,525	2,946	40	38%	-
	高齢者夫婦	42,015	15,063	9,347	219	22%	44,587
	その他	7,870	5,480	4,934	48	63%	123,850
	小計	102,431	55,462	45,071	4,451	44%	216,260
障 害 者	53,942	2,967	2,769	18	5%	90,007	
そ の 他	母子世帯	8,173	465	405	0	5%	11,184
	父子世帯	1,245	95	83	0	7%	1,790
	その他	2,620	293	209	0	8%	-
	小計	12,038	853	697	0	6%	12,974
合 計	168,411	59,282	48,537	4,469	29%	319,241	

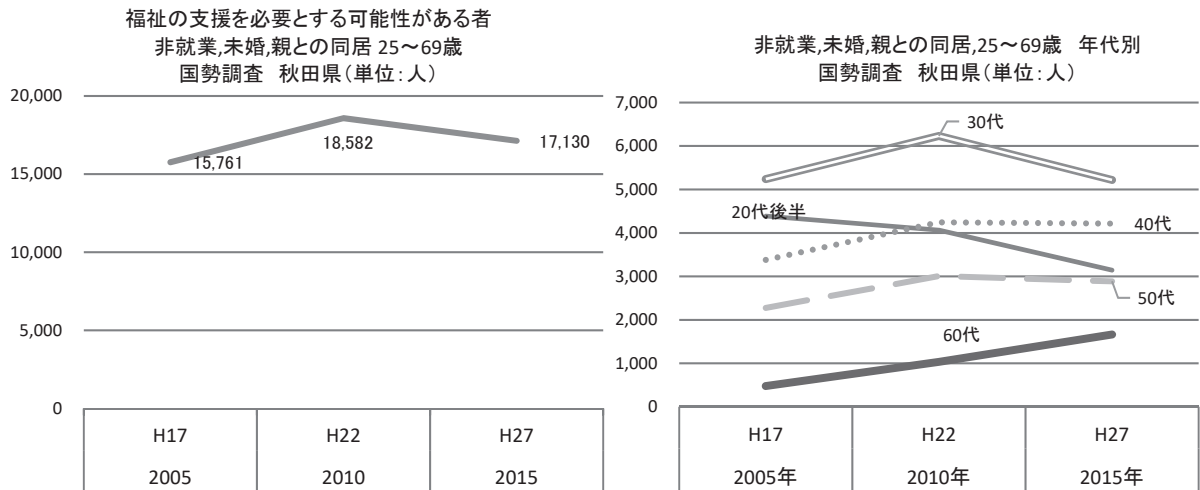
※ 高齢者：H27国勢調査、障害者：H28県障害福祉課調べ（人数）、母子、父子世帯：H28県地域・家庭福祉課調べ

(2) 同居世帯の変化

また、一人暮らし高齢者世帯や高齢夫婦世帯だけではなく、3人以上の同居や2世代以上で同居する世帯においても、生活上の困難を抱える世帯が増加しています。

例えば、親と同居する未婚の非就労者（完全失業者、家事、通学、その他）の推移を見ると、全県の人数は横ばいではあるものの、年代別に見ると20～30代は減少していますが、40～50代は横ばい、60代は増加しています。

このような世帯の中には「経済的に安定しない子ども世代とそれを支える親世代の課題が重なって生じる可能性が高まっている※」世帯が含まれていると見込まれ、今後関心を高めていく必要があります。



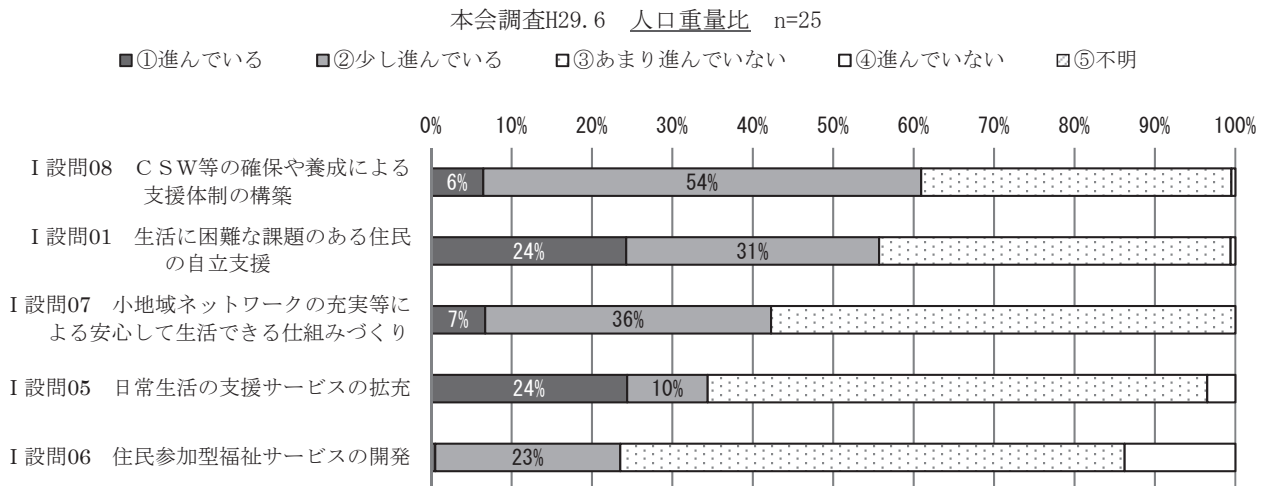
※「長期高齢化した引きこもり者とその家族への効果的な支援及び長期高齢化に至るプロセス調査・研究事業」報告書 H29.3 9頁

2 アンケート結果

アンケート結果では、アウトリーチに関係する設問について取組みが「進んでいる」「少し進んでいる」と評価している地域は、設問8「CSW等の確保や養成による支援体制の構築」で6割、設問7「小地域ネットワーク」や設問6「住民参加型福祉サービスの開発」等については2～4割程度となっています。

市町村社協の捉え方

※「進んでいる」「少し進んでいる」の回答が多い設問から順に並べ替えている。



◆視点1-2 相談支援体制は構築されているか

認知症高齢者等の増加、経済的な困窮や子どもの貧困、社会的孤立など、地域の多様な福祉課題に対応するための生活支援・相談の仕組みの充実が求められています。

社協は「誰でも」「いつでも」「何でも」受け止める相談支援体制を構築するとともに、社会福祉施設や福祉サービス事業者との連携や協働を図る必要があります。

1 相談支援体制をめぐる状況

○社協が関わる相談件数

社協が関わる相談件数を市町村毎に見ると、藤里町のように、人口の2倍を超える件数を心配ごと相談で受け付けている社協、秋田市のように心配ごと相談、生活福祉資金、日常生活自立支援事業の3事業毎に千件単位で受け付けている社協、相談実績が1桁の社協など様々な状況となっています。

市町村 社協	人口 H28.4.1	C S W 養 成 数	市町村社協への 相談件数 県社協調べH28		生活福祉資金 H28実績				日常生活自立支援事業 H28実績※			A + B + C
			心配ごと 相談等受 付件数	10万人・1 月あたり 相談 A	相談 件数	決定 件数	10万人・ 1月あたり 相談件数 B	10万人・ 1月あたり 決定件数	相談 件数	実利 用者	10万人・1 月あたり 相談件数 C	
1 秋田市	313,341	6	1,191	31.4	1,967	92	40	2.4	1,359	39	36.1	108
2 能代市	54,175	6	603	91.3	151	17	27	2.6	-	35	-	118
3 横手市	91,217	22	227	20.6	91	3	5	0.3	234	21	21.4	47
4 大館市	73,392	2	5	0.6	582	15	62	1.7	1,072	48	121.7	184
5 男鹿市	28,024	3	65	19.3	32	8	14	2.4	1	1	0.3	34
6 湯沢市	46,028	9	420	76.0	93	6	22	1.1	83	18	15.0	113
7 鹿角市	31,651	4	511	134.5	173	3	41	0.8	-	33	-	175
8 由利本荘市	79,286	10	2,984	313.6	64	9	12	0.9	86	16	9.0	335
9 潟上市	32,881	5	25	6.3	42	2	14	0.5	6	3	1.5	22
10 大仙市	82,091	22	942	95.6	134	9	19	0.9	-	21	-	115
11 北秋田市	32,863	7	177	44.9	19	1	2	0.3	342	17	86.7	133
12 にかほ市	25,034	3	207	68.9	8	1	1	0.3	56	5	18.6	88
13 仙北市	27,153	10	53	16.3	12	1	6	0.3	-	6	-	22
14 小坂町	5,253	3	16	25.4	1		8	0.0		13	0.0	33
15 上小阿仁村	2,329	1	0	0.0	1		0	0.0	6	1	21.5	21
16 藤里町	3,332	5	6,921	17,309.4	1		5	0.0	-	2	-	17,314
17 三種町	16,851	6	1,089	538.5	49		30	0.0	-	26	-	569
18 八峰町	7,218	3	20	23.1	0		1	0.0	-	7	-	24
19 五城目町	9,363	2	0	0.0	7		4	0.0	22	9	19.6	24
20 八郎潟町	6,014	1	139	192.6	5		7	0.0	6	1	8.3	208
21 井川町	4,918	1	6	10.2	0		2	0.0	0	0	0.0	12
22 大潟村	3,039	3	67	183.7	0		5	0.0	0	0	0.0	189
23 美郷町	20,069	17	42	17.4	23		12	0.0	-	11	-	30
24 羽後町	15,130	2	143	78.8	26	10	10	5.5	34	3	18.7	108
25 東成瀬村	2,582	4	41	132.3	2		0	0.0	2	0	6.5	139
全県計	1,013,234	157	15,894	130.7	3,483	177	26	1.5	3,309	336	27.2	184

※ 仕分け困難のため、合算計上

日常生活自立支援事業	28相談 件数	28実 利用者	10万人・1月 あたり相談 件数
鹿角市、小坂町	971	46	219.3
能代市、藤里町、三種町、八峰町	764	70	78.0
大仙市、仙北市、美郷町	307	38	19.8

## 2 アンケート結果

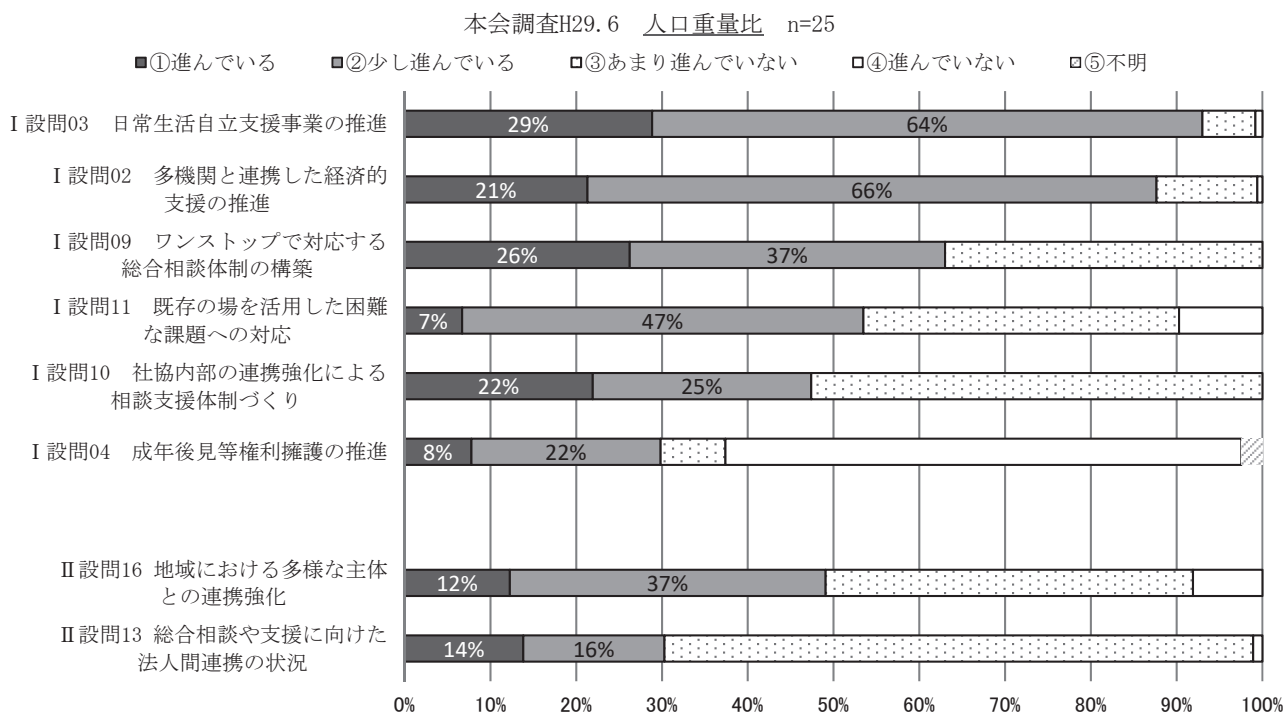
管内の人口や組織の規模により、組織の内部での連携強化は、大きな課題となります。日常生活自立支援事業や生活福祉資金等の制度サービスは8～9割の地域で「進んでいる」「少し進んでいる」との回答がありましたが、設問10「社協内部の連携強化」は4割台となっています。

平成29年6月の社協・生活支援活動方針第2次アクションプランで充実の必要性が示された「職員のチーム対応力の強化」や「部門間横断の仕組みづくり」が大きな課題です。

また、成年後見など権利擁護体制の構築（設問8）のためには、多様な主体との連携強化（設問16）や総合相談や支援に向けた法人間連携（設問13）の強化が求められます。それらの設問では、「進んでいる」「少し進んでいる」と回答した地域は3～4割台で、今後の取組みの課題といえます。

### 市町村社協の捉え方

※「進んでいる」「少し進んでいる」の回答が多い設問から順に並べ替えている。



◆視点1-3 地域づくり活動基盤は整っているか

高齢化や人口減少等に伴う担い手不足など社会情勢の変化に対応し、誰もが安心して暮らせる住民主体の「福祉でまちづくり」を進めるためには、ボランティアや寄付・募金など地域の動向に対応した支え合いの基盤づくりの強化に向けて、住民に地域福祉に関する情報提供や啓発を継続的に行う必要があります。

1 地域の支え合いをめぐる状況

(1) 小地域（在宅福祉）ネットワークの形成と担い手

要ネット世帯のうち、高齢者のネット形成済み世帯は44%となっていますが、障害者やその他世帯は5～6%となっています。

また、ネット形成関係者の内訳は、民生委員は高齢者、障害者、その他の各分野で全て5割台ですが、福祉保健関係者は障害者やその他で4割程度、福祉員や近隣住民は高齢者で2割程度、障害者やその他で1割未満となっています。

障害者やひとり親等その他の世帯の支援拡大と併せ、ネット形成関係者として福祉員や近隣住民を拡大することが課題となっています。

区分	世帯数 ①	要ネット世帯数 ②	ネット形成済み世帯数 ③	ネット形成関係者(③の内訳)									ネット当たり形成関係者数
				A 民生委員	B 保健師	C ヘルパー	D 訪問看護師	E 施設関係者	F ケアマネ	G 福祉員	H※ 近隣住民	計	
高齢者	102,431	55,462	45,071	40,830	3,226	3,032	501	4,962	6,887	9,636	5,704	74,778	1.66
障害者	53,942	2,967	2,769	2,519	1,470	237	35	154	150	67	121	4,753	1.72
その他(ひとり親等)	12,038	853	697	605	347	16	3	94	27	52	61	1,205	1.73
合計	168,411	59,282	48,537	43,954	5,043	3,285	539	5,210	7,064	9,755	5,886	80,736	1.66

※ H(近隣住民)は、A(民生委員)、G(福祉員)を除く

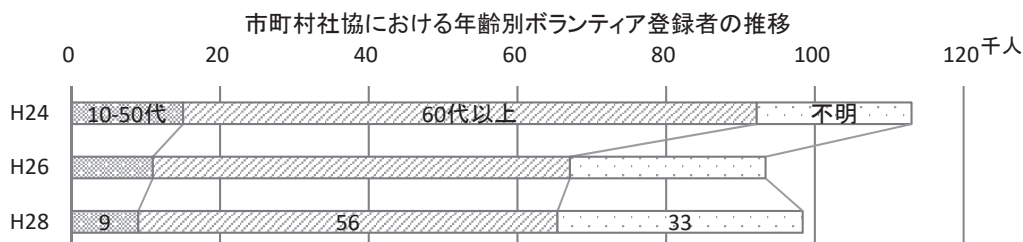
小地域(在宅福祉)ネットワーク活動におけるネット形成関係者の内訳 H29.1.1  
 ■ 民生委員(A)    □ 福祉保健関係者(B~F)    □ 福祉員近隣住民(G・H)



(2) ボランティア活動の登録者数

ボランティア活動の登録者数は、平成24年には10万人を超えていましたが、その後は減少し、平成28年には98千人余となっています。年代別では60歳代以上が過半数を占めており、50歳代以下の参加は1割以下に止まっています。

今後も増加する高齢者のボランティア参加者数の維持・拡大はもちろんですが、壮年層・若年層の参加拡大が課題となっています。

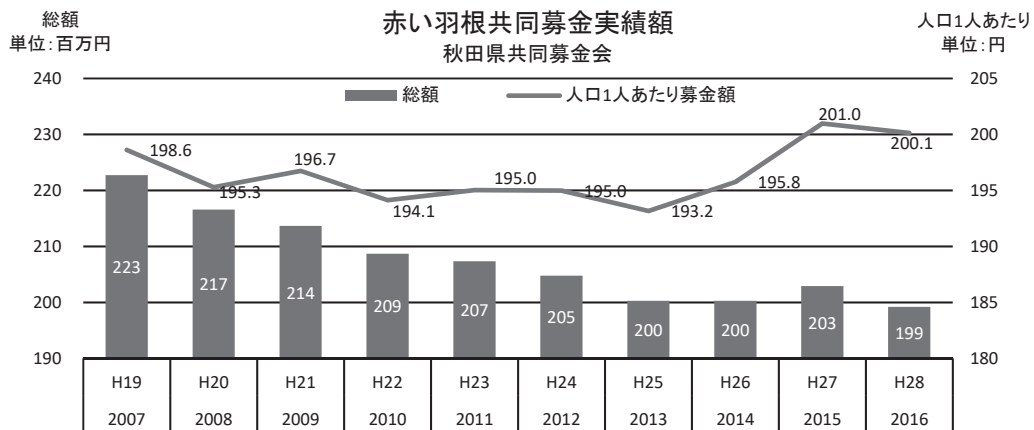
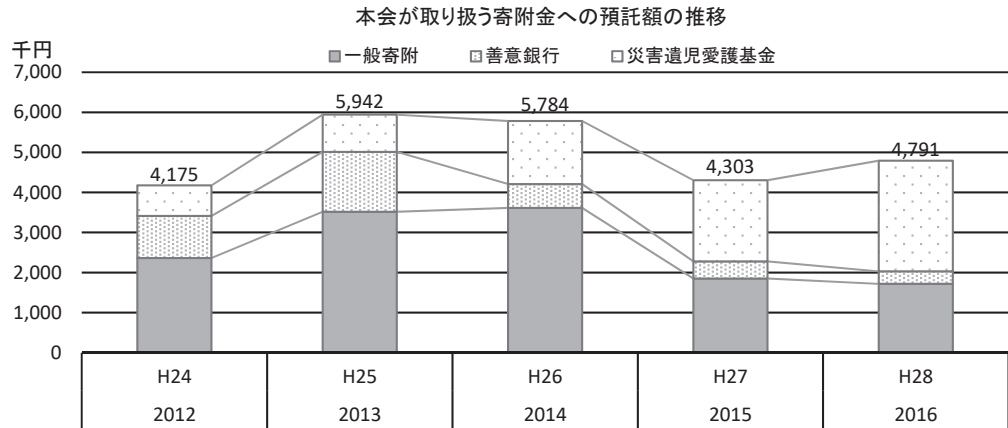




(3) 寄附・募金の推移

本会が取り扱う寄付金の預託額は、平成24年度以降4～5百万円台で推移しています。この数年は一般寄附が減少し、災害遺児愛護基金への預託が増加しています。

また、赤い羽根共同募金については、実績全体は減少傾向にありますが、募金県人口1人あたりの募金額は、使途やテーマを明確にした募金メニューを設定した平成26年度以降増加傾向にあります

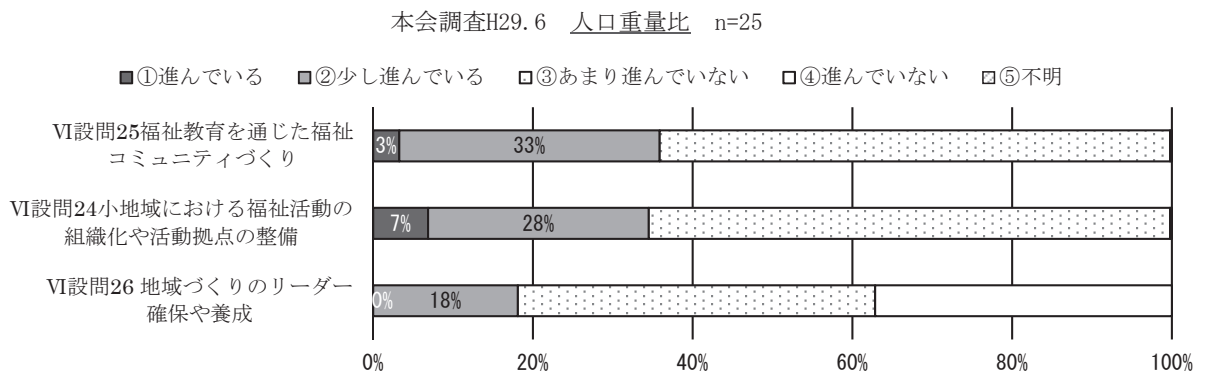


2 アンケート結果

地域づくり活動基盤の整備に関する設問では、多くの地域で評価が低く、様々な企画に取り組む必要があります。

市町村社協の捉え方

※「進んでいる」「少し進んでいる」の回答が多い設問から順に並べ替えている。



◆視点1-4 社協と行政とのパートナーシップは構築されているか

多くの市町村社協は行政の地域福祉計画の策定に連携して取り組んでいるなど社協と行政のパートナーシップの構築を進めていますが、少子高齢化や人口減少等により福祉の支援を求める人たちは増加し、その内容も多様化、複雑化しています。

地域共生社会の実現を目指す動きと連動し、福祉関係者をはじめ地域の様々な関係者のプラットフォームとしての機能を本来備えているべき社協は、その使命を踏まえ、自らの役割や機能について行政と共通理解を図りながら、パートナーシップをさらに強化していく必要があります。

1 市町村社協と市町村行政の地域福祉に関する計画の策定状況

計画を策定済みの市町村社協は20となっていますが、市町村行政は14（計画期間終了済み含む）となっています。計画策定や評価にあたっては、7割の市町村で行政と社協が連携して作業を進めています。

H30.1月時点

市町村	地域福祉計画		計画期間		計画の見直し予定	
	行政	社協	行政	社協	行政	社協
秋田市	○	○	26-30	26-30		
能代市						
横手市	○	○	27-31	27-31		
大館市						
男鹿市	○	○	27-32	27-31		
湯沢市	○	○	26-30	28-32		
鹿角市	○	○	26-30	26-30		
由利本荘市	○	○	27-31	27-31		
潟上市	○	○	28-32	28-32		
大仙市	○	○	30-32	30-32		
北秋田市	※	※	-	-		
仙北市	○	○	26-30	26-31		
にかほ市	○	○	29-33	30-34		

※一体で作業中

市町村	地域福祉計画		計画期間		計画の見直し予定	
	行政	社協	行政	社協	行政	社協
小坂町		○		28-32		H30
上小阿仁村						
藤里町		○		26-30		
三種町	○	○	27-31	27-31		
八峰町		○		21-25		H30
五城目町		○		26-30		
八郎潟町		○		27-31		
井川町						
大潟村	○	○	24-29	25-29		
美郷町	○	○	28-33	28-33		
羽後町		○		25-29	H30	H30
東成瀬村	○	○	27-30	25-30		
計	14	20			1	3
秋田県	○	○	30-35	30-35		

2 地域生活課題の調査・研究と行政への政策要望・提言の状況

本会が行政や社会福祉関係者等と連携し、組織している地域福祉推進委員会では、住民が抱える地域生活課題の把握や調査研究を行うとともに、関係機関に、政策要望として、対応策を提言しています。

平成26～29年度にかけては、7つの専門委員会を組織し、福祉人材の確保などの調査・研究を行ったほか、16件の政策要望・提言を行っています。

(1) 専門委員会設置状況

- ① 福祉人材の確保・定着化に関する委員会 平成26～27年度
- ② 社会福祉施設災害支援ネットワーク会議 平成26年度～
- ③ 日常生活自立支援事業あり方検討委員会 平成28年度
- ④ 秋田型総合相談・生活支援あり方検討委員会 平成28年度
- ⑤ 社会福祉法人の連携・協働による地域公益活動推進検討委員会 平成28年度
- ⑥ 秋田県地域福祉活動計画策定委員会 平成29年度

## (2) 政策要望・提言の状況

平成26年度

- ① 介護職員等によるたん吸引等研修会の分散開催（県長寿社会課）
- ② ひとり親家庭に対する教育支援事業の拡充（県子育て支援課）
- ③ 全県域における権利擁護・成年後見サポートセンター(仮称)の設置促進(県福祉政策課)
- ④ 災害時における福祉避難所設置に向けた社会福祉施設と市町村行政の協定締結の促進  
(県福祉政策課)

平成27年度

- ① 里親支援専門相談員の配置と専門里親の開拓促進（県子育て支援課）
- ② 地域生活支援の拠点等の整備(県障害福祉課)
- ③ 65歳以上介護保険サービス優先問題の改善(県障害福祉課)
- ④ 民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備の推進(県福祉政策課)
- ⑤ 生活困窮者自立支援制度の広域連携推進とセーフティネットの体制整備(県福祉政策課)

平成28年度

- ① 障害者の地域生活移行に伴うショートステイの整備(県障害福祉課・25市町村)
- ② 平成30年介護報酬改定の減額阻止及び福祉人材の確保（県長寿社会課）

平成29年度

- ① 地域生活支援拠点整備に向けた目標値の設定（県障害福祉課）
- ② DV被害等困難な状況に置かれた母子の保護にかかる対応（県地域・家庭福祉課）
- ③ 総合相談・生活支援拠点の整備推進（県地域・家庭福祉課）
- ④ 地域における権利擁護体制の構築（県長寿社会課、地域・家庭福祉課、25市町村）
- ⑤ 福祉人材の確保（県福祉政策課、長寿社会課、地域・家庭福祉課）

## 3 地域における権利擁護体制の整備

少子高齢化や人口減少により、一人暮らし高齢者や認知症高齢者が増加する中で、地域において本人の意思を尊重した生活の支援を行う権利擁護体制の整備が求められています。

地域における権利擁護体制の充実のためには、判断能力がある方を対象とする日常生活自立支援事業（以下「事業」）と、判断能力が無くなった方も含めて対象とする成年後見制度（以下「制度」）が、地域で車の両輪として運用される必要があります。

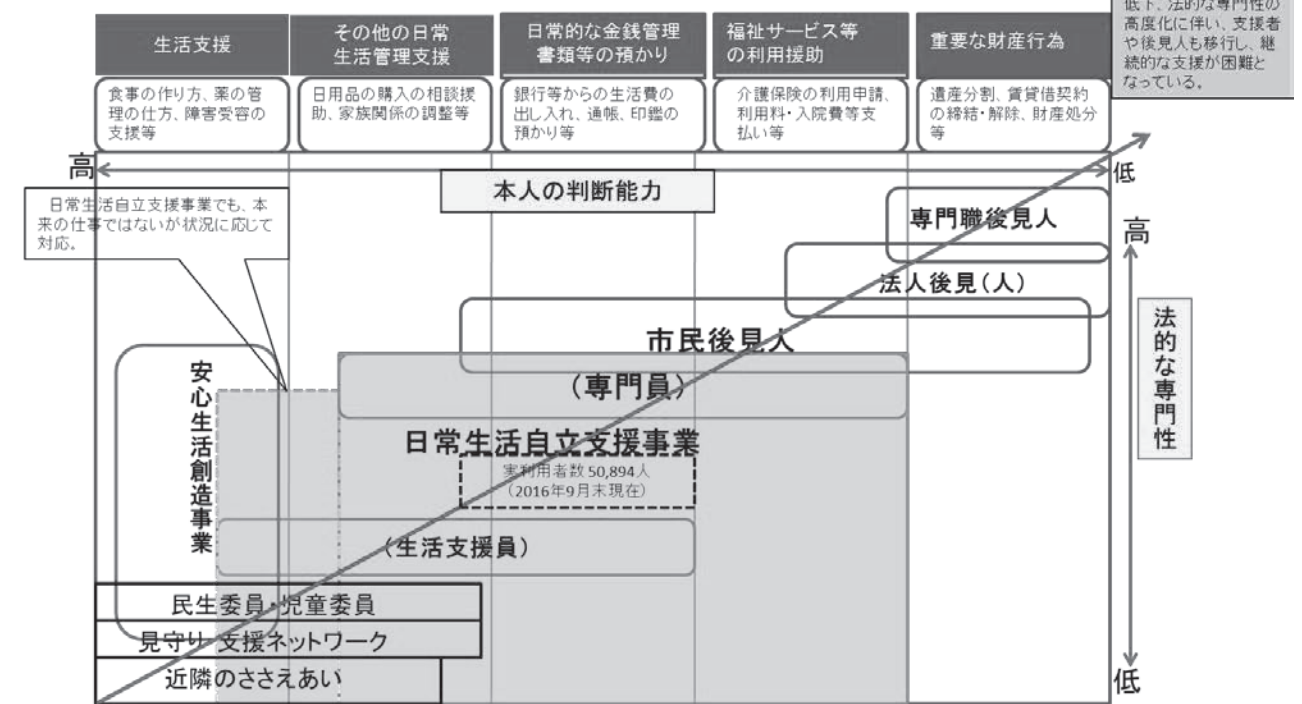
しかし、本県における利用状況は、事業が全国平均の8割程度、制度が同じく5割程度となっています。また、全国で高齢化率トップである本県は、同じく上位にある高知県や島根県の成年後見市区町村申立件数や事業の利用者数と比べ、人口あたりで1/3～1/2と低位にあり（次ページ下の図）、支援を必要とする方が潜在している可能性があります。

そこで、本会は県内全市町村社協と連携し、事業の強化に向けて、平成29年度から受入体制の充実を進めています。

また、成年後見制度の利用促進にあたっては、身寄りのない方への対応のため市区町村長申立が制度に組み込まれていることなどを踏まえると、行政の関わりが不可欠です。

しかし、権利擁護に向け市町村行政と市町村社協が連携した取組みが進んでいないと捉える市町村社協が7割ほどある一方で、7割程度の市町村行政が事業や制度の利用促進は十分「概ね十分」「普通」と捉えています。

## 日常生活自立支援事業、成年後見制度等の援助内容・範囲(現状)

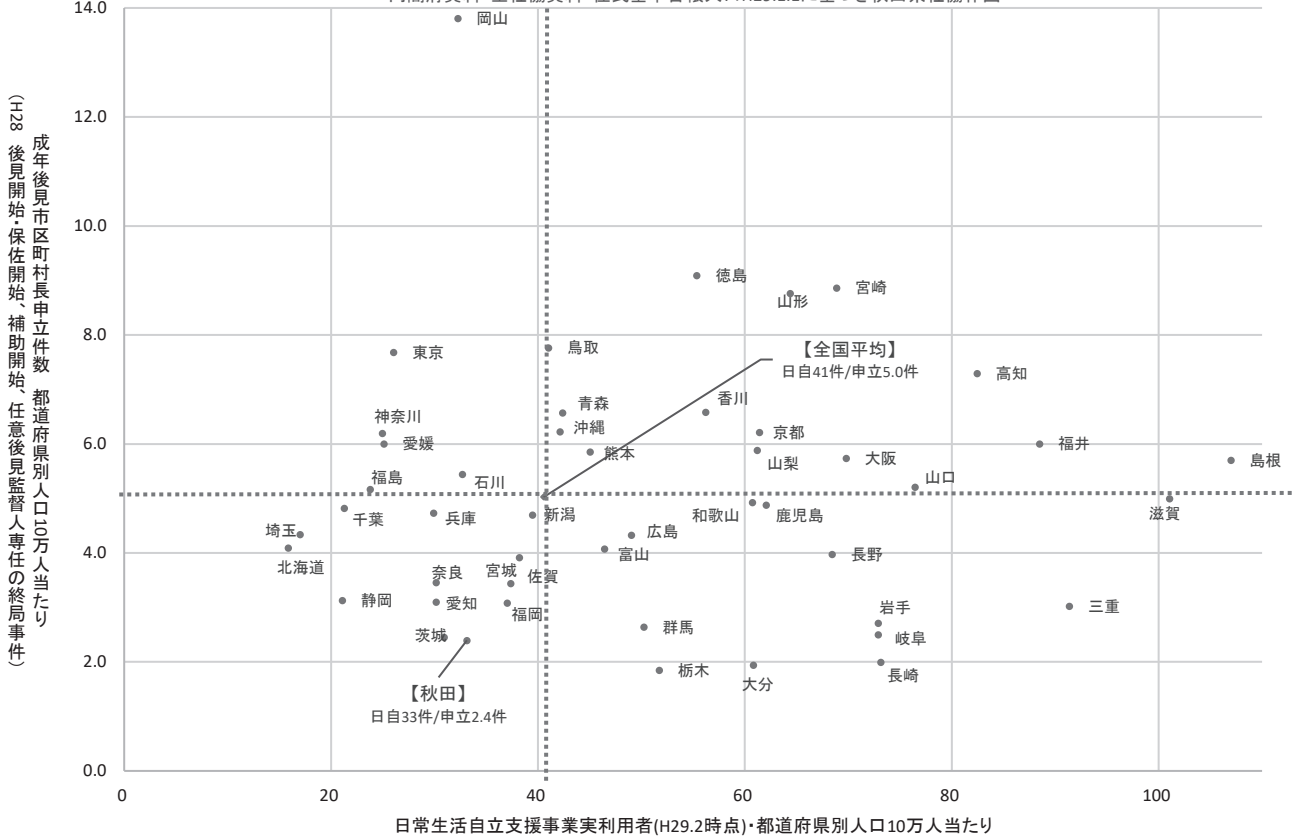


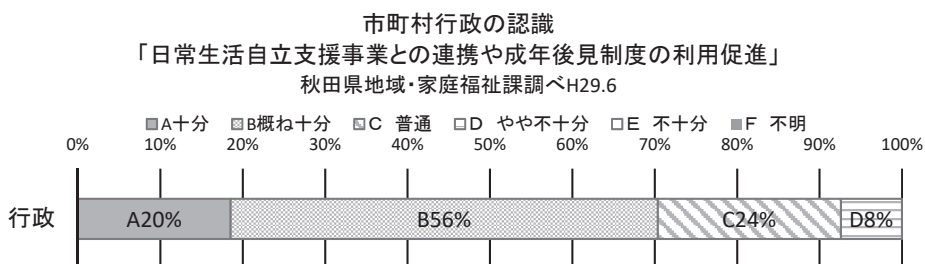
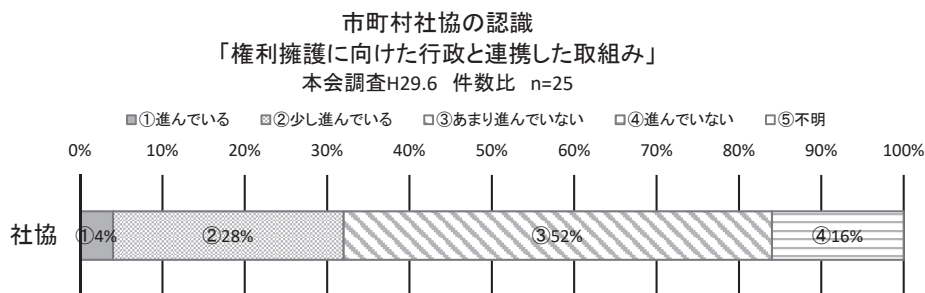
- (課題)・日常生活自立支援事業から成年後見への移行に当たり、対象者との信頼関係の再構築等の支障が生じていること。  
 ・弁護士等専門職後見人は、福祉・介護サービス利用契約等の身上監護を行うことが少なく、身上監護のニーズに対応する体制が不十分であること。  
 ・身上監護を担う期待が大きい市民後見人は、財産管理に当たり一定のリスクを伴うこと。  
 ・体制が不十分であるために、対象者の把握も消極的な状況が見られ、ニーズが埋もれている可能性があること。

図提供 文京学院大学人間学部 中島修准教授

## 成年後見制度市区町村長申立件数 及び 日常生活自立支援事業実利用者数 との相関

内閣府資料・全社協資料・住民基本台帳人口H29.1.1に基づき秋田県社協作図





双方とも日常業務で地域の住民と接しているにもかかわらず、権利擁護や成年後見制度に関して認識が大きく異なっていることがうかがわれます。

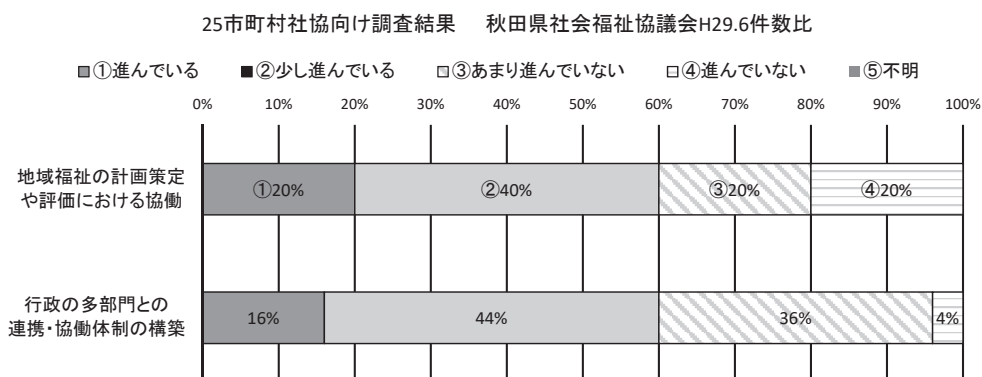
そこで、社協は、今まで培ったパートナーシップを活かし、地元行政と地域における権利擁護体制の整備の必要性について共通理解を深めるとともに、具体的な取組みを強化することが必要です。

また、市町村行政には、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」や国の「成年後見利用促進基本計画」を踏まえ、社協と連携して必要な仕組みづくりを進める等、住民が利用しやすい環境整備に向けて積極的な取組みが求められています。

#### 4 地域福祉計画、地域福祉活動計画の策定に関するアンケート結果

(1) 市町村社協の捉え方(次期地域福祉活動計画策定のためのアンケート調査 H29.6 秋田県社会福祉協議会 人口重量比)

「地域福祉の計画の策定や評価における協働」や行政の他部門にとの連携・協働体制の構築については、「①進んでいる」「②少し進んでいる」と回答した社協はどちらも6割となっています。



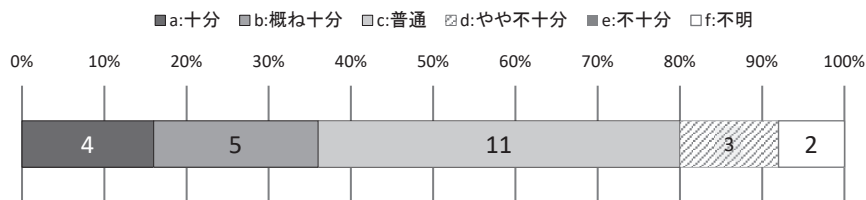
(2) 市町村行政の捉え方

市町村行政では、市町村社協や福祉関係団体との連携を9割近くが「十分」「概ね十分」「普通」と認識しています。

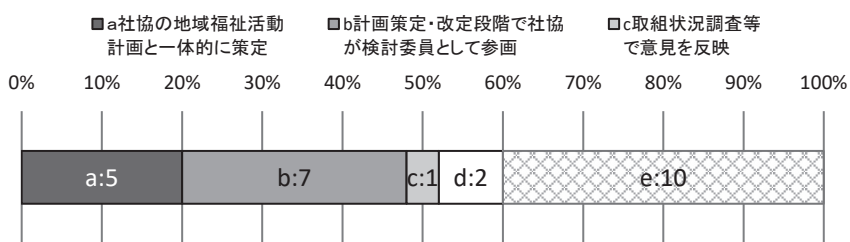
地域福祉計画は、6割の市町村で策定済みであり、策定にあたっては、市町村社協や福祉関係団体と連携していない市町村行政は1割以下となっています。

(地域福祉支援計画策定にかかる市町村における地域福祉取組み状況等調査結果 H29.6 秋田県健康福祉部地域・家庭福祉課)

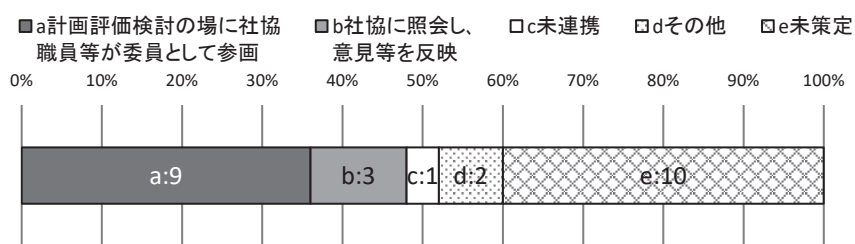
### 市町村社協や福祉関係団体との連携



### 地域福祉計画の策定や改訂における市町村社協との連携方法



### 市町村は地域福祉計画の進捗状況の確認・評価における市町村社協との連携方法



## ◆視点2 地域での公益活動は進んでいるか

少子高齢化や人口減少が進む中、地域では様々な生活課題が生じており、社会福祉法人は、それらの課題に先駆的、創造的に取り組むほか、制度外の課題にも柔軟に対応していくことが求められています。

しかし、地域において公益的な活動に取り組むに当たり、多くの施設経営法人は人材不足と地域の福祉ニーズ把握を課題としていることから、社協は地域福祉を推進する立場から、施設経営法人との連携に積極的に取り組むことが求められます。

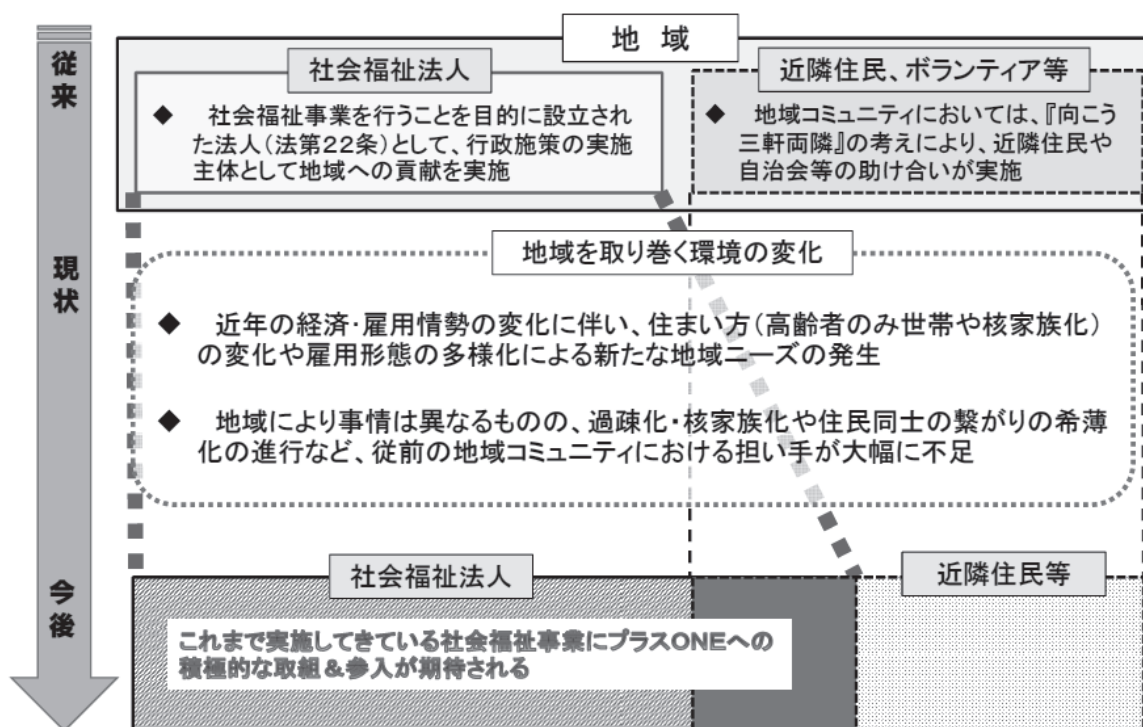
### 1 地域を取り巻く環境の変化と多様な地域生活課題

従来、社会福祉法人は社会福祉事業を行うことを目的として設立され、社会福祉関係法令に基づく福祉サービスを提供する主体として地域への貢献を行ってきました。

また、地域コミュニティにおいては近隣住民や自治会等のたすけあいが行われてきました。

しかし、経済・雇用情勢の変化や少子高齢化、人口減少等に伴う地域社会の変化等により、社会的孤立や貧困、心身の障害等に起因する多様な地域生活課題が生じています。

このような地域生活課題に対応するためには、社会福祉法人がこれまで実施してきた社会福祉事業に加え、地域における公益的な取組の活動を行い、地域における総合相談・生活支援の仕組みを強化する必要があります。



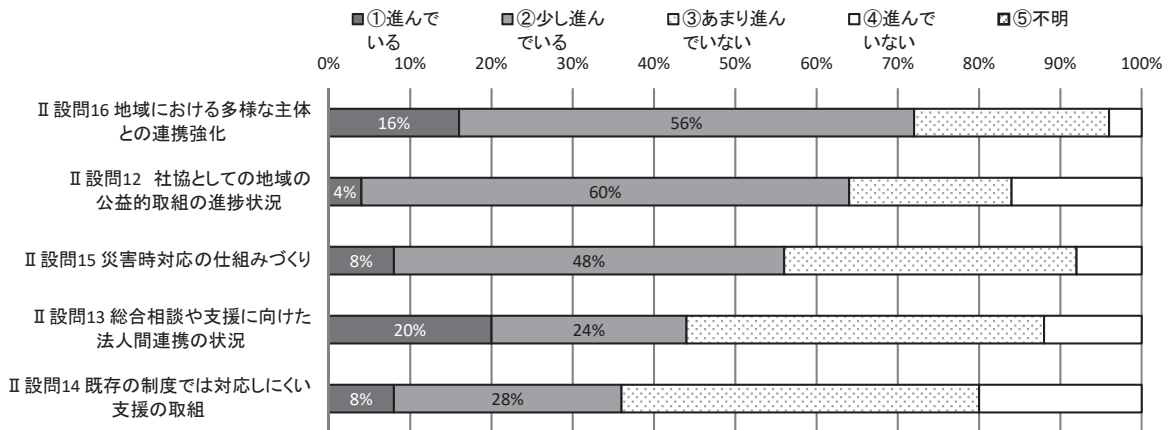
出典：厚生労働省「第2回社会福祉法人の在り方等に関する検討会」資料

## 2 アンケート結果

### (1) 市町村社協の捉え方

市町村社協では、「災害時対応」や「既存の制度では対応しにくい支援の取組み」、「地域の公益的取組み」について、5～7割が「進んでいる」「少し進んでいる」と認識していますが、「総合相談や支援に向けた法人間連携」については、「進んでいる」「少し進んでいる」との認識は3割程度となっています。

本会調査H29.6 件数比 n=25  
 ※「①進んでいる」「②少し進んでいる」の回答が多い順に並べ替えています。

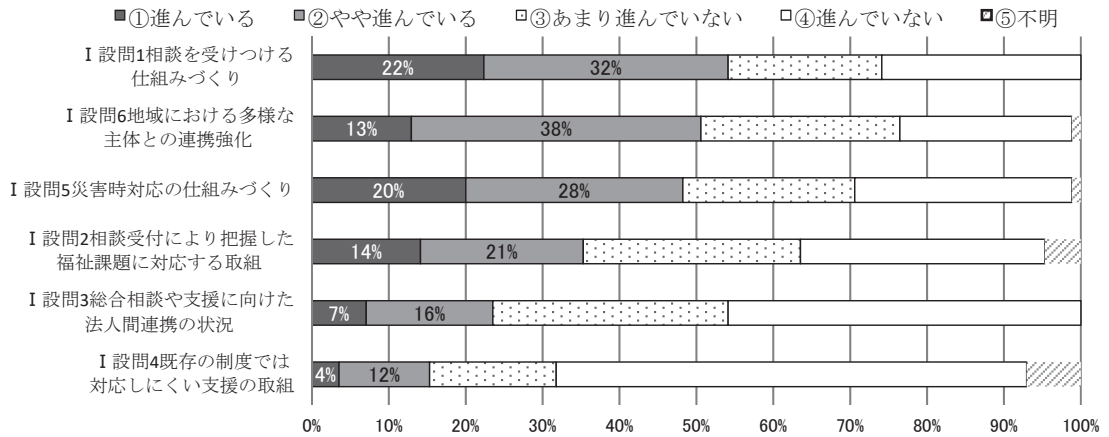


## (2) 社会福祉法人の捉え方

社会福祉法人では、「相談を受け付ける仕組みづくり」や「地域における多様な主体との連携強化」については、「進んでいる」「少し進んでいる」との認識が5割を超えています。また、「総合相談や支援に向けた仕組みづくり」や「既存の制度では対応しにくい支援の取組」については、「進んでいる」「少し進んでいる」との認識が1～2割台となっています。

なお、社会福祉法人の約半数が取組みを行っていると回答しています。

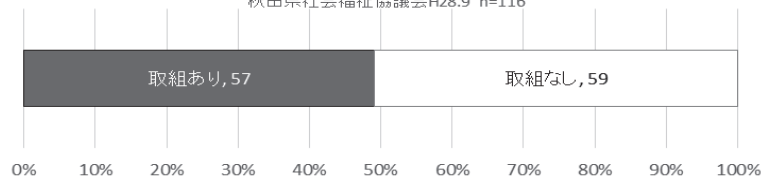
本会調査H29.6 n=85



※「進んでいる」「少し進んでいる」の回答が多い設問から順に並べ替えている。

## 地域の公益活動への取組

社会福祉法人向け地域の公益活動の取組状況アンケート調査  
 秋田県社会福祉協議会H28.9 n=116





◆視点3 福祉サービスの質の向上と社会福祉法人や福祉施設の経営管理の強化は進んでいるか

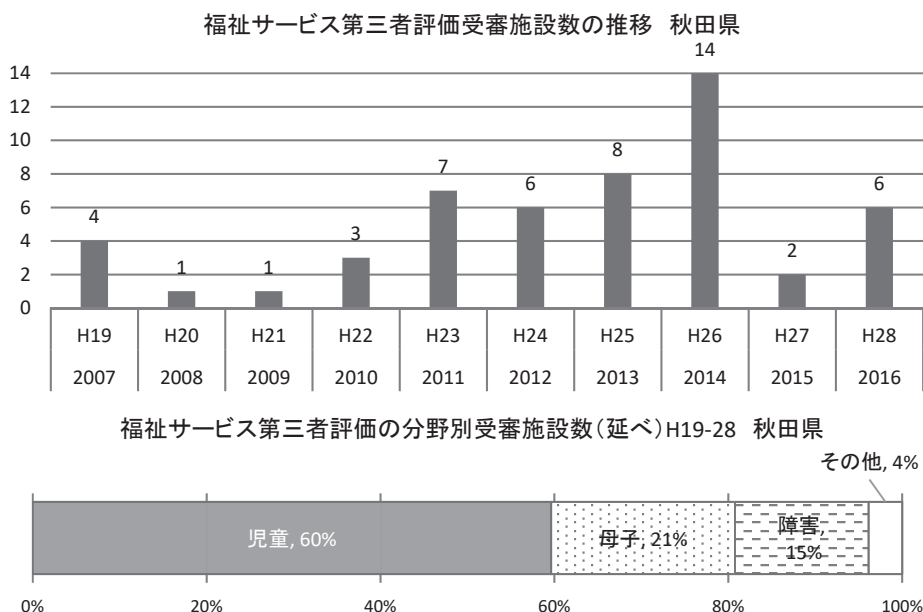
社会福祉法人は、福祉サービスの供給体制の整備・充実を図る社会福祉法人制度改革の趣旨を踏まえ、経営組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性の確保等の取組みを進め、信頼される法人として、良質で安全・安心な福祉サービスの提供を行う必要があります。

1 福祉サービス第三者評価の受審状況

福祉サービスの質の向上を図るため、平成19年度に開始された福祉サービス第三者評価の受審数は年平均5件で、平成28年度までに延べ52施設（実数42施設）が受審しています。

受審施設の分野別傾向は、約6割が児童分野、次いで母子が約2割、障害が15%となっていますが、高齢関係施設は受審実績がありません。

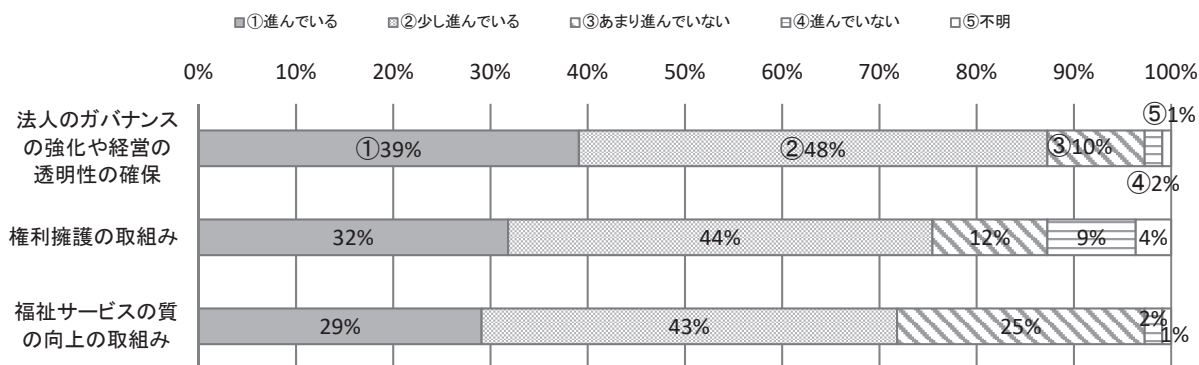
なお、平成24年度から3年に1度の受審が義務化された社会的養護施設の8施設は、2回以上受審しています。



2 アンケート結果

○社会福祉法人の捉え方(本会調査 H29.6 n=85)

法人のガバナンスの強化については、9割近くの法人が「進んでいる」「少し進んでいる」と認識していますが、福祉サービスの質の向上の取組については、「進んでいる」「少し進んでいる」と認識している法人は、7割程度となっています。



#### ◆視点4 働きやすく、やりがいの感じられる福祉の職場づくりを進めているか

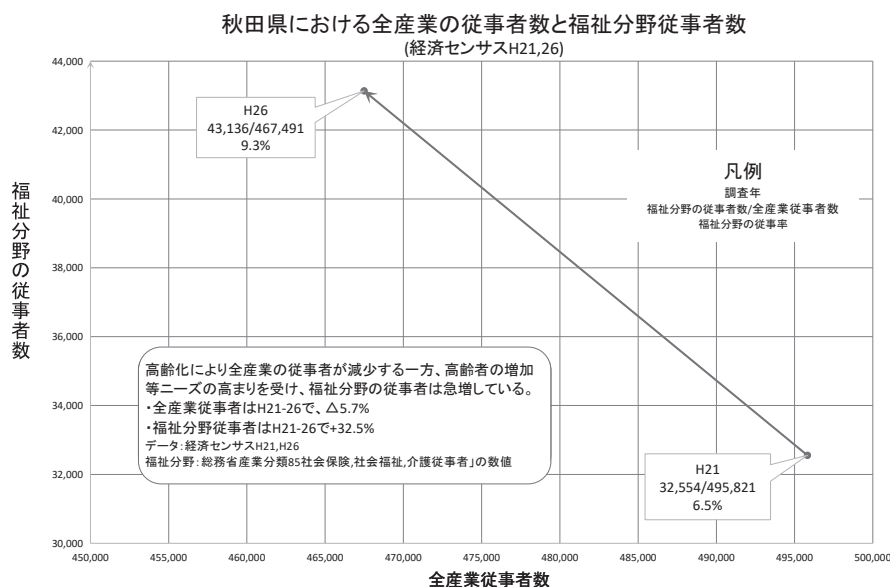
少子高齢化や人口減少、経済・雇用情勢の変動に伴い、就業人口の減少と福祉サービスのニーズの拡大は今後も続くことと見込まれることから、意欲ある人が働きやすい環境づくりを行い、多様な担い手を確保する必要があります。

また、職員の資質の向上のため、福祉施策の動向や福祉の職場の状況を踏まえ、的確なテーマ設定等により研修等の取組みを進める必要があります。

### 1 福祉の職場をめぐる状況

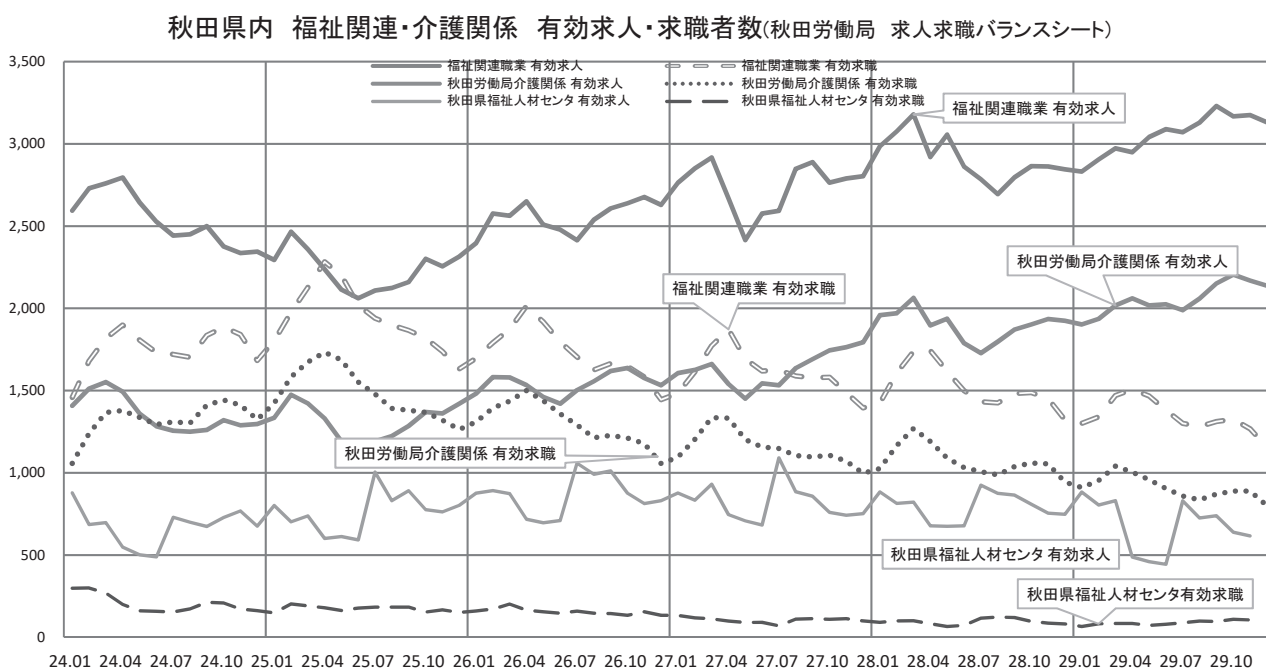
#### (1) 福祉施設従事者の傾向

高齢化や若者の県外流出により就労人口は減少する一方、福祉分野の従事者数は増加しています。



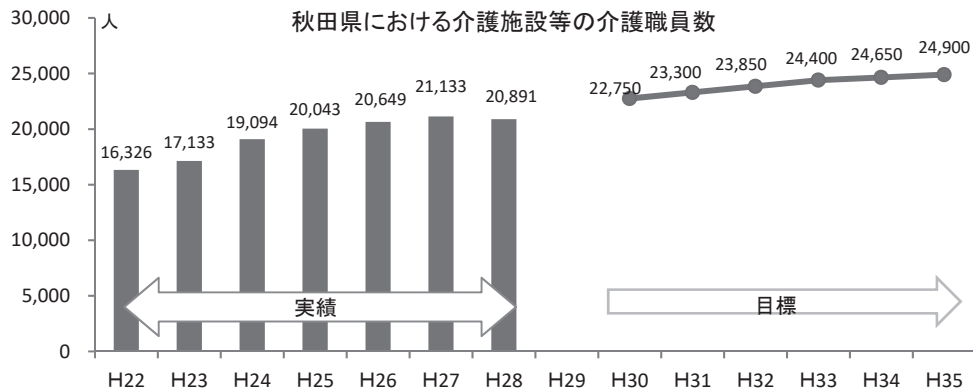
#### (2) 福祉関連分野の求人・求職者の状況

平成25年秋以降、福祉関連分野の求人数は上昇傾向にある一方、求職者は同時期以降減少傾向にあり、平成29年12月の福祉関連職業の有効求人倍率は2.71倍となっています。



(3) 介護人材の需給見通し

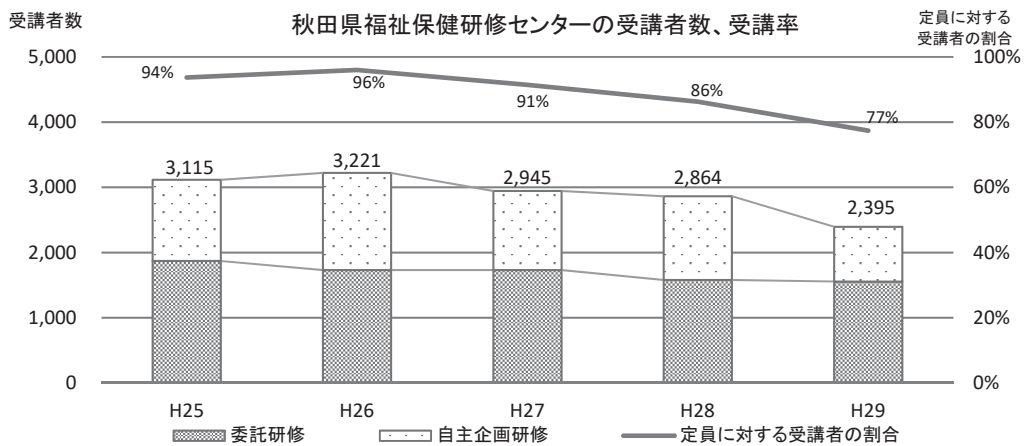
介護人材については、慢性的な人材不足が続いています。今後も、介護人材の需要が増加する一方で、生産年齢人口は減少が見込まれており、介護職員が大幅に不足することが懸念されています。



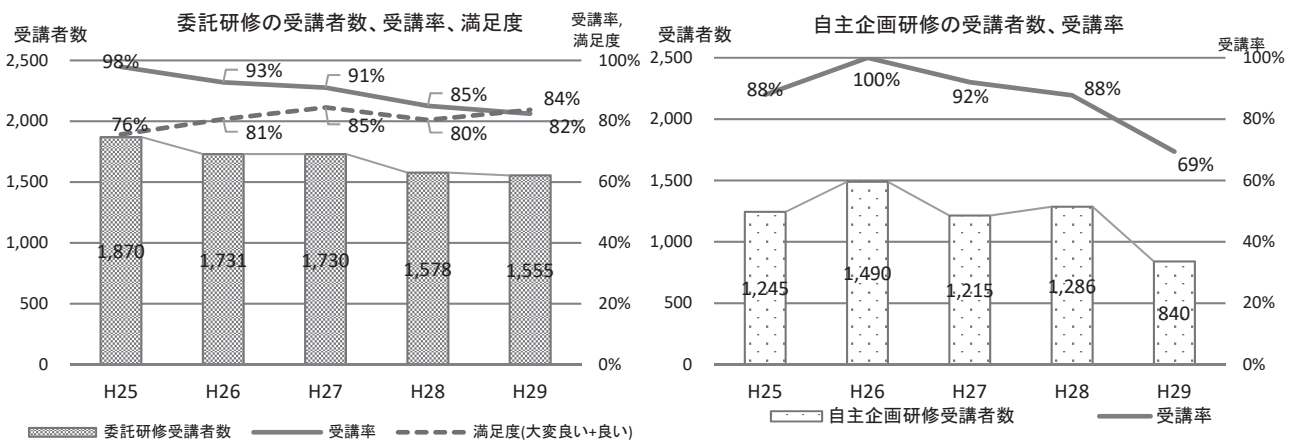
出典：厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」（H22～H28） 県長寿社会課による推計（H28～H35）

(4) 福祉従事者の研修の実施状況

秋田県福祉保健研修センターが実施する研修の受講者は、平成29年度は平成26年度の7割半ばの2,395人と減少しており、受講率（受講者/定員）は77%となっています。



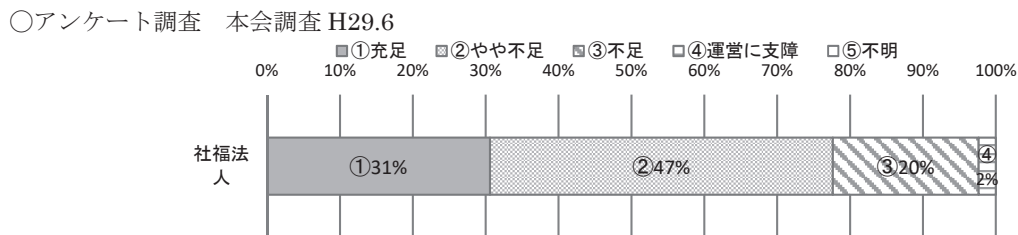
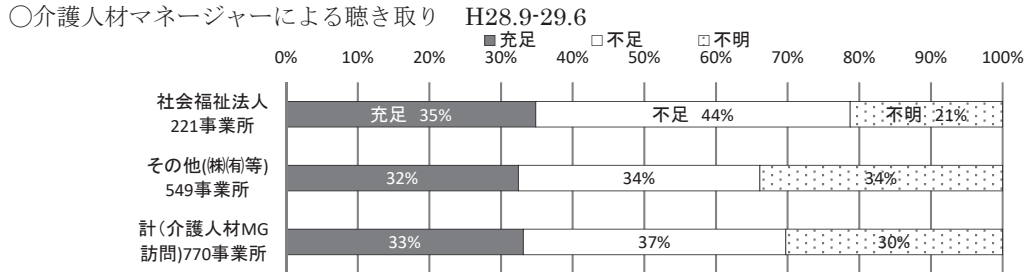
委託研修、自主企画研修別に見ると、委託研修では受講者の減少幅が縮小し、受講者の満足度（大変良い+良い）が上昇傾向にあります。自主企画研修では受講者数と受講率ともに減少しており、平成29年度の受講率は7割を下回りました。



## 2 聴き取り・アンケート結果

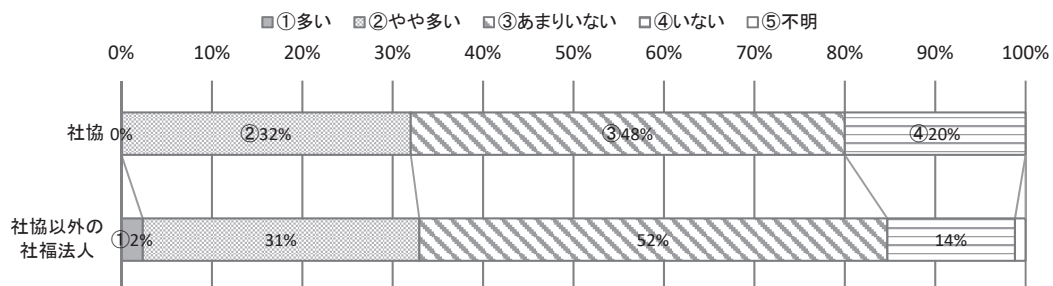
### (1) 事業所での人材確保状況

本会の介護人材マネージャーによる聴き取りでは、約4割、本会のアンケート調査では7割の事業所で福祉人材が不足していると認識しています。



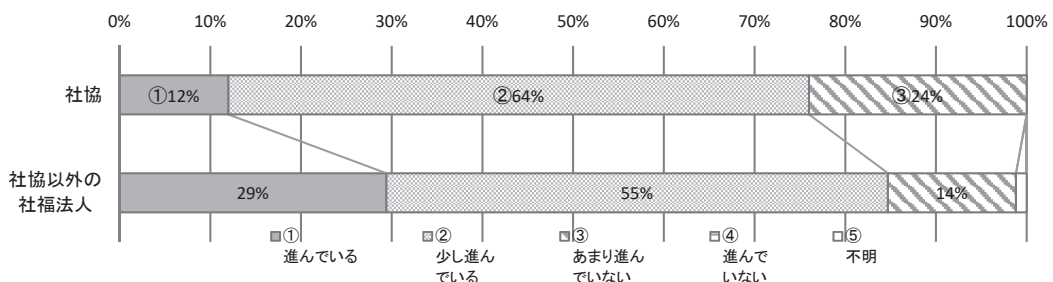
### (2) 福祉人材の離職の状況

3割超の社会福祉法人で福祉人材の離職が「多い」「やや多い」と認識しています。(本会調査 H29.6)



### (3) 働きやすく、やりがいの感じられる福祉の職場づくり

社協、社会福祉法人ともに7～8割で、働きやすく、やりがいの感じられる福祉の職場づくりが「進んでいる」「少し進んでいる」と認識しています。(本会調査 H29.6)



◆視点5 災害や防災への対応は進んでいるか

東日本大震災や平成29年7月の本県の雨災害等突然発生する災害に際し、住民の多様な福祉課題を発見し、その解決に向けた支援を行う仕組みづくりを進める必要があります。

また、社協は、地域福祉の推進役として、福祉施設、関係団体・機関と調整し、災害発生直後から福祉人材の派遣等の対応を行うため、日頃から広域的な支援ネットワークの仕組みづくりを進め、災害発生時に福祉の支援を受けやすい、災害に強い地域づくりを進める必要があります。

1 災害ボランティアセンターの仕組みづくり

平成28年度までに18の市町村社協が災害ボランティアセンター設置運営マニュアルを策定しているほか、平成29年度には新たに2つの社協で策定作業が進められており、マニュアル作りが未策定の市町村社協は5つとなっています。

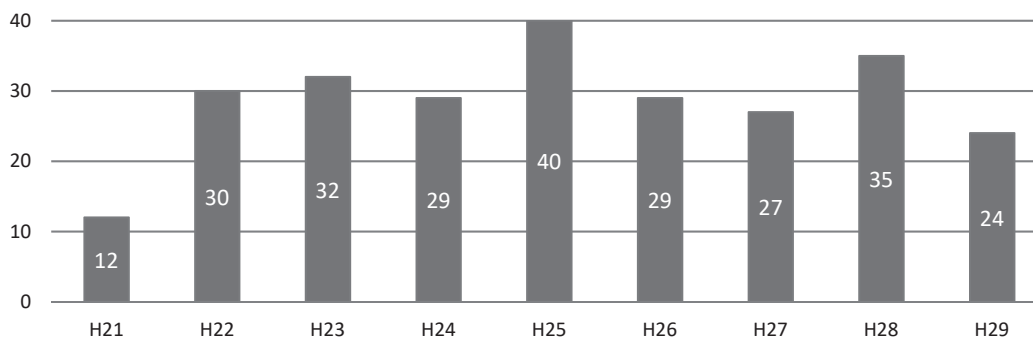
災害ボランティアコーディネーターは平成29年度までに323人を養成しており、うち74%が社協職員で、残りそれぞれ1割程度がボランティアと行政職員となっています。

災害ボランティアセンター設置運営マニュアル策定状況

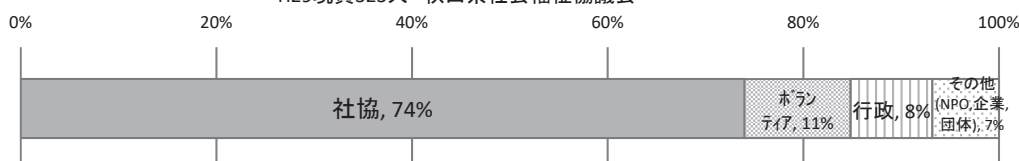
区分	策定済	未策定		区分	策定済	未策定	
		H29策定見込	未定			H29策定見込	未定
1 秋田市	○ H27			14 小坂町	○ H27		
2 能代市		○		15 上小阿仁村	○ H26		
3 横手市	○ H24			16 藤里町			○
4 大館市		○		17 三種町	○ H25		
5 男鹿市	○ H24			18 八峰町	○ H27		
6 湯沢市	○ H18			19 五城目町	○ H25		
7 鹿角市	○ H19			20 八郎潟町			○
8 由利本荘市	○ H24			21 井川町			○
9 潟上市	○ H25			22 大潟村			○
10 大仙市	○ H25			23 美郷町	○ H23		
11 北秋田市	○ H25			24 羽後町	○ H24		
12 にかほ市			○	25 東成瀬村	○ H19		
13 仙北市	○ H26			計	18	2	5

平成30年2月1日時点

秋田県災害ボランティアコーディネーター認定者数(年度別)  
秋田県社会福祉協議会



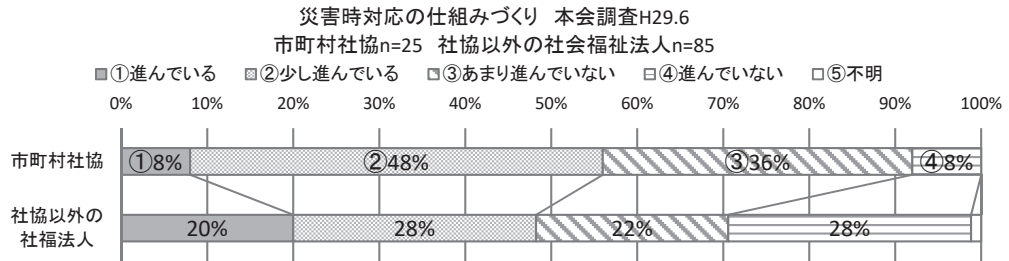
災害ボランティアコーディネーター認定者 所属別の割合  
H29現員323人 秋田県社会福祉協議会



## 2 アンケート結果

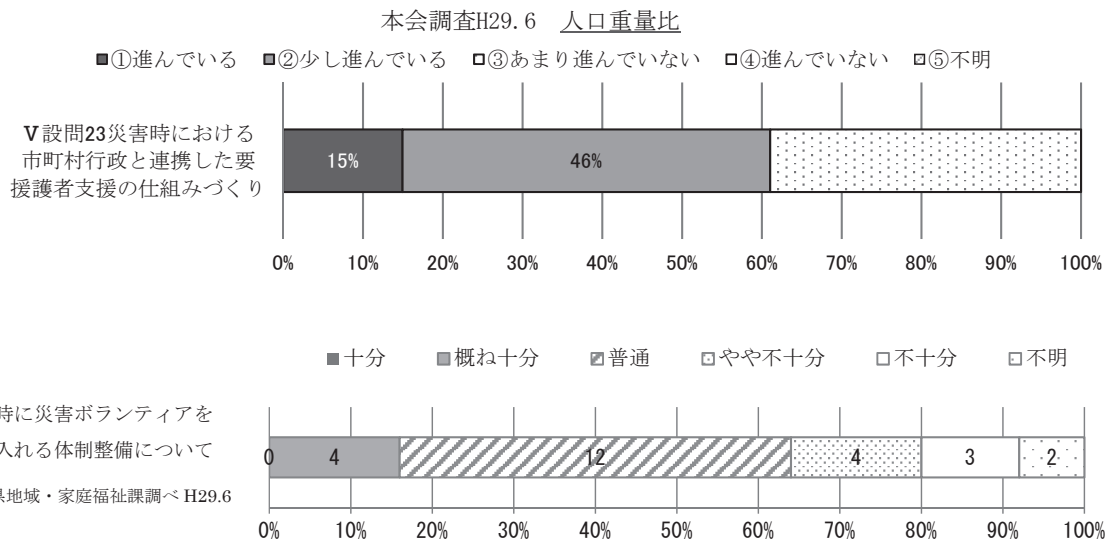
### (1) 市町村社協や社会福祉法人の災害時対応の仕組みづくり

市町村社協では6割近くが、社会福祉法人では5割近くが災害時対応の仕組みづくりが「進んでいる」「少し進んでいる」と認識しています。



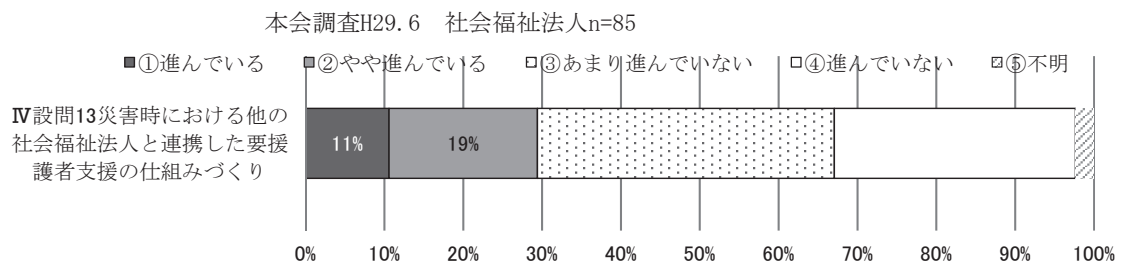
### (2) 市町村社協と市町村行政が連携した要援護者支援の仕組みづくり

市町村社協では、約6割で市町村行政と連携した要援護者支援の仕組みづくりが「進んでいる」「少し進んでいる」と回答しています。また、市町村行政では、6割超で、災害時に災害ボランティアを受け入れる体制整備が「概ね十分」「普通」と回答しています。



### (3) 社会福祉法人が他の社会福祉法人と連携した要援護者支援の仕組みづくり

社会福祉法人では、他の社会福祉法人と連携した要援護者支援の仕組みづくりについて「進んでいる」「やや進んでいる」との回答は3割にとどまっています。



## 参考資料4 秋田県地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿

任期：平成30年7月19日～平成30年3月31日

氏名	所属及び役職	委員区分
吉田 守実	八戸学院大学 健康医療学部 人間健康学科 准教授	学識経験者
赤平 一夫	湯沢市社会福祉協議会 事務局次長兼地域福祉課長	市町村社会福祉協議会
石井 誠	秋田市社会福祉協議会 地域福祉課長	市町村社会福祉協議会
加藤 静	藤里町社会福祉協議会 係長	市町村社会福祉協議会
川嶋 真諒	秋田県保育協議会 会長	各施設種別協議会
成田 重昭	秋田県知的障害者福祉協会 副会長	各施設種別協議会
福本 雅治	秋田県老人福祉施設協議会 副会長	各施設種別協議会
佐藤 徳雄	秋田県健康福祉部地域・家庭福祉課 課長	行政

(委員区分ごとに五十音順、敬称略)

# 全国200万人加入!! 日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償 ボランティア活動保険



## 対象となるボランティア活動

- ◆グループの会則に則り企画、立案された活動であること  
(グループが社会福祉協議会に登録されていることが必要です。)
  - ◆社会福祉協議会に届け出た活動であること
  - ◆社会福祉協議会に委嘱された活動であること
- ※活動のための学習会または会議などを含みます。  
※自宅などとボランティア活動を行う場所との通常の経路による往復途上を含みます。(自宅以外から出発する場合は、その場所と活動場所への往復途上となります。)

## 保険金をお支払いする主な場合

- 清掃ボランティア活動中、転んでケガをして通院した。(ケガの補償)
- 活動に向かう途中、交通事故にあって亡くなった。(ケガの補償)
- 活動中、食べた弁当でボランティア自身が食中毒になって入院した。(ケガの補償)
- 家事援助ボランティア活動で清掃中、誤って花瓶を落としてこわした。(賠償責任の補償)
- 自転車でボランティア活動に向かう途中、誤って他人にケガをさせた。(賠償責任の補償)

## 保険金額・年間保険料(1名あたり)

		Aプラン	Bプラン	
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円	1,400万円	
	後遺障害保険金	1,040万円 (限度額)	1,400万円 (限度額)	
	入院保険金日額	6,500円	10,000円	
	手術 保険金	入院中の手術	65,000円	100,000円
		外来の手術	32,500円	50,000円
	通院保険金日額	4,000円	6,000円	
	特定感染症の補償	上記後遺障害、入院、通院の各補償金額(保険金額)に同じ		
賠償責任の補償	賠償責任保険金 (対人・対物共通)	5億円 (限度額)		
年間保険料	基本タイプ	350円	510円	
	天災タイプ※ (基本タイプ+地震・噴火・津波)	500円	710円	

(※)天災タイプでは、天災(地震、噴火または津波)に起因する被保険者自身のケガを補償します(天災危険担保特約条項)が、賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

## ボランティア行事用保険 (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事におけるケガや賠償責任を補償!

- 行事参加者(主催者[個人]を含みます。)全員のケガを補償
- 行事主催者の損害賠償責任も補償

## 送迎サービス補償 (傷害保険)

送迎・移送サービス中の自動車事故などによるケガを補償!

- 送迎・移送サービス利用者を選定したAプラン
- 送迎・移送サービスのための自動車を特定したBプラン

## 福祉サービス総合補償

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

ヘルパー・ケアマネジャーなどの活動中のケガや賠償責任を補償!

- 在宅福祉サービス (公的介護保険対象外サービスを含みます。)
- 障害福祉サービス
- 児童福祉サービス
- 障害者地域生活支援事業
- 地域福祉サービス
- 介護保険サービス など

● このご案内は概要を説明したものです。お申込み、パンフレット・詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

団体契約者 ▶ **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

〈引受幹事  
保険会社〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課  
TEL: 03 (3349) 5137  
受付時間: 平日の9:00~17:00 (土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店 ▶ **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F  
TEL: 03 (3581) 4667 FAX: 03 (3581) 4763  
営業時間: 平日の9:30~17:30 (12/29~1/3を除きます。)

●この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。



# 地域福祉活動計画 2018

発行 平成30年3月

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会